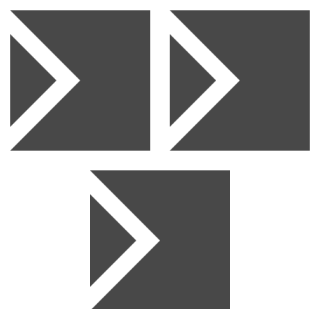


令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

習志野市第3期地域福祉計画(案)



令和7年10月版

習志野市

は じ め に

令和8年3月

習志野市長

宮本泰介

目 次

第1章 計画の策定にあたって	8
第1節 計画策定の背景	8
1. 策定の趣旨	8
第2節 関連施策の動向	10
1. 国の動向	10
第2章 計画策定の基本事項	14
第1節 計画の位置付けと法的根拠	14
1. 計画の期間	14
2. 計画の役割と法的根拠	14
3. 上位計画および関連計画との整合性	15
4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画	16
第2節 計画の策定方法	17
1. 策定の体制	17
2. 市民からの意見の収集	17
第3節 推進体制の確保	18
1. 推進体制の構築	18
第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況	19
第1節 習志野市の概況	19
1. 人口動態	19
第2節 地域福祉の現状	22
1. こども・子育てを取り巻く状況	22
2. 高齢者を取り巻く状況	30
3. 障がいのある人を取り巻く状況	33
4. 生活困窮者を取り巻く状況	36
5. 外国人人口を取り巻く状況	37
6. 関係組織・団体の状況	38
7. 地域福祉について	43
第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題	55
1. 将来人口の推計を踏まえた課題	55
2. 福祉の現状を踏まえた課題	57
第4節 計画推進者の役割	59
1. 「自助」、「互助・共助」、「公助」による取り組み	59

第4章 計画の基本姿勢	61
第1節 計画の基本理念.....	61
1. 基本理念設定の考え方.....	61
2. 基本理念	61
第2節 計画の基本目標.....	62
1. 基本目標設定の考え方.....	62
2. 施策の体系	63
3. 成果指標の設定.....	64
第5章 目標別の施策の展開.....	65
基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち	65
基本施策1 適切なサービス提供と自立の促進	65
基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有	68
基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備.....	71
基本施策4 社会参加と生きがいづくり	75
基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち	78
基本施策1 地域交流と居場所の充実.....	78
基本施策2 地域の見守りとこども・若者の健やかな成長支援.....	81
基本施策3 市民協働と地域課題の共有	85
基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進	88
基本施策5 必要な人へ届ける支援の充実	92
基本施策6 複雑化・複合化する課題への支援体制の充実	96
基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち	99
基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進	99
基本施策2 地域の防災・防犯・交通安全体制の推進	102
基本施策3 居住支援と施設・生活のバリアフリー化	105
基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち	108
基本施策1 地域福祉を推進する人材の育成.....	108
基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進	112
第6章 習志野市成年後見制度利用促進基本計画	115
第1節 計画策定にあたって.....	115
第2節 習志野市を取り巻く環境.....	116
第3節 基本方針	122
第4節 施策目標	123
第7章 習志野市更生保護推進計画(習志野市再犯防止推進計画).....	125

第1節	計画策定にあたって.....	125
第2節	習志野市を取り巻く環境.....	126
第3節	基本方針	134
第4節	施策目標	135
資料		139
第1節	策定経過	139
第2節	習志野市福祉問題審議会.....	140
1.	習志野市福祉問題審議会審議会設置条例.....	140
2.	委員名簿	141
第3節	習志野市地域福祉計画策定地域会議	142
1.	習志野市地域福祉計画策定地域会議設置要領.....	142
2.	委員名簿	143
第4節	習志野市地域福祉計画策定委員会	144
1.	習志野市地域福祉計画策定委員会設置要領	144
第5節	社会福祉法（抜粋）	146
第6節	用語一覧	147

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 策定の趣旨

近年、わが国の人口は平成 20 年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、習志野市（以下「本市」）においても団塊世代が65歳に達した平成 24 年から平成 26 年に高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）が大きく上昇し、高齢社会を迎えています。また、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、生活のあり方が変化したことで、身近な生活課題に対する地域や家族間の助け合いなどのつながりが希薄化しています。さらに、単身世帯の増加に加え、新型コロナウイルス感染症対策などの影響により、人との交流機会が減少し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。そのような中で、高齢の親と同居しているひきこもりのこどもが社会から孤立し、生活課題を抱える「8050 問題」、障がいのあるこどもを育てている親が亡くなった後の「親なき後」問題、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、生活困窮、虐待や DV の問題など、複雑化・複合化した生活の課題や不安を抱える方も増えています。

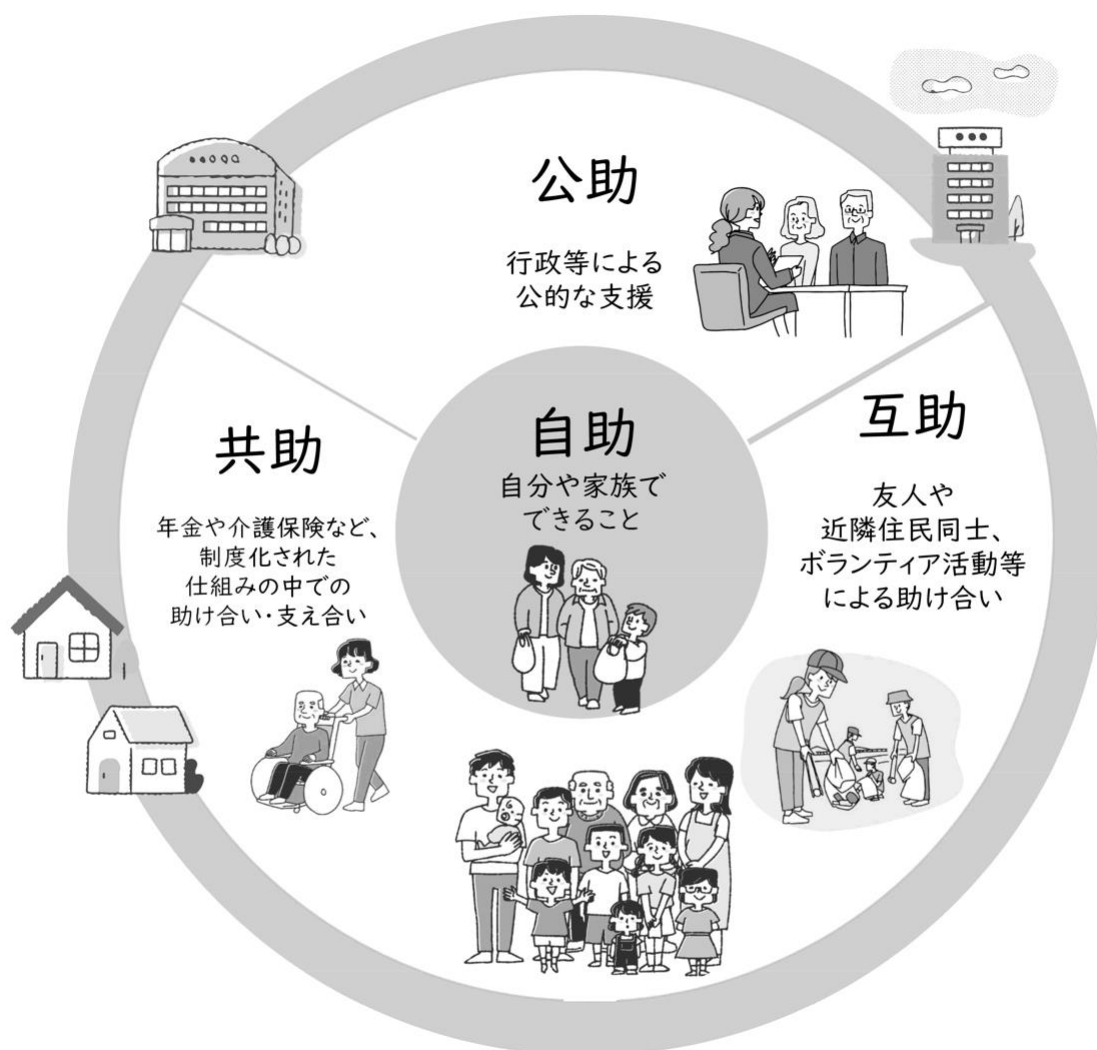
このような課題に対応していくため、従来の制度の枠を超えた包括的な支援体制の構築や、孤立解消のための取り組みの推進、高齢者や低所得者、障がいがある人、子育て家庭など、住宅の確保に配慮が必要な方々が安心して住まいで暮らすことができるようにするための仕組みづくりなど、新たな施策を推進していくことが必要とされています。

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支え合い、助け合う地域づくりを行うことです。これまで福祉とは、「一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、これからは、支援の「支え手」「受け手」といった関係を超え、互いに助け合いながら生活することができる地域を構築することが重要です。そのためには、行政による「公助」だけではなく、個人や家族による「自助」、地域や関係団体による「互助」、社会保障制度による「共助」が不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」が一体となった重層的な取り組みを推進していく必要があります。

そこで、本市の地域福祉を推進するための指針として、令和 8 年度から令和 15 年度までを計画期間とする「習志野市第 3 期地域福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

また、地域福祉として進める支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、更生保護推進計画（再犯防止推進計画）の 3 計画を一体的に策定するものです。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」イメージ図



第2節 関連施策の動向

1. 国の動向

国では、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、「『地域共生社会』の実現」を目指した新たな取り組みが進められています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。地域共生社会の実現に向けては、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、こどもの貧困解消対策、困難な問題を抱える女性への支援、こども基本法など、多くの法律が施行されています。また、令和3年度には、高齢者・子育て・障がい・生活困窮のような、従来の分野ごとの相談支援体制では解決することが困難な課題に対応するため、既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、市町村全体の支援機関・地域の関係者などが地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを包括的に受け止め、支援できる体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

その他にも、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることを規定した「孤独・孤立対策推進法」や、多様な性自認・性的指向である人などへの理解増進を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など、個々人が持つ多様な背景に関わらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが自分らしく生活することができる共生社会を目指すための施策が進められています。

【国の主な動き】

年	動向	主な内容
平成12年	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行	「社会福祉事業法」から名称変更し、主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げるとともに、市町村地域福祉計画の策定が規定された。
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」に名称変更された。改正により、内容も充実され、障がいの対象に難病が加わった。また、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行	国や地方公共団体に、こどもの貧困対策を総合的に推進する責務を課し、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援など、様々な施策を講じることが求められることとなった。

年	動向	主な内容
平成 27 年	生活困窮者自立支援法の施行	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護の受給に至る前の段階で支援を行い、自立の促進を図るために施行された。
	改正介護保険法の施行	在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実を図るとともに、低所得者の保険料軽減、及び一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引き上げるなど、費用負担の公平化が行われた。
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の 3 つの取り組み方向を位置づけ、子育ての環境整備や女性の活躍、困難を有することも、若者への支援が位置づけられた。
	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を主として改正された。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを経験する者に対する差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国の責務などを明らかにするとともに、基本方針及びその他の基本となる事項が定められた。
	自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行	自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきことなどを明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定など、これまでの基本的施策を拡充することが定められた。
平成 30 年	再犯の防止等の推進に関する法律の施行	犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進することにより、再犯の防止に関する施策、及び国や地方自治体の役割が定められた。
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行	全市町村が自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化を行った。また、制度の持続可能性を確保するため、自己負担 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とした他、介護納付金への総報酬割の導入などが追加された。

第1章 計画の策定にあたって

第2節 関連施策の動向

1. 国の動向

年	動向	主な内容
平成 30 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しなどを図るものとして施行された。
令和元年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行	保育施設や幼稚園などの給付制度を創設し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため改正された。
令和 3 年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が行う包括的な支援体制の構築を支援する「重層的支援体制整備事業」が創設された。また、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進が定められ、「包括的な相談体制の整備」が位置づけられた。
令和 5 年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援などに関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」を策定した。
	こども基本法の施行	すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念を定めるとともに、こども大綱の策定やこどもなどの意見の反映について規定することを目的として施行された。
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現するため、国民の理解増進に関する施策の推進について基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割などを明らかにし、基本計画を策定することが定められた。
令和 6 年	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行	子育て家庭及び養育環境の支援体制強化として、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実などが自治体の努力義務とされた。

年	動向	主な内容
令和 6 年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。同法に基づき、自治体では、認知症施策推進基本計画の策定が定められた。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行	人権の擁護と男女平等などの実現を図るため、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護を図る責務が定められた。
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行	困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援施策を増進し、人権が尊重され、女性が安心し、自立して暮らせる社会を実現することを目的に施行された。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者などの地域生活の支援体制の充実、及び障害者の就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援などに関する取り組みについて定められた。
令和 7 年	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や共働き・共育での推進を図る施策として、妊婦等包括相談支援事業や乳児等通園支援事業などを実施することが定められた。
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度など等が定められた。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

1.計画の期間

本計画の実施期間は、本市の最上位計画である習志野市総合計画における計画期間にあわせ、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。今後、習志野市総合計画の見直し状況を踏まえ、本計画についても必要に応じて改訂を検討してまいります。

2.計画の役割と法的根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

また、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。なお、本計画では社会福祉法の改正などに伴い、法に定める以下の「地域福祉の推進に関する事項」を記載します。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※⑤については、令和2年改正社会福祉法により、包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業実施の有無にかかわらず記載すべき事項として追加されました。

さらに、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされました。

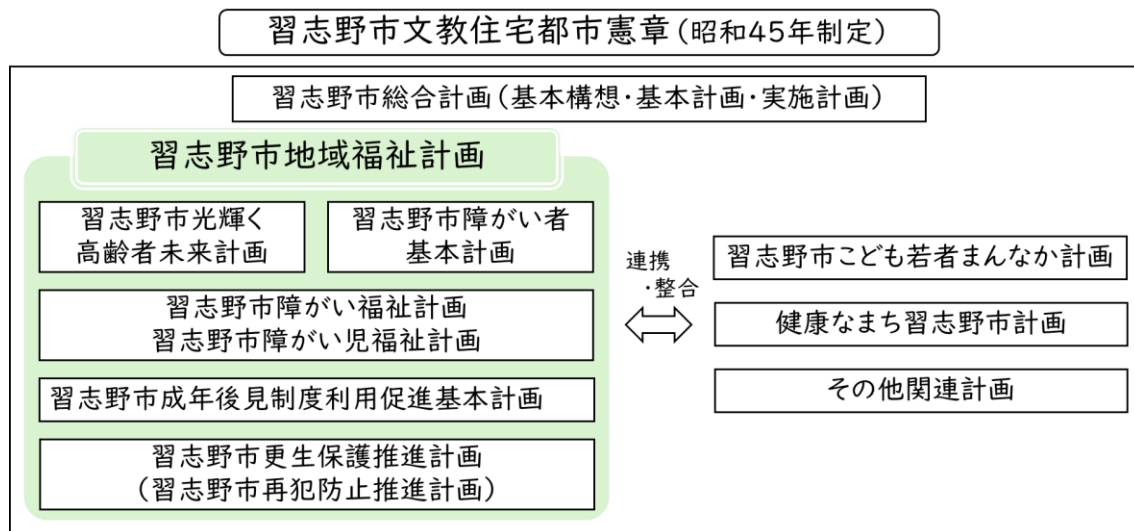
また、以下2つの計画を法的根拠を基に、一体的に策定します。

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

3. 上位計画および関連計画との整合性

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

なお、本計画の推進にあたっては、習志野市総合計画および専門的な分野別計画との整合性を図るものとします。

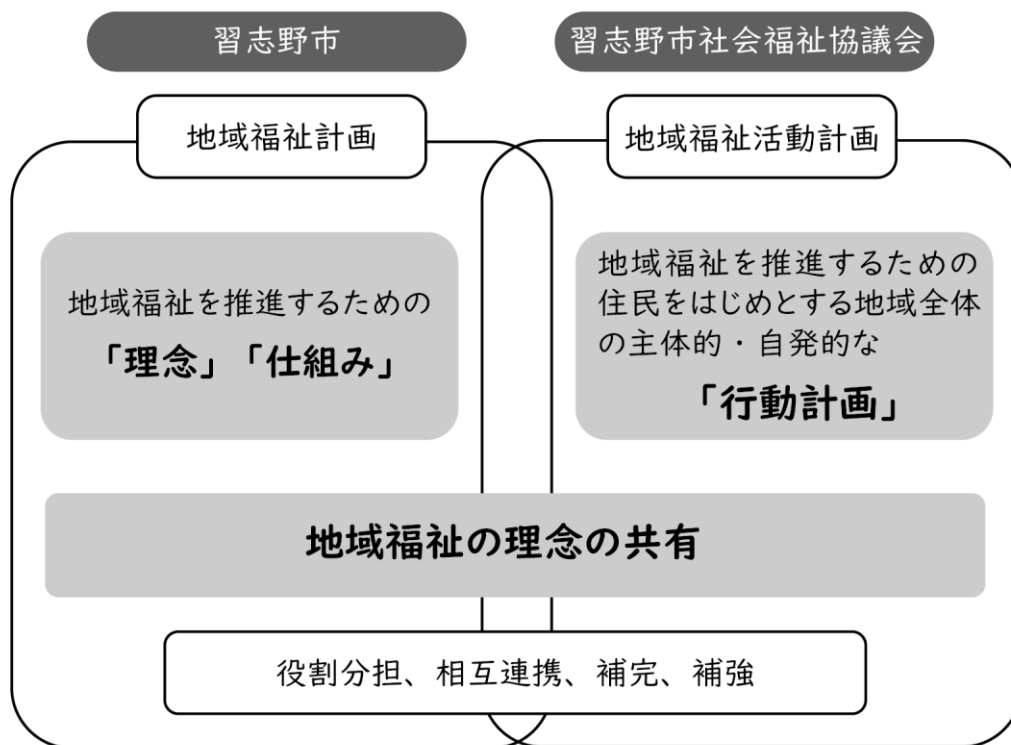


4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本市が策定する地域福祉計画と、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）が策定する地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画となります。

そのため本計画においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本市においても、国の動向を踏まえながら、地域共生社会の実現を目指します。

■ 本計画の関連イメージ



第2節 計画の策定方法

1. 策定の体制

庁内において関係各課との調整、基本理念・目標の設定などを行う他、以下の通り、計画案の検討を行いました。

■ 策定に係る作業事務局【素案作成】

計画策定作業などは健康福祉政策課が事業内容を精査し、素案を作成しました。

■ 習志野市地域福祉計画策定委員会【素案検討・調整】

関係各課との施策の調整を行う他、施策などの検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行いました。

(※設置条例・委員名簿は、P135-136 をご覧ください。)

■ 習志野市地域福祉計画策定地域会議【素案協議】

計画策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から地域住民、地域の支援者および福祉の関係団体の代表などによる委員で構成する地域会議で素案の協議を行いました。

(※設置要領・委員名簿は、P133-134 をご覧ください。)

■ 習志野市福祉問題審議会への諮問

本市の福祉施策に係る諮問機関として、本計画をさまざまな視点から審議していただき、答申を頂きました。

(※設置要領・委員名簿は、P131-132 をご覧ください。)

2. 市民からの意見の収集

令和6年度市民意識調査のアンケート結果や福祉の各個別計画策定時に行ったアンケート調査結果を課題の抽出や施策の取り組みに活用しました。

また、パブリックコメントを実施し、市内の公共施設への配架や広報習志野、市ホームページにより広く公表し、市民からの意見を聴取しました。

第3節 推進体制の確保

Ⅰ. 推進体制の構築

本計画策定後も、計画が市民・関係組織などに十分周知されているか、施策が確実に遂行され、十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直すことが重要です。そのため、PDCAサイクルに従い、成果の達成状況および事業の進捗状況の検証による進捗管理を行います。

また、市の取り組みを総合的に評価し、事業をより効果的なものとするため、計画の進捗管理体制の強化を図ります。

(1) 市内の推進体制

毎年度市内事業担当課により本計画の進捗状況・指標の達成状況を把握します。進捗・達成状況は、点検及び評価を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

また、今後の社会情勢の変化や、関係する法律・制度の改正などを踏まえ、計画策定から4年後（令和11年度）を目途に、本計画の見直しについて検討することとします。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会からの事業評価・報告を受け、本市の理念を踏まえた事業運営の推進を支援します。

また、本計画と地域福祉活動計画との整合性を図るため、社会福祉協議会の地域福祉活動推進委員会に委員として本市職員が参加し、事業推進の連携を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・福祉サービスなどの情報を、まちづくり出前講座の実施や、広報習志野、市ホームページ、地域福祉計画の概要版の作成・配布などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況

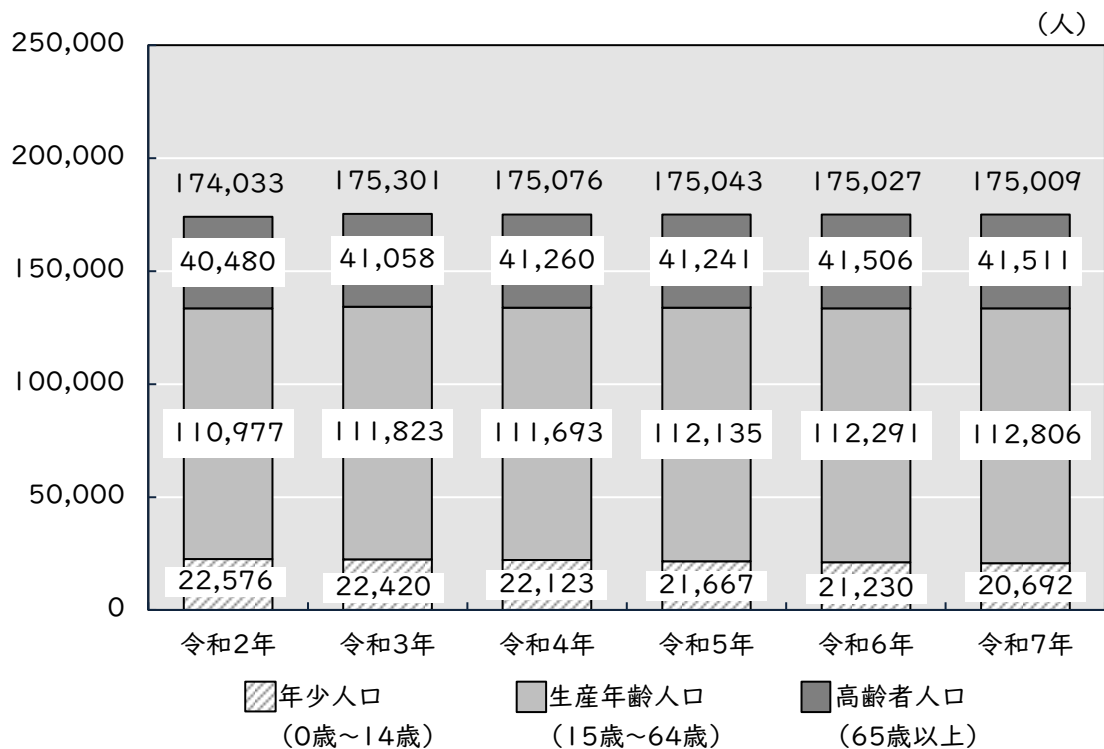
1. 人口動態

(1) 総人口と3区分別人口

本市の総人口は、令和2年に174,033人でしたが、令和7年には175,009人と976人増加しています。

人口3区分別にみると、高齢者人口は1,031人、0.4ポイントの増加となっており、生産年齢人口も1,829人、0.7ポイントの増加となっています。一方、年少人口は1,884人、1.2ポイントの減少となっています。

<総人口と3区分別人口の推移>



出典：住民基本台帳人口（各年3月末日現在）

<人口構成割合の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年少人口	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.1%	11.8%
生産年齢人口	63.8%	63.8%	63.8%	64.1%	64.2%	64.5%
高齢者人口	23.3%	23.4%	23.6%	23.6%	23.7%	23.7%

出典：住民基本台帳人口（各年3月末日現在）

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況

1. 人口動態

<町名別人口の推移>

(人)

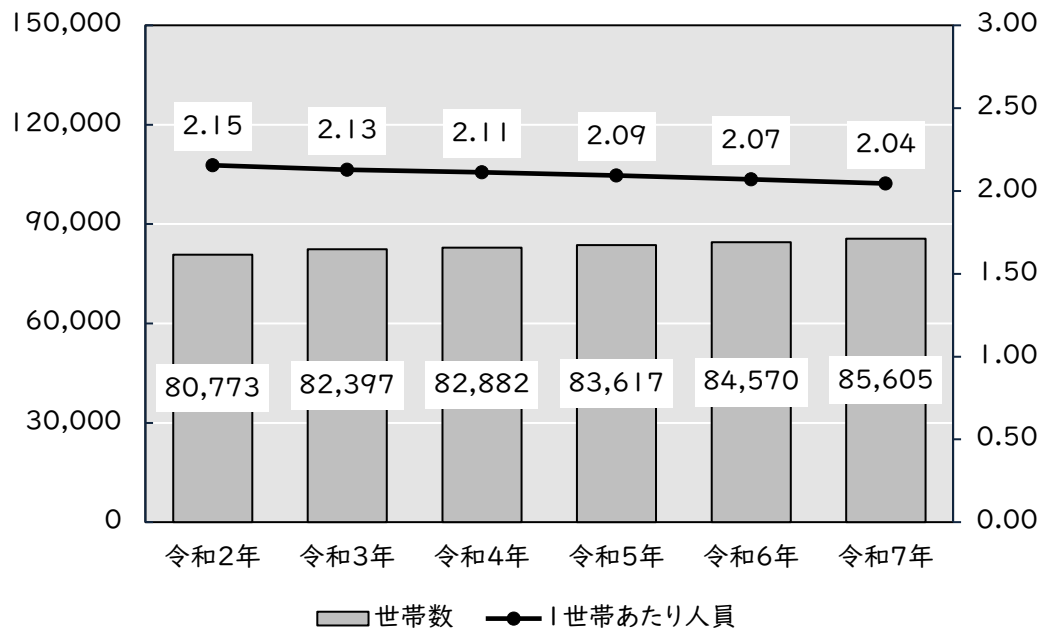
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
茜浜	28	33	26	33	37	40
秋津	6,564	6,539	6,438	6,434	6,358	6,309
泉町	2,518	2,540	2,598	2,553	2,475	2,455
大久保	9,771	10,055	9,993	10,176	10,340	10,360
香澄	6,091	6,061	6,060	5,968	5,932	5,908
奏の杜	8,228	8,194	8,291	8,418	8,594	8,589
鷺沼	7,693	7,736	7,848	7,943	8,010	7,982
鷺沼台	7,555	7,631	7,645	7,688	7,745	7,789
芝園	373	439	479	558	559	575
新栄	1,994	1,945	1,912	1,944	1,950	1,958
袖ヶ浦	11,196	10,925	10,611	10,342	10,199	10,074
津田沼	15,746	15,810	15,832	16,022	15,949	15,973
花咲	4,558	4,543	4,538	4,525	4,540	4,529
東習志野	21,177	21,192	21,015	20,836	20,764	20,677
藤崎	15,638	15,581	15,510	15,350	15,268	15,367
実籾、実籾本郷	9,808	9,742	9,685	9,589	9,646	9,745
本大久保	10,001	9,874	9,881	9,950	9,900	9,838
屋敷	5,865	5,922	5,975	5,978	5,929	5,905
谷津	28,742	30,068	30,281	30,290	30,371	30,485
谷津町	487	471	458	446	461	451
計	174,033	175,301	175,076	175,043	175,027	175,009

出典：住民基本台帳人口（各年3月末日現在）

(2) 世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、令和2年の80,773世帯から令和7年に85,605世帯へと総人口同様に増加していますが、世帯数の増加率が総人口の増加率を上回っているため、1世帯あたり人員は減少しています。

<世帯数と世帯構造の推移>



出典：住民基本台帳人口（各年3月末日現在）

本市の世帯構成は、世帯数が増加傾向にある中で、国勢調査のあった、平成27年と令和2年と比較すると、一般世帯数が6,959世帯増加していますが、そのうち単独世帯が5,526世帯増加しており、単独世帯の構成割合が3.9ポイント増加しています。

<一般世帯に占める世帯構成の推移>

(世帯)

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
一般世帯	70,099	100.0%	72,308	100.0%	79,267	100.0%
単独世帯	23,744	33.9%	24,633	34.1%	30,159	38.0%
核家族世帯	42,127	60.1%	43,971	60.8%	45,363	57.2%
夫婦のみの世帯	13,569	19.4%	14,651	20.3%	15,475	19.5%
夫婦と子供から成る世帯	22,981	32.8%	23,332	32.3%	23,339	29.4%
ひとり親と子供から成る世帯	5,577	8.0%	5,988	8.3%	6,549	8.3%
その他の世帯	4,226	6.8%	3,704	5.1%	3,745	4.7%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

第2節 地域福祉の現状

1. こども・子育てを取り巻く状況

(1) 出生の状況

本市の出生数は、令和2年に1,287人でしたが、令和5年には1,109人と178人減少しており、出生率は1.0ポイント減少しています。同様に、女性が生涯に産むこどもの平均数である合計特殊出生率も、令和2年から0.12ポイント減少しています。

<出生状況の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	1,287	1,158	1,159	1,109
出生率	7.5	6.8	6.8	6.5
合計特殊出生率	1.31	1.20	1.23	1.19

出典：千葉県衛生統計年報

※ 調査期間は、各年1月1日～12月末日まで。

本市の母親の年齢層別の出生状況では、令和2年から令和5年の推移をみると、ほとんどの年代で出産数の減少がみられています。また、出産平均年齢は横ばいで推移しています。

<母親年齢別出生数の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
15歳未満	1	0	0	0
15～19歳	6	5	4	1
20～24歳	50	52	51	28
25～29歳	262	265	248	255
30～34歳	522	439	462	447
35～39歳	360	316	302	280
40～44歳	83	80	85	92
45～49歳	3	1	6	6
50歳以上	0	0	1	0
計	1,287	1,158	1,159	1,109

出典：千葉県衛生統計年報

※ 調査期間は、各年1月1日～12月末日まで。

(2) ひとり親の状況

本市のひとり親世帯数は全体として、やや減少傾向にあります。

<ひとり親世帯数の推移>

(世帯)

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
18 歳未満の子どもがいる世帯	18,829	100.0%	19,028	100.0%	24,614	100.0%
ひとり親世帯	890	4.7%	789	4.1%	664	2.6%
父子世帯	127	14.3%	90	11.4%	87	13.1%
母子世帯	763	85.7%	699	88.6%	577	86.9%

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 教育・保育の状況

① 保育所・こども園（長時間児）等

本市には、令和 7 年 4 月現在、市立保育所 4 所、市立こども園 7 園、私立こども園 5 園、私立保育園 20 園、小規模保育事業所 11 園の認可保育施設があります。就労状況の変化により、入所希望者が増加しておりますが、市立施設のこども園化や私立化、民間認可保育施設の誘致等を実施することで定員の拡大を図った結果、待機児童は減少傾向にあります。

<認可保育所・こども園（長時間児）などの児童数などの推移>

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
入所児童数	3,225	3,467	3,554	3,679	3,723	3,758
定員数	3,340	3,645	3,748	3,823	4,088	4,239
定員に対する入所割合	96.6%	95.1%	94.8%	96.2%	91.1%	88.7%
（参考）待機児童数	55	24	16	8	2	5

資料：こども保育課（各年 4 月 1 日現在）

※ 入所児童数は、管外受託児童を含み、管外委託児童およびこども園短時間児を除く。

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

1. こども・子育てを取り巻く状況

②幼稚園・こども園(短時間児)

本市には、令和7年4月現在、市立幼稚園3園、市立こども園7園、私立幼稚園2園・私立こども園5園の幼稚園があります。

＜幼稚園・こども園(短時間児・私立含む)園児数の推移＞ (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
幼稚園	2,080	1,969	1,827	1,623	1,488	1,306

資料:こども保育課(各年5月1日現在)

※ こども園長時間児を除く。

※ 私立幼稚園2園・私立こども園5園を含む。

③学校

本市には、令和7年4月現在、市立小学校16校、市立中学校7校、市立高等学校1校、県立高等学校2校、私立中学校1校、私立高等学校1校の高等学校があります。

＜学校などの児童・生徒数などの推移＞ (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	8,720	9,025	9,084	9,097	9,060	8,895
中学校	4,978	4,951	4,987	5,035	4,983	5,000
高等学校	3,753	3,867	3,822	3,777	3,764	3,735
計	17,451	17,843	17,893	17,909	17,807	17,630

出典:習志野市こども若者まんなか計画(各年5月1日現在)

※ 中学校および高等学校の生徒については、私立学校は含まれておりません。

④放課後児童会

本市では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、小学校1年生から6年生までの児童を対象とした、放課後児童会を開設しています。地区により利用児童の増減があるものの、全体としては増加傾向で推移しており、令和2年から令和7年にかけて392人増加しています。

<放課後児童会の入会児童数の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
袖ヶ浦西児童会	50	42	51	39	43	42
大久保第一児童会 (大久保児童会)	75	67	61	69	82	37
大久保第二児童会	44	42	54	70	78	36
大久保第三児童会	—	—	—	—	0	32
大久保第四児童会	—	—	—	—	0	33
鷺沼第一児童会 (鷺沼児童会)	77	40	52	59	57	60
鷺沼第二児童会	52	35	44	43	39	44
鷺沼第三児童会	0	35	33	39	47	50
谷津第一児童会 (谷津児童館)	47	54	53	57	64	64
谷津第二児童会	50	55	51	55	59	62
谷津第三児童会	49	54	51	58	66	69
谷津第四児童会	50	57	54	62	69	69
谷津第五児童会	—	—	41	43	45	46
谷津第六児童会	—	—	—	38	38	56
大久保東児童会	75	53	66	74	77	73
大久保東第二児童会	—	—	—	—	—	0
東習志野第一児童会 (東習志野児童会)	39	32	41	37	37	36
東習志野第二児童会	39	33	40	39	34	28
東習志野第三児童会	39	31	38	38	28	32
実花第一児童会 (実花児童会)	42	42	45	31	32	29
実花第二児童会	41	48	48	38	29	29
つだぬま第一児童会	49	51	44	47	52	46
つだぬま第二児童会	48	49	41	47	52	41
つだぬま第三児童会	37	37	60	71	79	73

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

1. こども・子育てを取り巻く状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
向山第一児童会 (向山児童会)	33	32	38	31	40	39
向山第二児童会	26	30	33	33	41	45
実籾児童会	43	32	37	39	64	75
藤崎第一児童会	42	38	38	44	40	47
藤崎第二児童会	41	39	35	43	40	47
屋敷第一児童会 (屋敷児童会)	44	44	46	43	37	45
屋敷第二児童会	45	44	47	38	37	44
屋敷第三児童会	37	37	59	60	61	66
秋津児童会	45	49	53	55	52	61
袖ヶ浦東児童会	54	44	28	37	40	35
香澄児童会	50	43	38	22	27	30
谷津南第一児童会 (谷津南児童会)	37	39	47	41	54	51
谷津南第二児童会	45	53	65	66	77	75
谷津南第三児童会	45	55	66	70	76	75
谷津南第四児童会	—	—	—	38	50	60
計	1,490	1,436	1,598	1,714	1,843	1,882

資料：児童育成課（各年5月1日現在）

④放課後子供教室

本市では、放課後や夏・冬・春休み等に小学校等を活用して、子どもたちの安全で安心な居場所を提供するため、小学校1年生から6年生までの児童を対象とした、放課後子供教室を開設しています。各校の登録人数は増減があるものの、全体としては大幅に増加しており、令和3年では、1校が開設し、合計登録人数は274人でしたが、令和7年には、11校が開設し、合計登録人数は、2,790人となっています。

＜放課後子供教室の登録児童数の推移＞

(人)

※登録率…放課後子ども教室実施校の児童に占める登録児童の割合

【令和3年】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	1日の平均参加人数 (4月～3月累計)
大久保東小学校	435	274	33
合計	435	274	登録率 62.9%

【令和4年】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	登録率	1日の平均参加人数 (4月～3月累計)
大久保東小学校	432	258	59.7%	27
東習志野小学校	864	396	45.8%	41
秋津小学校	234	151	64.5%	29
合計	1,530	805	登録率 52.6%	

【令和5年】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	登録率	1日の平均参加人数 (4月～3月累計)
大久保東小学校	432	273	63.2%	28
東習志野小学校	852	362	42.5%	36
秋津小学校	239	153	64.0%	28
袖ヶ浦西小学校	186	127	68.3%	28
袖ヶ浦東小学校	266	164	61.7%	21
藤崎小学校	574	314	54.7%	31
合計	2,549	1,393	登録率 54.6%	

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

1. こども・子育てを取り巻く状況

【令和 6 年】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	登録率	1日の平均参加人数 (4月～3月累計)
大久保東小学校	429	280	65.3%	24
東習志野小学校	792	370	46.7%	40
秋津小学校	240	155	64.6%	22
袖ヶ浦西小学校	189	131	69.3%	25
袖ヶ浦東小学校	255	169	66.3%	23
藤崎小学校	580	315	54.3%	29
屋敷小学校	777	458	58.9%	39
実花小学校	645	358	55.5%	44
向山小学校	310	208	67.1%	19
香澄小学校	225	160	71.1%	20
合計	4,442	2,604	登録率 58.6%	

【令和 7 年】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	登録率	1日の平均参加人数 (4月～3月累計)
大久保東小学校	434	271	62.4%	24
東習志野小学校	730	349	47.8%	41
秋津小学校	217	140	64.5%	20
袖ヶ浦西小学校	192	133	69.3%	28
袖ヶ浦東小学校	255	157	61.6%	29
藤崎小学校	565	300	53.1%	32
屋敷小学校	763	380	49.8%	34
実花小学校	618	333	53.9%	49
向山小学校	321	169	52.6%	25
香澄小学校	229	126	55.0%	16
鷺沼小学校	710	432	60.8%	56
合計	5,034	2,790	登録率 55.4%	

資料：社会教育課（各年 3 月末日現在）

(4) こどもへの虐待の状況

本市においてこどもへの虐待として把握している数は、年度により増減を繰り返しています。また、子育て支援相談実施状況では、家族関係（虐待）の相談件数がその他相談種別に比べ大幅に増加しています。

＜こどもへの虐待種別数の推移＞

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体的虐待	176	198	186	192	195	240
心理的虐待	210	242	245	229	245	259
ネグレクト	116	138	109	103	100	96
性的虐待	9	7	5	4	3	7
不明・疑い	0	0	0	0	0	0
計	511	585	545	528	543	602

資料：こども家庭課（各年3月末日現在）

※ 心理的虐待とは、こどもの心を著しく傷つけること。（脅迫、無視、DVの様子を目撃させる等）

※ ネグレクトとは、保護者としての監護を著しく怠ること。（食事を与えない、家に閉じ込める等）

＜子育て支援相談実施状況＞

(件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
性格・生活習慣など	42	146	224	337	580	272
知能・言語	0	0	0	0	0	0
学校生活・不登校/非行	53	154	302	65	189	167
家族関係（虐待）	8,509	11,278	10,521	11,500	12,328	16,049
環境福祉	5,139	5,313	6,068	5,794	6,904	7,137
心身障がい	12	100	100	32	29	97
その他	2	11	15	10	7	5
計（相談件数）	13,971	17,002	17,230	17,738	20,037	23,727
計（相談人数）	511	925	905	854	845	895

資料：こども家庭課（各年3月末日現在）

※ 性格・生活習慣など/知能・言語/心身障がい

- ・児童の性格（神経質、わがまま等）や生活習慣（食事、清潔の習慣など）、習癖（つめかみ、夜尿、夜泣き等）に関する相談
- ・児童の知能、言語に関する相談
- ・知的や心身の機能上の障がいのある児童の家庭における養育に関する相談

※ 養育環境など

- ・児童の養育についての経済的問題や、養育に欠ける、不良な地域環境など、児童の環境条件に関する相談・児童に係る親子関係（虐待を除く）などに関する相談

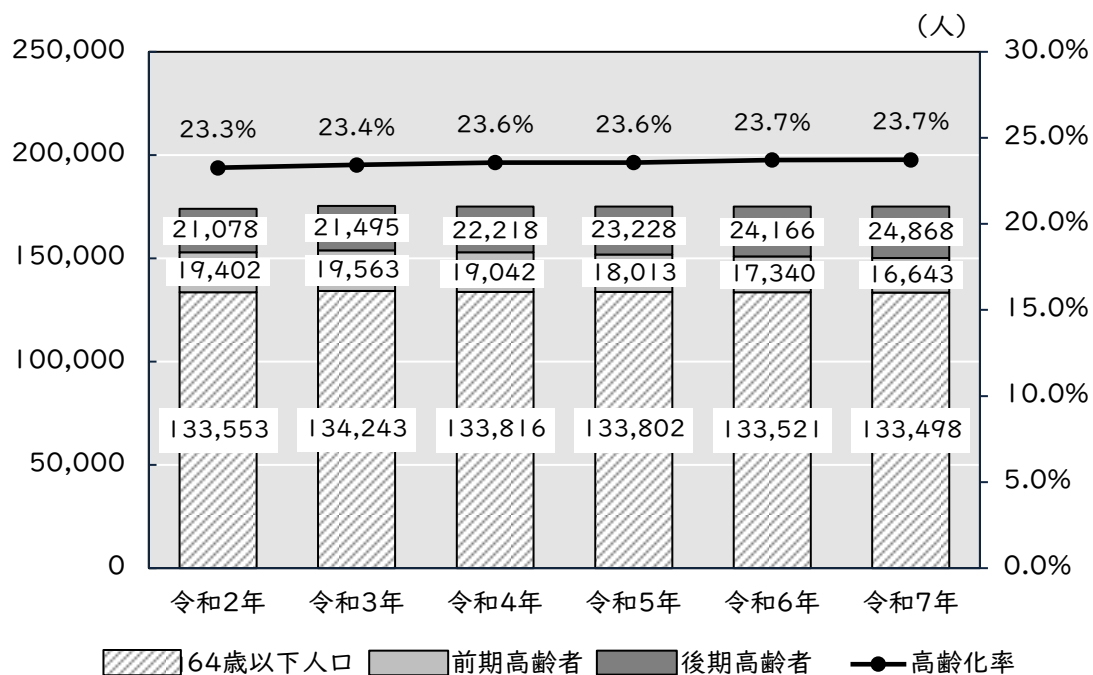
2. 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者の全体状況

本市の前期高齢者は、令和2年から令和7年にかけて2,759人、7.8ポイント減少しています。一方で、後期高齢者は、令和2年から令和7年にかけて3,790人、7.8ポイント増加しており、前期高齢者より後期高齢者の方が人数・割合ともに高くなっています。

65歳以上の高齢者人口は、令和2年から令和7年にかけて1,031人、0.4ポイント増加しています。

＜総人口に占める高齢者人口の推移＞



出典：住民基本人口（各年3月末日現在）

＜総人口に占める高齢者人口および前後期高齢者割合の推移＞

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者人口	40,480	41,058	41,260	41,241	41,506	41,511
前期高齢者割合	47.9%	47.6%	46.2%	43.7%	41.8%	40.1%
後期高齢者割合	52.1%	52.4%	53.8%	56.3%	58.2%	59.9%

出典：住民基本人口（各年3月末日現在）

(3) 高齢者の世帯の状況

本市における高齢者の世帯の状況は、一般世帯に占める高齢単身世帯の割合が増加しており、平成22年では7.3%でしたが、令和2年では9.8%となっています。男性、女性とも単身世帯の割合が増加しています。

<高齢者に係る世帯数の推移>

(世帯)

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
一般世帯	70,099	100.0%	72,308	100.0%	79,267	100.0%
65歳以上の世帯員のいる世帯	13,104	18.7%	24,669	34.1%	26,483	33.4%
高齢夫婦世帯	6,627	9.5%	7,779	10.8%	8,319	10.5%
高齢単身世帯	5,122	7.3%	6,601	9.1%	7,787	9.8%
男性単身世帯	1,630	2.3%	2,087	2.9%	2,581	3.3%
女性単身世帯	3,492	5.0%	4,514	6.2%	5,206	6.6%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※「高齢夫婦世帯」は、本資料では、夫65歳以上・妻60歳以上としている。

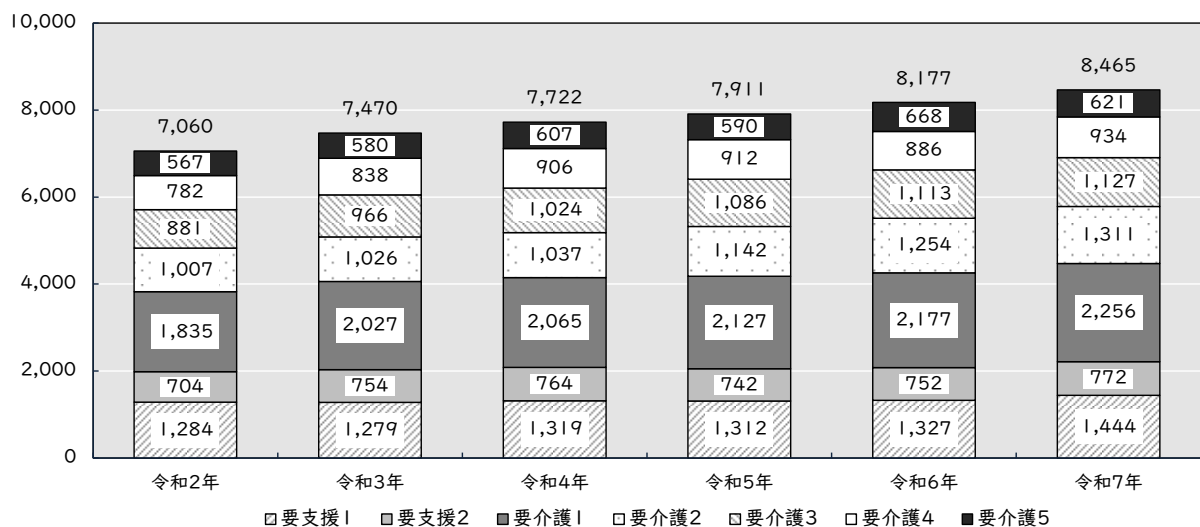
※一般世帯とは、施設などの世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入居者、船舶乗務員など）以外をいう。

(4) 要支援・要介護認定者数の状況

本市における令和2年の要支援および要介護認定者数は7,060人でしたが、令和7年には8,465人に増加しています。また、要介護1と要介護2において、認定者数が特に増加傾向にあります。

<要支援・要介護認定者数の推移>

(人)



出典：習志野市歳入歳出決算報告書（各年3月末日現在）

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

2. 高齢者を取り巻く状況

(5) 高齢者への虐待の状況

本市において、高齢者虐待として相談・通報・報告を受けた数は、年々増加しています。合計数は、令和2年には25件でしたが、令和6年には51件となっており、増加傾向にあります。

<高齢者への虐待種別数の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体的虐待	33	15	26	42	27	41
心理的虐待	9	4	8	5	13	10
経済的虐待	3	4	0	1	5	2
介護放棄	0	2	3	1	1	0
計	45	25	37	49	46	53
認定件数	5	2	2	9	5	1

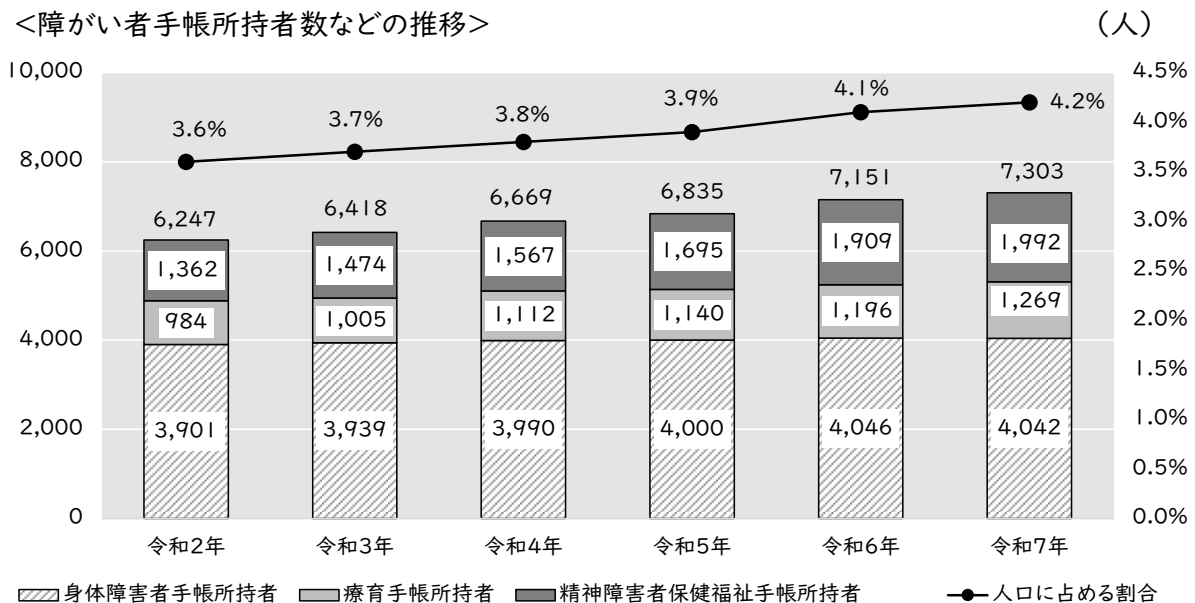
資料：高齢者支援課（各年3月末）

※ 1 事例につき、複数の虐待が該当するものを含みます。

3. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がいのある人の全体状況

本市の障がいのある人の総数は身体障害者手帳保持者がもっとも多く、令和 7 年の障がい者手帳保持者 7,303 人のうち 4,042 人となっています。一方増加が著しいのは、精神障害者保健福祉手帳保持者で令和 2 年から令和 7 年にかけて 630 人、約 1.5 倍増加しています。



資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

(2) 自立支援医療の状況

自立支援医療制度は、「障害者総合支援法」に基づき、公費で医療費の一部を負担する制度です。対象となる医療は、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類です。

＜自立支援医療に係る給付状況の推移＞ (人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
更生医療	239	257	301	326	308	357
育成医療	24	20	12	19	14	9
精神通院医療	—	2,835	2,694	2,829	2,987	3,105

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第2節 地域福祉の現状

3. 障がいのある人を取り巻く状況

(3) 障がいのある人の雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられています。令和6年4月1日から法改正により雇用率が変更となりました。

なお、本市の令和6年6月1日現在の障がいのある人の実雇用率は、市長事務部局が2.10%、教育委員会が1.98%、企業局が6.57%となっています。

<事業主別法定雇用率>

事業主区分	法定雇用率の変更	
	令和6年 4月1日以降	令和8年 7月1日以降
民間企業	2.5%	2.7%
国・地方公共団体	2.8%	3.0%
都道府県などの教育委員会	2.7%	2.9%

出典：厚生労働省 資料より作成

<本市における雇用状況>

習志野市	実雇用率	法定雇用率
市長事務部局	2.10%	2.8%
教育委員会	1.98%	2.7%
企業局	6.57%	2.8%

出典：千葉労働局（令和6年6月1日現在）

(4) 障がいのある人への虐待の状況

本市において障がいのある人への虐待として把握している数は、増減を繰り返し横ばいで推移しています。一方で、経済的虐待はここ数年で増加傾向にあります。

<障がいのある人への虐待種別数の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体的虐待	6	4	3	4	2	4
心理的虐待	2	3	2	5	1	0
ネグレクト	0	0	0	0	0	0
性的虐待	1	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	1	4	5
不明・疑い	11	2	7	6	3	2
計	20	9	12	16	10	11

資料：障がい福祉課（各年3月末日現在）

<障がいがある人への虐待通報数>

(件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体的虐待等	28	13	16	16	25	20

資料：障がい福祉課（各年3月末日現在）

4. 生活困窮者を取り巻く状況

本市の生活保護の状況は、横ばい傾向にあり、被保護人員、保護率ともに増減を繰り返しています。

一方で、自立相談支援事業の新規相談受付件数は、減少傾向にあり、令和2年の875件でしたが、令和6年には354件となっています。

<生活保護状況の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
被保護人員	2,226	2,229	2,238	2,220	2,268	2,165
保護率	1.280%	1.272%	1.279%	1.261%	1.289%	1.230%

資料：生活相談課（各年3月末日現在）

<自立相談支援事業の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新規相談受付件数	288	875	548	343	254	354

資料：生活相談課（各年3月末日現在）

<家計改善相談支援事業の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
家計改善支援事業 関係の相談者数	206	735	436	217	182	216

資料：生活相談課（各年3月末日現在）

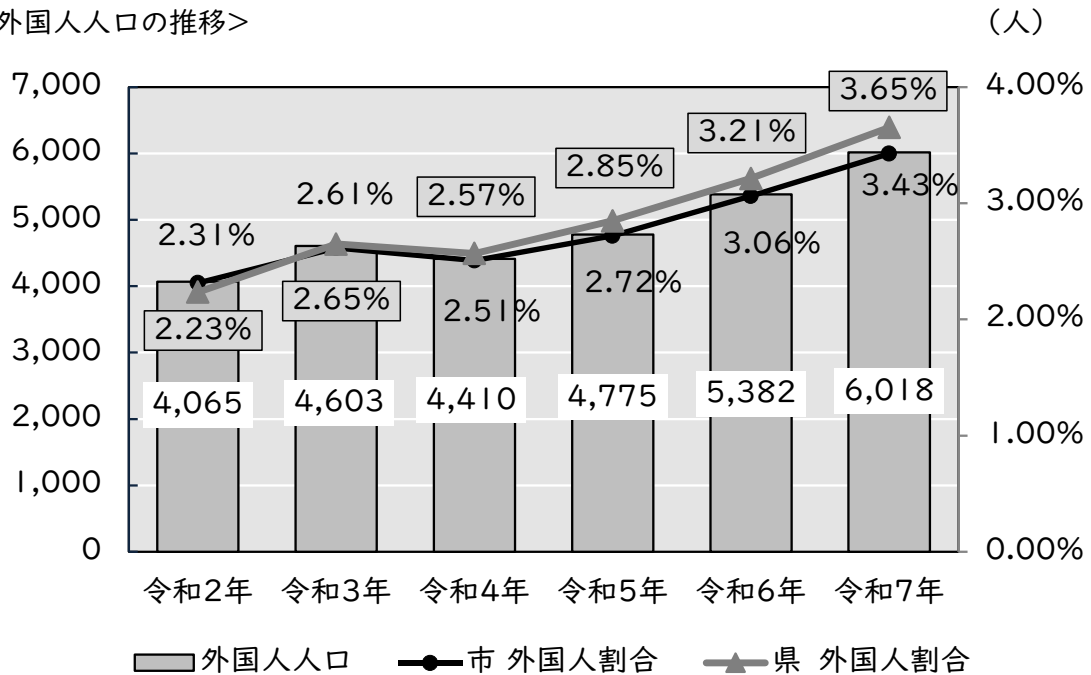
※ 家計相談支援事業は令和元年度より家計改善支援事業へ事業名が変更となりました。

5. 外国人人口を取り巻く状況

(1) 外国人の全体状況

本市の外国人人口は、令和2年には4,065人でしたが、令和7年には6,018人と1,953人増加しています。

<外国人人口の推移>



出典：千葉県毎月常住人口調査月報（各年3月末日現在）

6. 関係組織・団体の状況

(1) 地域組織・団体

① 町会・自治会など

本市では、町会・自治会などの自治組織があり、さらに地域ごとに16の連合町会が組織されています。本市の町会など加入世帯数は、令和元年度に53,642世帯、世帯数に占める加入率は67.2%となっていますが、令和6年度には52,164世帯、60.9%と減少傾向になっています。

＜町会など加入率および加入世帯数の推移＞

(組織、世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
組織	250	249	249	250	250	249
全世帯数	80,773	82,397	82,882	83,617	84,570	85,605
加入世帯数	53,541	53,119	53,153	52,998	52,261	52,164
加入率	66.3%	64.5%	64.1%	63.4%	61.8%	60.9%

資料：協働政策課（各年3月末日現在）

※ 加入率＝加入世帯数/全世帯数

② 自主防災組織

本市では、大規模災害発生時の重要な役割を担う「共助」の強化を図るため自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでいます。自主防災組織加入世帯数は、令和2年に50,520世帯となっていますが、令和6年には51,192世帯と増加傾向にあります。一方で、自主防災組織の組織率は1.5ポイント減少しています。

＜組織数および組織率の推移＞

(組織、世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
組織	225	225	226	230	230	232
全世帯数	82,397	82,882	83,617	84,570	85,488	85,605
自主防災組織 加入世帯数	50,520	50,293	50,548	50,874	51,075	51,192
自主防災組織 の組織率	61.3%	60.7%	60.5%	60.2%	59.7%	59.8%

資料：危機管理課（各年3月末日現在）

※ 自主防災組織の組織率＝自主防災組織加入世帯数/全世帯数

③ 老人クラブ

本市の老人クラブは、令和2年に50団体、会員数2,325人でしたが、コロナ禍の影響も受け、令和7年は41団体、会員数1,565人と高齢者人口は増加しているものの、組織数・会員数は減少しています。

＜組織数および会員数の推移＞

(組織、人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
組織	50	47	47	45	43	41
会員	2,325	2,121	2,052	1,790	1,676	1,565

資料：高齢者支援課（各年4月1日現在）

(2) 福祉団体

① 習志野市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しています。

本市には、昭和 34 年に習志野市社会福祉協議会が社会福祉法人として団体設立（法人認可は昭和 42 年）されています。

<会員数の推移>

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
一般会員	26,047	25,702	25,949	25,506	25,266	24,393
特別会員	830	620	747	836	808	786
計	26,877	26,322	26,696	26,342	26,074	25,179

資料：習志野市社会福祉協議会（各年 3 月末日現在）

※ 会員は、住民からなる一般会員と、個人・法人・団体の特別会員から構成されている。

また、社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、さまざまな地域福祉活動を行っています。主な事業内容は以下のとおりです。

【習志野市社会福祉協議会の主な事業内容】

● 社会福祉協議会支部活動の推進

習志野市内 16 か所に社会福祉協議会支部を設置し、地域住民の皆様の参加と協力をいただき、地域の特性を活かしながら、地域内の福祉課題・ニーズに対して主体的・自発的な地域福祉活動を展開しています。

- ・ひとり暮らし高齢者食事サービス事業
- ・ふれあい交流事業（ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン）
- ・地域福祉懇談会の開催
- ・住民参加型家事援助などサービス事業 など

- ボランティア・市民活動センターの運営
- ボランティアの相談、紹介、募集、育成
- 災害ボランティア活動の実施
- 福祉教育の推進、福祉体験の実施
- 車イス・福祉車両の貸出し
- 心配ごと相談所の運営
- 福祉資金（生活福祉資金・福祉銀行）の貸付
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- （指定管理）老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」の管理運営
- 赤い羽根共同募金運動（10/1～3/31）の推進
- 歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）の推進
- （受託事業）成年後見センターの運営事業
- （受託事業）生活支援体制整備事業

②民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民に、市町村民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て厚生労働大臣が3年の任期で委嘱します。

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、地域住民の身近な相談相手となり、援助を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

令和6年度は、本市の定数 206 名に対し、民生委員・児童委員 200名が活動しています。内、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員定数 24 名に対し、24 名が活動しています。

＜民生委員・児童委員の相談件数の推移＞ (件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
在宅福祉	146	152	288	182	192
介護保険	62	72	98	75	100
健康・保健医療	243	371	416	471	394
子育て母子保健	29	25	12	35	14
子どもの地域生活	20	42	48	36	143
子どもの教育・学校生活	263	150	179	214	77
生活費	52	83	59	60	83
年金保険	6	17	0	6	2
仕事	24	35	24	33	14
家族関係	122	218	172	187	163
住居	15	29	51	59	61
生活環境	88	81	74	67	71
日常的支援	320	385	448	580	487
その他	453	665	647	742	797
計	1,843	2,325	2,516	2,747	2,598

資料：健康福祉政策課（各年3月末日現在）

【習志野市民生委員・児童委員の主な事業内容】

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - ・普段の見守り活動
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう
に生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - ・相談 ・行政や関係機関へつなぐパイプ役 ・研修会
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の
援助を行うこと。
 - ・情報提供 ・行政や関係機関へつなぐパイプ役 ・研修会
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連
携し、その事業又は活動を支援すること。
 - ・福祉ふれあいまつり ・共同募金 ・市民まつり ・ならしの学校音楽祭
- 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
 - ・生活保護世帯の見守り ・避難行動要支援者支援事業 ・子育てふれあい広場
 - ・幼保小中学校の入学式、卒業式への出席 ・10 か月児健康相談・ブックスタート事業

③高齢者相談員

本市では、市独自のボランティア制度として高齢者相談員を配置しています。

高齢者相談員は、長きにわたり社会の進展に貢献された高齢者を敬い、その生活の向上と福祉の増進に寄与するため、当時「老人相談員」として自主的に組織して活動していた市民に対し、昭和47年2月に正式に市が委嘱し、現在まで高齢者支援に関するさまざまな活動を行っています。主に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように民生委員・児童委員や町会・自治会などの地域住民や関係機関と協力しながら、高齢者世帯の実態把握、日常生活の相談・援助の他、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で閉じこもりや認知症などにより支援が必要な世帯への定期訪問、介護予防の啓発活動など、市内高齢者に対するきめ細かい活動を行っています。

なお、令和6年度は49名が活動しています。

④母子保健推進員（地域健康福祉関連団体）

母子保健推進員は、母子保健法に基づいて市民と行政のパイプ役として、保護者の身近な相談相手となり、地区担当保健師と連携しながら育児を支援することを目的に活動しています。

本市では、生後2か月頃の乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談・健診などの案内や育児のポイントなどの入った「すこやか習志野っ子ファイル」を配布し、説明を行っています。また、乳児や産後の母親の状況を把握し、母親からの相談に応じ、保健指導を要するケースについては、地区担当保健師へつないでいます。さらに4か月児健康相談や子育てふれあい広場、健康フェアへ参加する他、行政主催の研修会や地区会を通じて、活動に必要な知識を習得しながら、推進員相互の交流を図っています。なお、令和6年度は29名が活動しています。

⑤ 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的人権が侵害されることのないように配慮し、もし侵害された場合には、その救済のため適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想を広めるよう努めることを目的に活動しています。市民が人権について関心を持てるように啓発活動を行う他、定期的な人権相談を行っています。

義務教育段階での人権教育を重視し、各学校（校長会）との連携を図って、市内幼稚園や小中学校で人権教室を開催しています。また、人権擁護委員協議会習志野支部会独自の活動として、中学生人権標語コンテストを実施するなど、人権意識の周知啓発に取り組んでいます。

なお、令和6年度は11名が活動しています。

⑥ 障がい者地域共生協議会

障がい者地域共生協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者の連携強化および支援の体制に関する協議を行い、障がい者福祉の推進のために活動しています。そこには、関係機関のネットワークづくりや必要な社会資源の開拓などを図るため、専門部会を設置しています。

また、多くの市民が「障がい」について正しい理解を深められるよう、障がいのある人についての啓発や、福祉ふれあいまつりへの参加、「障がい」や「障がいのある人」への理解促進のために広報紙「ならとも」の作成などに取り組んでいます。

なお、令和6年度は35名が活動しています。

7. 地域福祉について

(1) 令和6年度市民意識調査

①調査概要

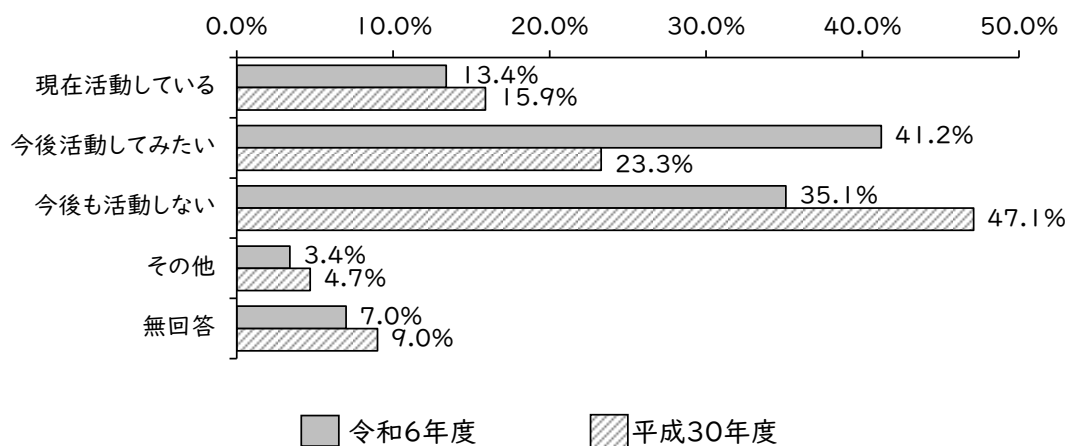
- ・調査時期：令和6年4月19日～令和6年10月31日
- ・調査方法：郵送調査及びインターネット回答
- ・調査対象：住民基本台帳に記載されている満15歳以上の市民無作為抽出
- ・回収状況：調査票送付数 5,000/回収数 1,840/回収率 36.8%
- ・調査実施課：総合政策課

②調査結果概要

1. 本市では、協働型社会の推進を目指しています。現在、あなたは「仕事」や「家庭の場」以外で何か活動していますか。(単数回答)

「今後活動してみたい」がもっとも多く 41.2%、次いで「今後も活動しない」が 35.1%、「現在活動している」が 13.4%となっています。

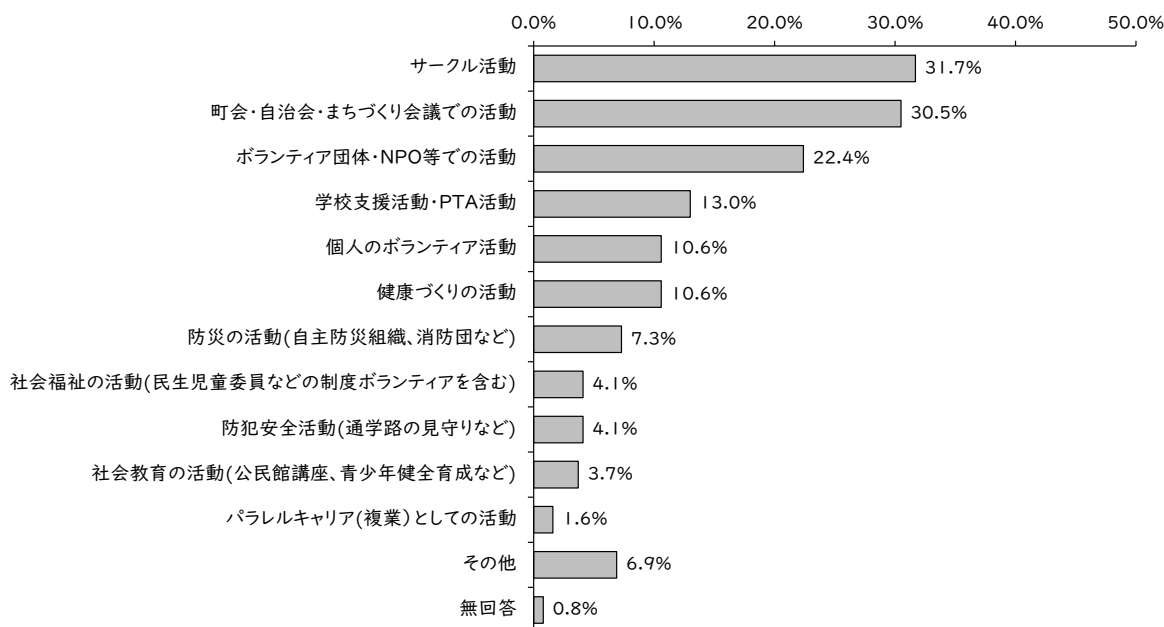
また、第2期地域福祉計画策定時の調査結果（平成30年度）と比較すると、「現在活動している」は 2.5 ポイント減少しているものの、「今後活動してみたい」は 17.9 ポイント増加しています。



1で、「現在活動している」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

1-1 どのような団体の活動ですか。(単数回答)

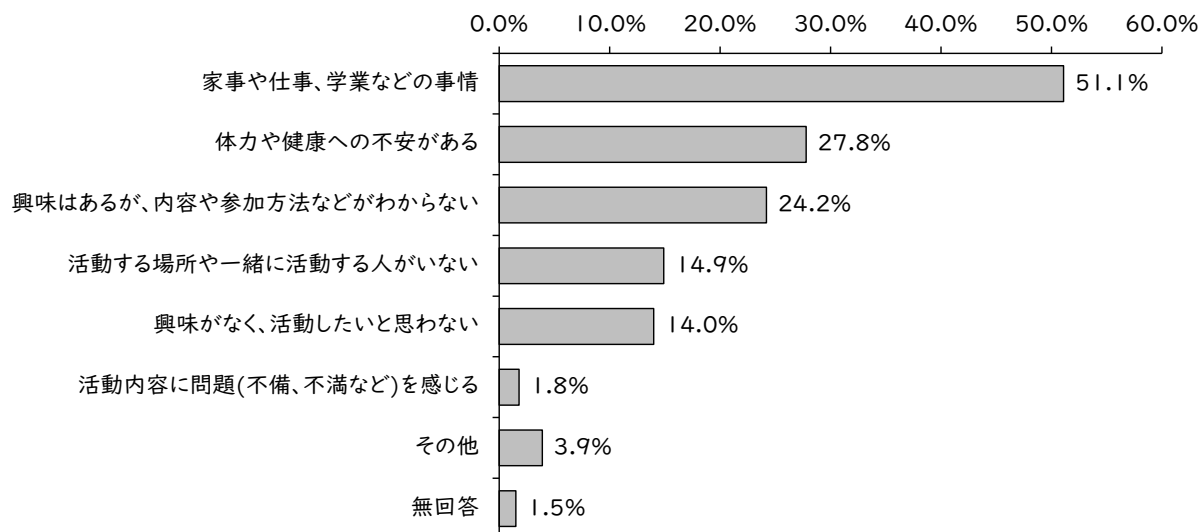
「サークル活動」がもっとも多く 31.7%、次いで「町会・自治会・まちづくり会議での活動」が 30.5%、「ボランティア団体・NPO 等での活動」が 22.4%となっています。



1で、「今後活動してみたい」「今後も活動しない」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

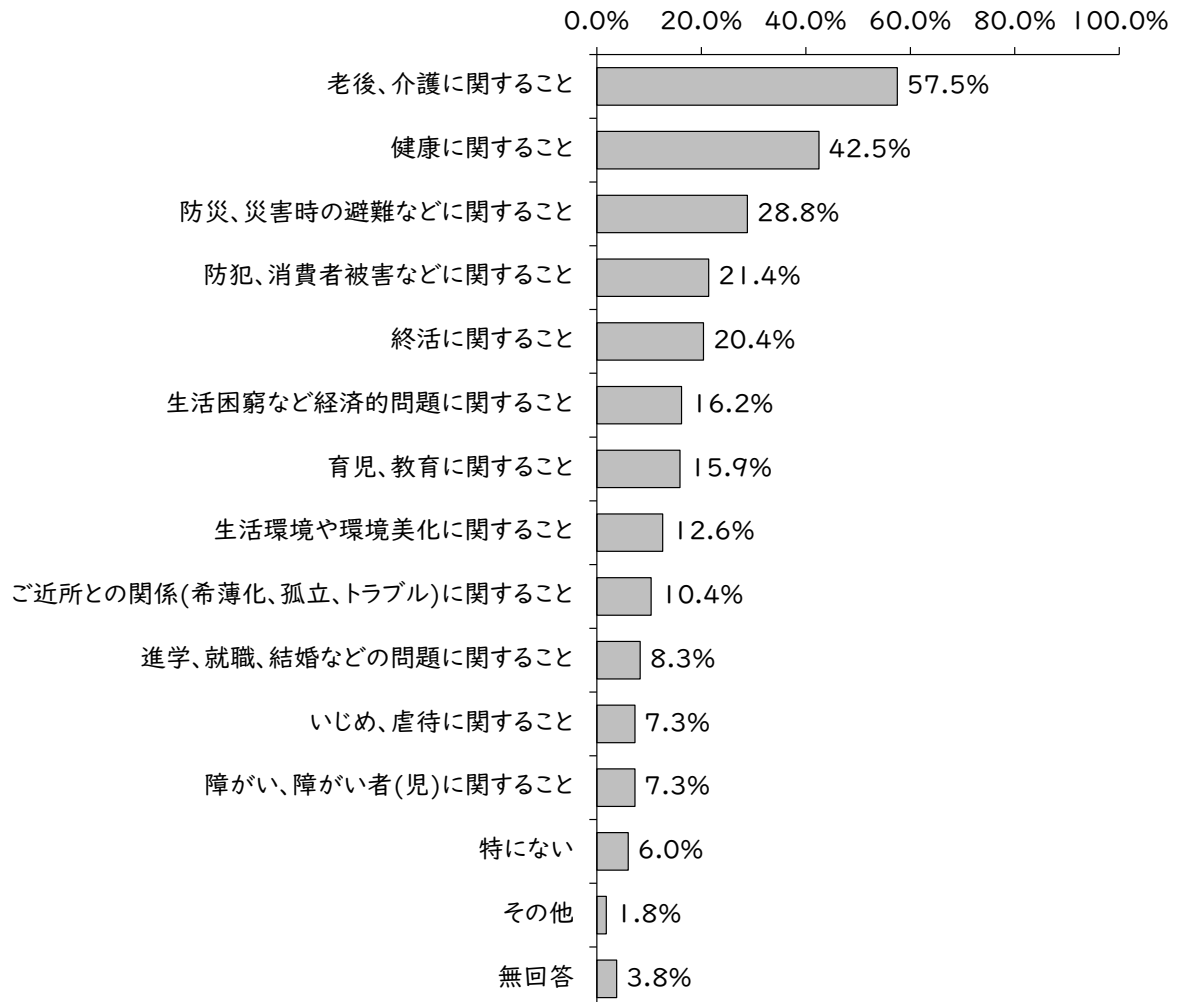
1-2 現在活動していないのは、どのような理由ですか。(単数回答)

「家事や仕事、学業などの事情」がもっとも多く 51.1%、次いで「体力や健康への不安がある」が 27.8%、「興味はあるが、内容や参加方法などがわからない」が 24.2%となっています。



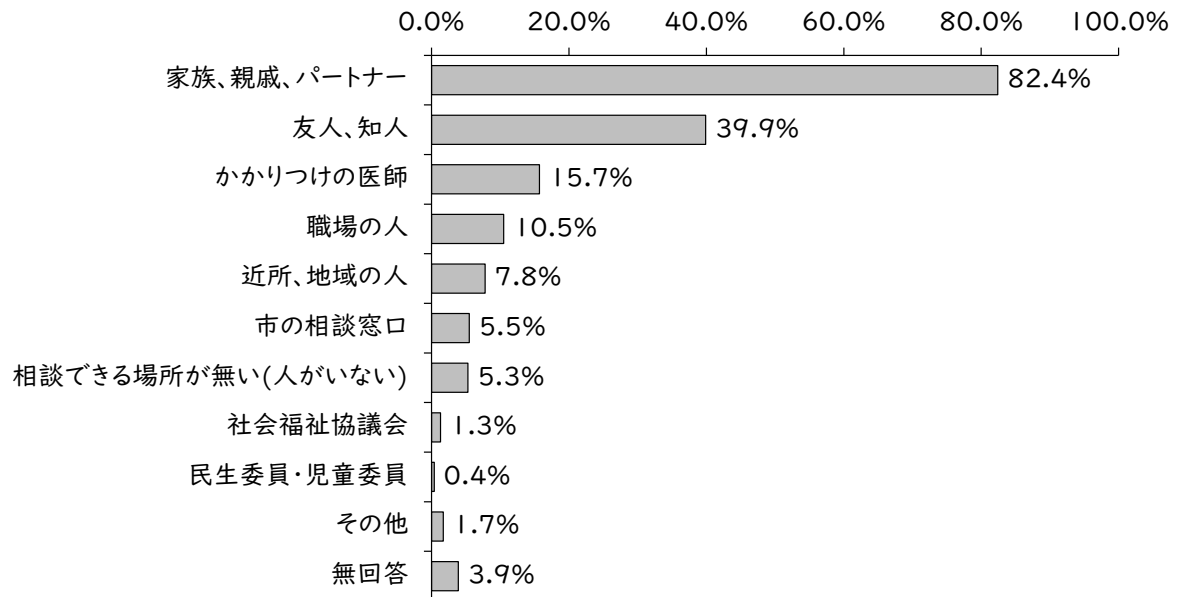
2. 地域福祉についてお伺いします。毎日の暮らしやお住いの地域の中で、心配、不安、気になることは何ですか。(複数回答)

「老後、介護に関すること」がもっとも多く57.5%、次いで「健康に関すること」が42.5%、「防災、災害時の避難などに関すること」が28.8%となっています。



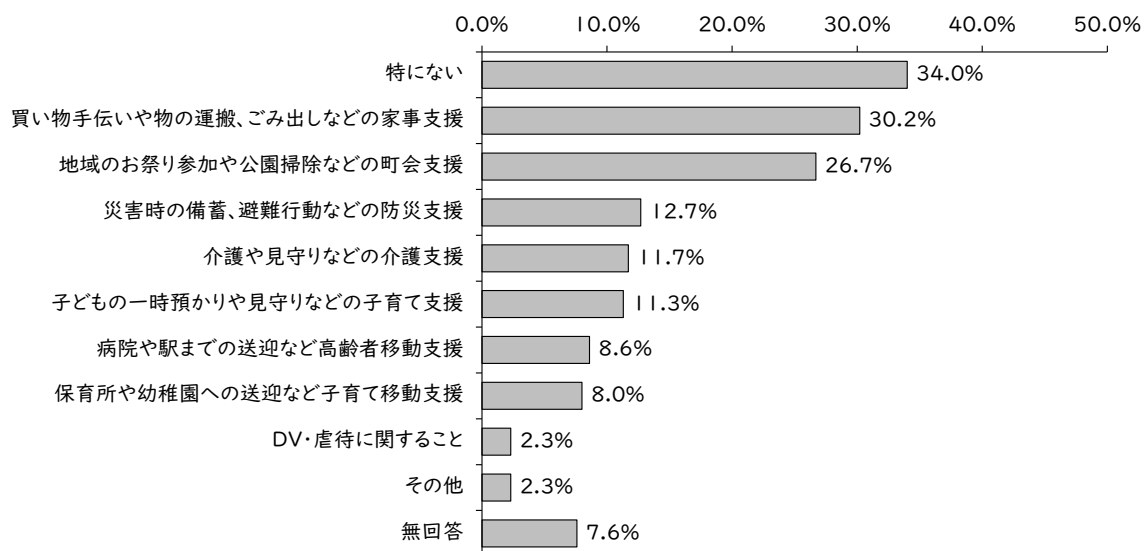
3. 心配、不安、気になることはどこ(だれ)に相談しますか。(複数回答)

「家族、親戚、パートナー」がもっとも多く82.4%、次いで「友人、知人」が39.9%、「かかりつけの医師」が15.7%となっています。



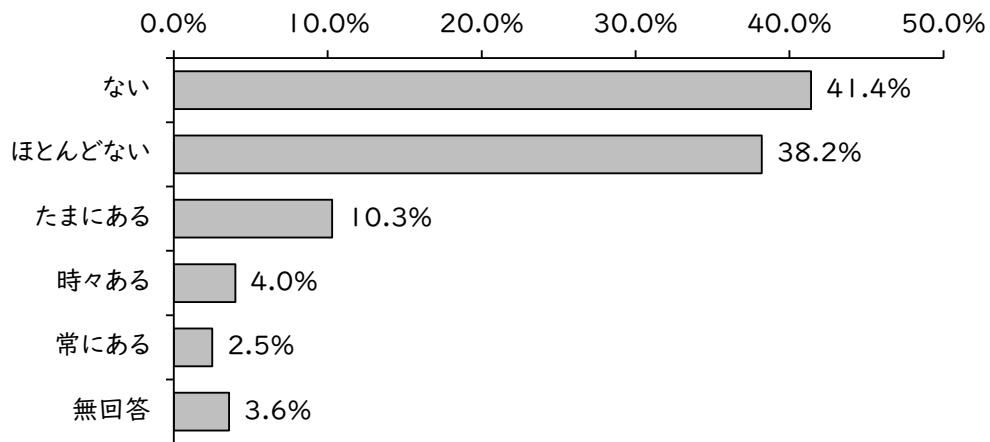
4. 相談や助けを必要とする近所、地域の人に、あなたができる支援はありますか。(複数回答)

「特にない」がもっとも多く34.0%、次いで「買い物手伝いや物の運搬、ごみ出しなどの家事支援」が30.2%、「地域のお祭り参加や公園掃除などの町会支援」が26.7%となっています。



5. あなたは孤独である、孤立していると感じることがありますか。(単数回答)

「ない」がもっとも多く41.4%、次いで「ほとんどない」が38.2%、「たまにある」が10.3%となっています。

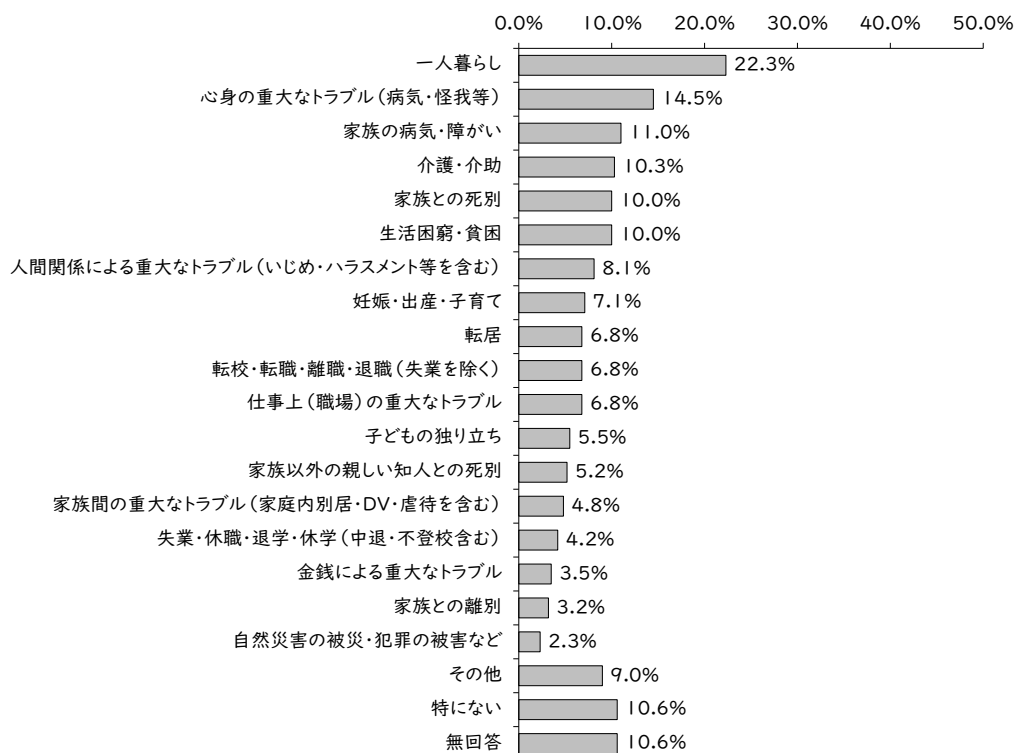


5で、「たまにある」「時々ある」「常にある」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

5-2 現在の孤独・孤立に強い影響を与えたと思われる出来事は何ですか。(複数回答)

「一人暮らし」がもっとも多く22.3%、次いで「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が14.5%、「家族の病気・障がい」が11.0%となっています。

また、年齢別にクロス集計結果をみると10～20代は、「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」と「一人暮らし」が最も高くなっている一方で、30代では「妊娠・出産・子育て」、40～50代では「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」と「家族の病気・障がい」、60代以降は「一人暮らし」とライフコースによって、孤独と感じる影響が異なっています。



【年齢別クロス集計】

年齢別、現在の孤独・孤立に強い影響を与えたと思われる出来事

年齢	孤独な理由	割合	回答者数
15～19歳	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	33.3%	6
20～24歳	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	33.3%	6
25～29歳	一人暮らし	43.8%	16
30～39歳	一人暮らし	27.3%	33
	妊娠・出産・子育て		
40～49歳	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	19.7%	66
50～59歳	家族の病気・障がい	17.9%	67
60～64歳	一人暮らし	27.3%	22
65～69歳	介護・介助	25.0%	20
70～74歳	一人暮らし	35.7%	14
75～79歳	一人暮らし	38.5%	26
80歳以上	一人暮らし	23.3%	30

(2) 高齢者等実態調査

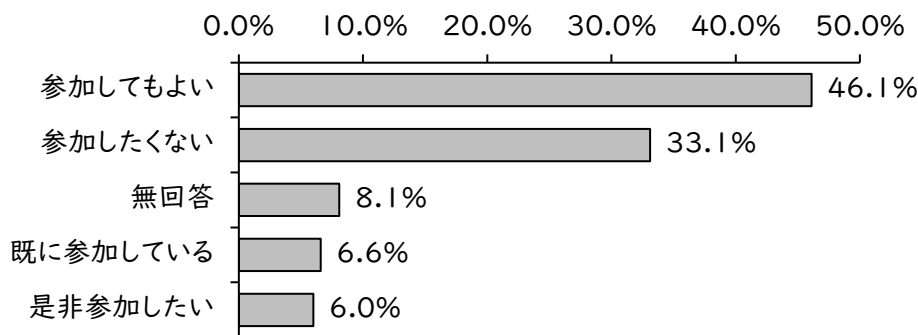
①調査概要（一般高齢者）

- ・調査時期：令和4年12月15日～令和5年1月10日
- ・調査方法：郵送調査
- ・調査対象：一般高齢者（65歳以上）無作為抽出
- ・回収状況：調査票送付数 1,500/回収数 1,011/回収率 67.4%
- ・調査実施課：高齢者支援課

②調査結果概要

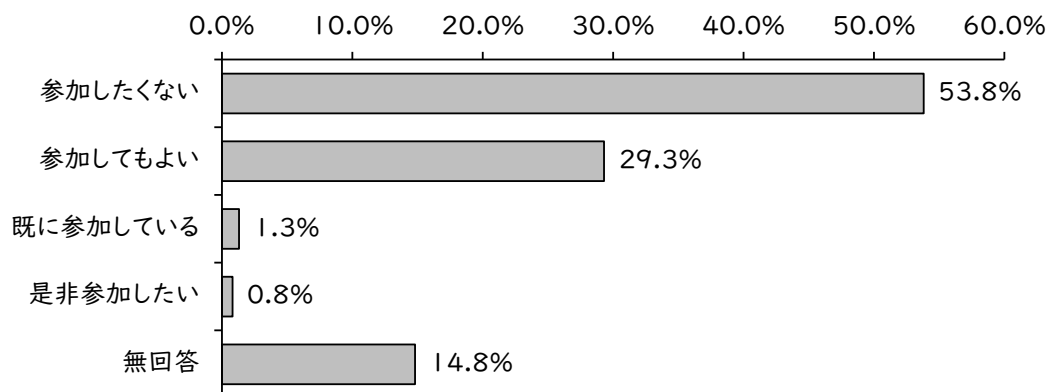
1. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。（単数回答）

「参加してもよい」がもっとも多く 46.1%、次いで「参加したくない」が 33.1%、「既に参加している」が 6.6%、「是非参加したい」が 6.0%となっています。



2. 支援を必要とする高齢者を支える地域のボランティア活動があれば、あなたはその活動に支援者として参加してみたいと思いますか。（単数回答）

「参加したくない」がもっとも多く 53.8%、次いで「参加してもよい」が 29.3%、「既に参加している」が 1.3%、「是非参加したい」が 0.8%となっています。



第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

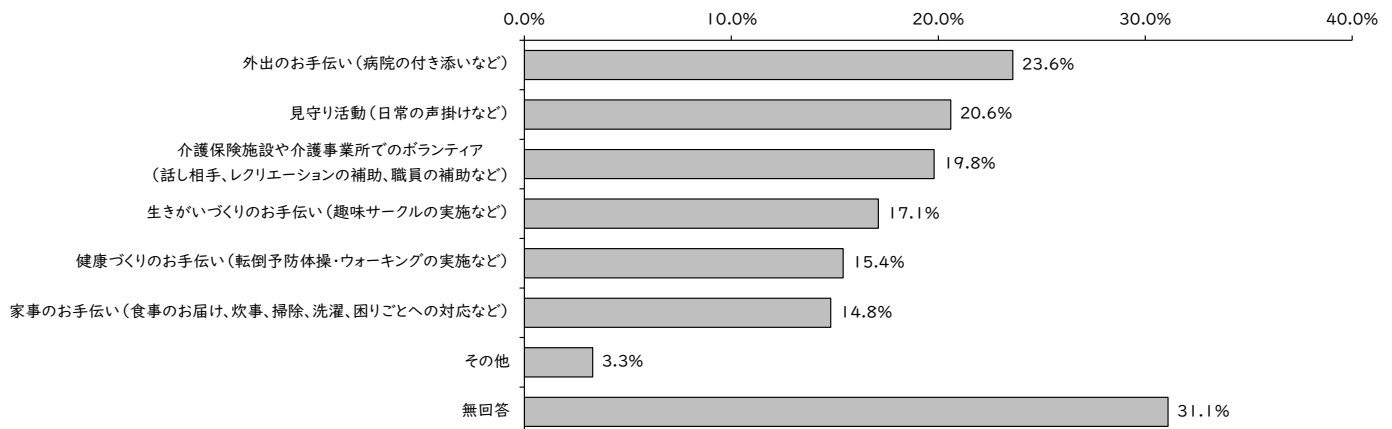
第2節 地域福祉の現状

7. 地域福祉について

2で、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

3. 支援を必要とする高齢者を支える地域のボランティア活動では、支援者としてどの活動に参加したいですか。また、どの活動に参加していますか。(複数回答)

「外出のお手伝い(病院の付き添いなど)」がもっとも多く 23.6%、次いで「見守り活動(日常の声掛けなど)」が 20.6%、「介護保険施設や介護事業でのボランティア(話し相手、レクリエーションの補助、職員の補助など)」が 19.8%となっています。



(3) 習志野市障がい者基本計画等策定のためのアンケート調査

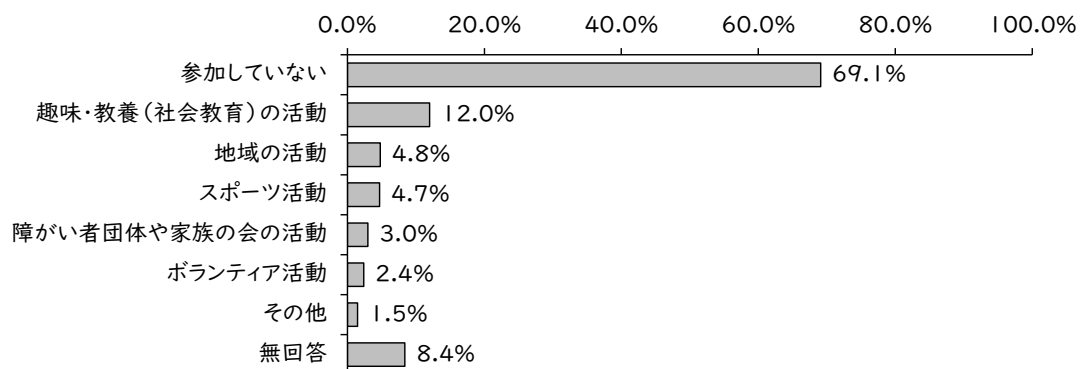
①調査概要(在宅の方)

- ・調査時期:令和4年9月20日~令和4年10月21日
- ・調査方法:郵送調査
- ・調査対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び自立支援医療(精神通院医療)を利用している方のうち、18歳以上の在宅の方
- ・回収状況:調査票送付数 1,700/回収数 1,070/回収率 62.9%
- ・調査実施課:障がい福祉課

②調査結果概要

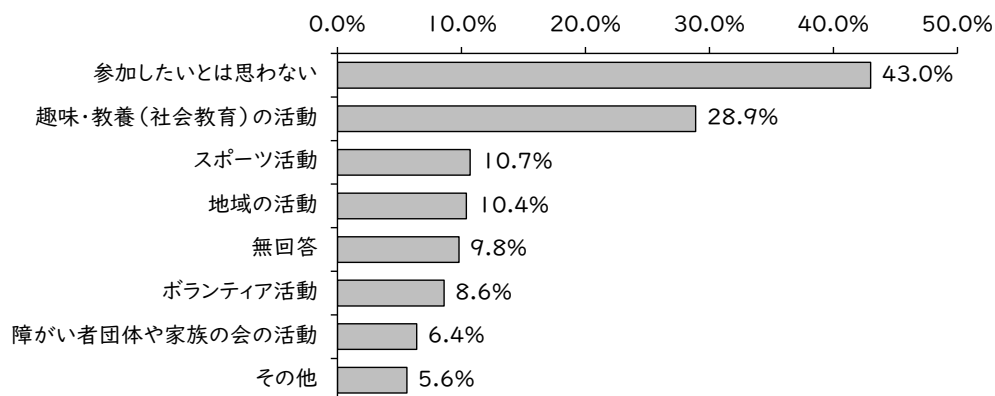
1. あなたは、次のような社会活動に参加していますか。(複数回答)

「参加していない」が69.1%と最も多く、次いで「趣味・教養(社会教育)の活動」が12.0%、「地域の活動」が4.8%となっています。



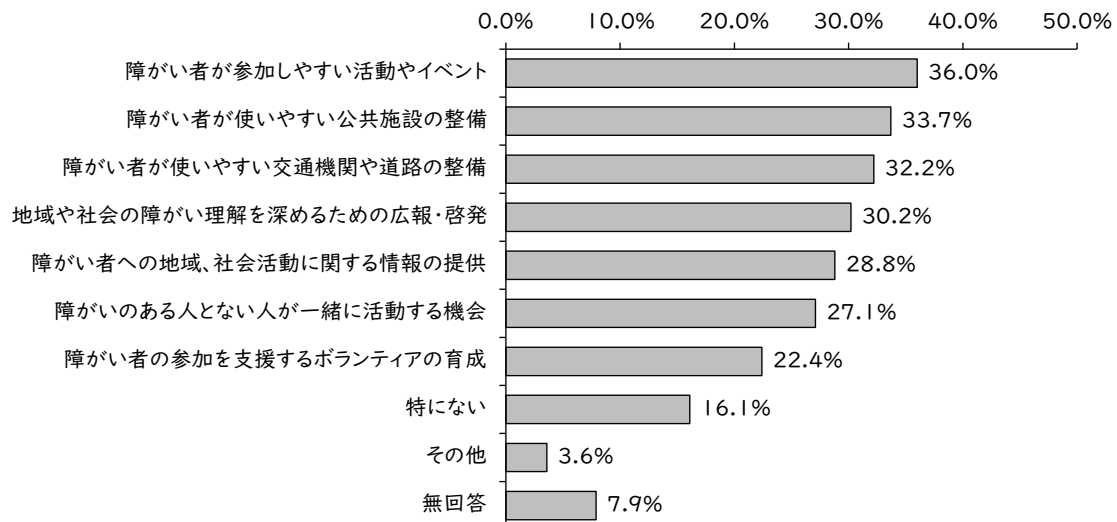
2. あなたは今後、次のような社会活動に参加したいと思いますか。既に参加している方も、今後参加したいかどうかお答えください。(複数回答)

「参加したいとは思わない」が43.0%と最も多く、次いで「趣味・教養(社会教育)の活動」が28.9%、「スポーツ活動」が10.7%となっています。



3. あなたは、障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「障がい者が参加しやすい活動やイベント」が 36.0%と最も多く、次いで「障がい者が使いやすい公共施設の整備」が 33.7%、「障がい者が使いやすい交通機関や道路の整備」が 32.2%となっています。



(4) こども・若者の生活等に関する実態調査

①調査概要

- ・調査時期：ア～ウ 令和6年3月4日～令和6年3月31日
エ 令和6年3月18日～令和6年3月31日
- ・調査方法：ア～ウ 調査案内を学校配布、インターネットで回答
エ 住民基本台帳から無作為抽出のうえ、郵送配布、インターネット回答
- ・調査対象：ア 小学校1年生～3年生、イ 小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生
ウ 小学校5年生・中学校2年生の保護者、エ 高校生相当年齢～29歳
- ・回収状況：

	調査票配布数	回収数	回収率
ア	4,537	2,806	61.8%
イ	8,672	2,805	32.3%
ウ	2,926	440	15.0%
エ	5,200	878	16.9%

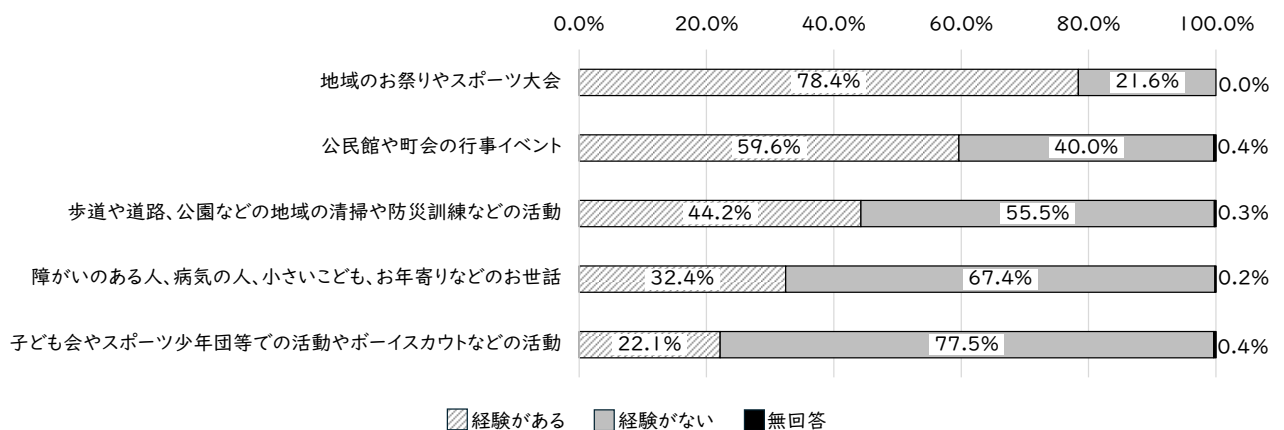
・調査実施課：こども政策課

②調査結果概要

(小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生対象)

1. 地域活動に参加した経験はありますか。(単数回答)

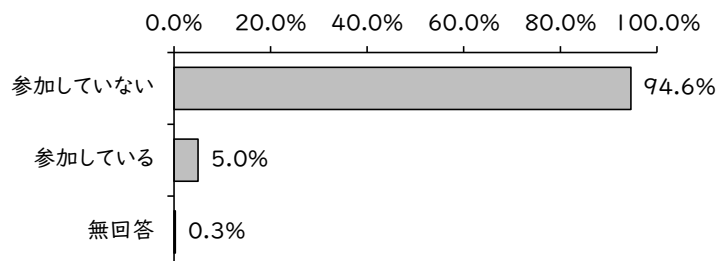
参加経験のある地域活動は「地域のお祭りやスポーツ大会」が78.4%と最も多く、次いで「公民館や町会の行事イベント」が59.6%、「歩道や道路、公園などの地域の清掃や防災訓練などの活動」が44.2%となっています。



(高校生相当年齢～29 歳対象)

2. 地域活動に参加したことはありますか。(単数回答)

「参加していない」が 94.6%と最も多く、「参加している」は 5.0%となっています。

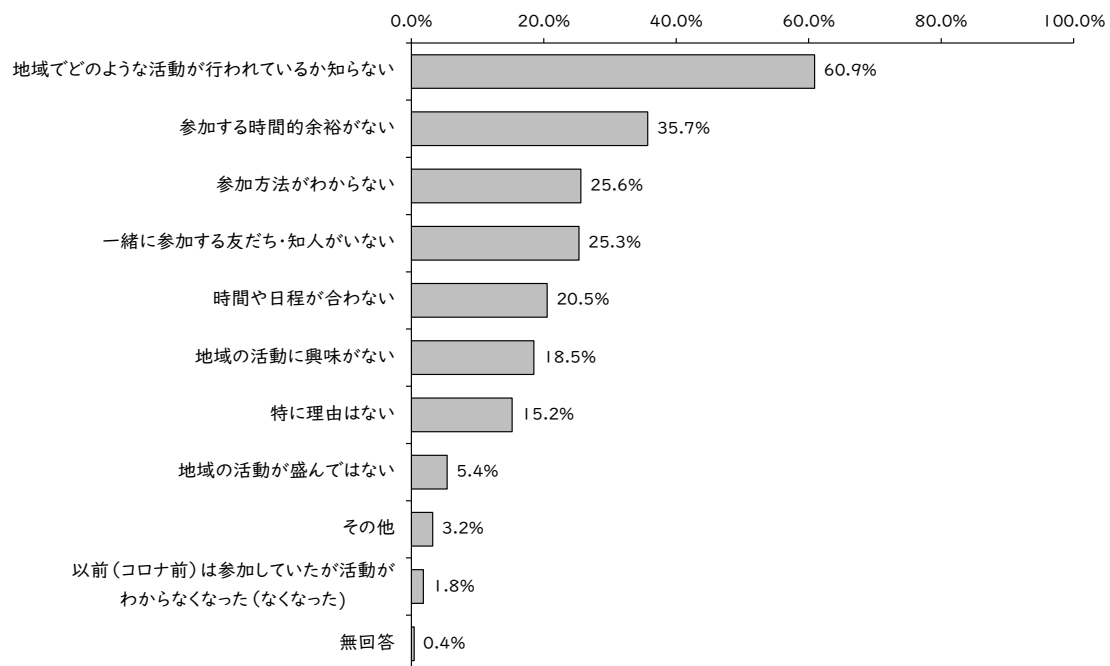


(高校生相当年齢～29 歳対象)

2 で、「参加していない」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

3. 地域活動に参加していない理由は何ですか。(複数回答)

「地域でどのような活動が行われているか知らない」が 60.9%と最も多く、次いで「参加する時間的余裕がない」が 35.7%、「参加方法がわからない」が 25.6%となっています。

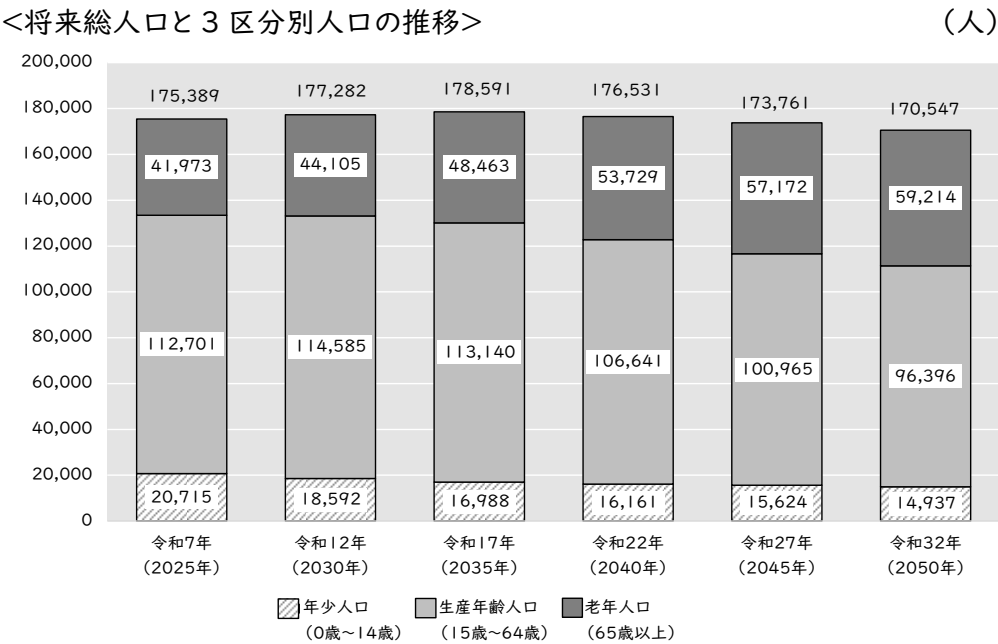


第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題

1. 将来人口の推計を踏まえた課題

(1) 将来人口推計

本市の将来人口の推計では、令和 17 (2035) 年に総人口のピークを迎え、以降減少傾向となっています。令和 32 (2050) 年には 170,547 人となる見込みです。



出典：「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」

昭和 22 年から 24 年生まれの「団塊の世代」のこども世代にあたる、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 (2040) 年の人口推計では、総人口は 176,531 人であり、人口構成比は高齢者人口が 30.4%、生産年齢人口が 60.4%、年少人口が 9.2%となっています。

区分			総数		男性		女性	
推 計 人 口	推計人口		176,531	100.0%	87,724	100.0%	88,821	100.0%
	高齢者人口 (65歳以上)	85歳以上	11,692	21.8%	4,052	16.7%	7,650	25.9%
		75～84歳	15,435	28.7%	7,117	29.4%	8,328	28.2%
		65～74歳	26,602	49.5%	13,053	53.9%	13,538	45.9%
		高齢者総数	53,729	30.4%	24,222	27.6%	29,516	33.2%
	生産年齢人口(15～64歳)		106,641	60.4%	55,070	62.8%	51,519	58.0%
	年少人口(0～14歳)		16,161	9.2%	8,427	9.6%	7,795	8.8%

出典：「習志野市人口推計結果報告書」

(2) 団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年問題

高齢者人口は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22(2040)年には 53,729 人と、令和 7 年 3 月時点対比で約 12,000 人、6.7 ポイント増加し、人口全体に占める割合は、30.4%に至ると予測しています。

また、令和 22(2040)年には、団塊世代が 85 歳以上へと移行します。

要介護認定者の割合は、加齢とともに急速に高まり、令和 4 年度の国全体の認定者発生率によると、前期高齢者は約 4%、後期高齢者は約 18%となっている一方で、85歳以上は約 60%が認定を受けるとされています。少子高齢化の進展により現役世代である生産年齢人口は減少し、税収や労働力人材が減となる中で、増加する要介護認定者への介護・福祉・医療サービスのニーズに対応するための多額の財源や人材確保が急速に求められます。

介護・福祉・医療サービスの質を確保しながら、量を共有するため、様々な取り組み・支援を引き続き対応していく必要があります。

<出典：国全体の認定者発生率（令和 4 年度 厚生労働省）>

(人)

年齢区分	令和 4 年度末 第 1 号被保険者数	要介護(要支援)認定者数 (当年度末現在)	認定率
前期高齢者 65 歳～74 歳	16,359,200	709,801	4.3%
後期高齢者 75 歳～84 歳	12,939,221	2,277,414	17.6%
85 歳以上	6,546,713	3,827,129	58.5%

2. 福祉の現状を踏まえた課題

(1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

核家族化や単身世帯の増加、働き方や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な社会構造の変化により全国的に地域のつながりの希薄化がさらに進んでいます。

本市の市民意識調査では、「仕事」や「家庭の場」以外で何か活動している人は約1割となっています。また、こども・若者の生活などに関する実態調査では、若者世代（高校生相当、大学生相当、23～29歳）では、地域活動に「参加していない」人は約9割となっています。

一方、地域活動への参加の意向については、例えば市民意識調査をみると現在地域活動に参加していない人でも、「参加してもよい」人が約4割となっており、潜在的な活動への参加意向は高いのが特徴です。

実際には、参加意向の高さと実際の参加度合いに差が見られるため、参加者が希望する参加形態や、参加の頻度などにも十分対応できるよう、市民が各種活動に参加しやすい環境づくりが重要です。

(2) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の充実

単身世帯の増加や人間関係の希薄化が進む中、一つの世帯が複雑・複合的な課題を抱えている状態が増えています。

例えば、80代の親が50代のひきこもりのこどもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育ての時期を同時に迎える「ダブルケア」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、虐待や孤独・孤立、生活困窮問題など、高齢、障がい、こどもなどの個別の分野では対応が困難なケースが浮上しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのため、身近な地域で複合的な課題を「丸ごと」受け止め、福祉、保健・医療、権利擁護、再犯防止、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに係る多機関が連携した包括的な支援体制を構築することで、支援を必要とする人のニーズに対応することが必要です。

また、複雑・複合的な課題に対応するため、地域での基盤を強化することが必要です、そのため、地域住民、多様な活動主体、企業、行政の協働による地域福祉の推進が大切です。

(3) 福祉サービスの充実と相談先などの各種事業の周知啓発

要支援・要介護認定者数が増加したり、障がい者手帳保持者数や自立支援医療の給付者数が増加しています。そのため、今後より多くの福祉サービスの提供が必要となるため、引き続き福祉・保健サービスの質を確保し、より向上していくことが必要です。

市民意識調査の結果によると、「何かあったときに相談先がない」と回答した人が約5%おり、また「孤独を感じる（常にある+時々ある）」と答えた人も約7%にのぼっています。これらの人々に対しては、相談窓口などの周知を一層進めていく必要があります。

サービスが必要な方へ情報が届くようにするため、情報の周知方法を工夫することで、誰も取り残されることのない社会の実現が求められます。

2. 福祉の現状を踏まえた課題

(4) 全ての人の権利が尊重される社会づくり

その人の置かれている状況や障がいなどにかかわらず、全ての人が尊重される社会をつくることは非常に重要です。しかし、実際にはこども、障がいがある人や高齢者などへの虐待や、権利が侵害されることもある状態となっています。

さらに、認知症や障がいの理由により、一人で日常生活を送ることが困難な状況になる場合があります。その際には、成年後見制度の円滑な活用やその他の各種サービスなどの拡充を図り、本人の権利が尊重されつつ、地域の中で引き続き生活できるよう、仕組みの整備と周知を進めていくことが必要です。

(5) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

近年、全国的に地震や水害などの自然災害により被害が発生しています。

そのため、市民の方も防災の関心は高く、市民意識調査では、普段生活する中で心配、不安、気になることについて、約3割の人が「防災、災害時の避難に関すること」と回答しています。

一方、自主防災組織加入世帯数は年々増加していますが、自主防災組織の組織率は減少傾向となっています。そのため、災害時に迅速に避難するために、引き続き自主防災組織や町会自治会への加入の促進など、平常時から住民同士が顔の見える関係性を築くことが必要です。

また、災害に強いまちを実現するためには、バリアフリーなどのハード面としての生活環境整備だけでなく、地域のつながりや各団体の活動といったソフト面への配慮も重要です。

第4節 計画推進者の役割

Ⅰ.「自助」、「互助・共助」、「公助」による取り組み

本計画では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会および行政の協働で、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）に向けた取り組みを進めます。

ソーシャル・インクルージョンとは、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあうという理念です。

また、地域福祉の推進にあたっては、市民、団体、行政、社会福祉協議会などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」、「互助・共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、互いの協力のもと、地域福祉を推進していくことが必要となります。

上記の理念に基づく、地域福祉の推進におけるそれぞれの役割を以下の通りとします。

(1) 自 助

◇ 市民の役割（市民：個人、家族）

市民は、まちづくりの主体であり、地域福祉推進の主体です。地域をはじめ行政、社会福祉協議会の活動・行事などに主体的に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を発信する役割があります。

また、地域福祉社会の一員として、地域の課題に関心を持ち、人との絆を大切に、やさしさと思いやりの心でつながるよう努めます。

(2) 互 助・共 助

◇ 地域の役割（地域：隣近所、町会・自治会など、まちづくり会議、自主防災組織、老人クラブ等）

都市化、核家族化などの影響により地縁的つながりが希薄となっていく中において、地域には、個人や家庭だけで解決することが難しい問題に、ともに取り組み、住みやすい地域社会をつくる重要な役割があります。

特に、町会・自治会などやまちづくり会議の自治組織は、地域のまとめ役として、行政が把握しにくい福祉ニーズを集約することができます。また、行政が対応できない部分を補ったり、地域住民の福利厚生を提供したりする役割を果たします。

さらに、社会的孤立、家庭内での虐待などの深刻な生活課題に対するもっとも身近な拠り所として、地域福祉を推進する役割があります。

◇ 福祉団体・事業者の役割

福祉団体：民生委員・児童委員、高齢者相談員、介護相談員、母子保健推進員、障がい者地域共生協議会、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO法人など

事業者（福祉事業者）：介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、福祉事業を実施しているNPO法人など

事業者（民間事業者）：企業、一般事業者

多くの福祉団体・事業者が、専門的知識と技能を生かし、福祉ニーズが多種多様にわたる地域の中で、率先して地域福祉を推進しています。

福祉団体・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、親身になって市民の不安の解消を図るとともに、個々の市民ニーズを充足するため、連携しあって新しいサービスを創造する役割もあります。また、利用者一人ひとりにあった専門的なサービスを提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流などの活動に積極的に参加します。

◇ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、公共性・公益性の高い、市民にもっとも身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っています。

行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、社会福祉協議会は福祉の手助けが必要でありながら「制度の狭間」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施、または創出します。

そして、社会福祉協議会は行政とともに、福祉の両輪の一つとして、関係団体・地域住民の活動のリーダーとしての役割を担います。

(3) 公 助

◇ 市の役割

市は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現しなければなりません。本市の現状を踏まえ、かつ将来を見据えた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

さらに、市民協働でソーシャル・インクルージョンに向けた取り組みを進めるため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉を推進する役割を担います。

第4章 計画の基本姿勢

第1節 計画の基本理念

1. 基本理念設定の考え方

近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市においても、分野にとらわれず、あらゆる人の連携、協働が求められています。

連携、協働にあたっては、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要となります。

この方向性を踏まえ、本市では平成26年に策定しました第1期計画からの基本理念を踏襲しつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、施策推進に取り組みます。

2. 基本理念

人は誰もが、住み慣れた地域で人とつながりながら、心も体も健やかに、笑顔で暮らしていきたいと願っています。

その思いを実現していくためには、年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、一人ひとりが地域の一員として尊重され、自分らしく社会に関わり続けられる環境をつくることが大切です。

また、互いの違いを認め合い、理解し合いながら、温かく受け入れ合う関係性を地域の中に育てていくことが求められています。

そのためには、さまざまな理由から支援を必要とする方々を孤立させることなく、地域の一員として受けとめ、共に支え合って暮らしていける仕組みや風土を築く必要があります。

誰もが安心して暮らせるよう、地域での課題や困りごとに気づき、必要な支援をつなげていける体制を、地域住民の皆さんとともに整えていくことが重要です。

本市では、将来都市像として掲げる「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」の実現に向け、「生涯にわたって健康で元気に暮らし続けたい」という市民の願いをかなえることを目指し、福祉施策の柱として、世代を超えて安心して暮らせる地域づくりを進めています。

このような考えのもと、本計画では、今後の地域福祉の方向性として、以下の目標を掲げます。

すべての市民が、地域の一員として互いに支え合い、

助け合えるまち

第2節 計画の基本目標

1. 基本目標設定の考え方

計画の基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しています。

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

- ◇ 福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。
- ◇ すべての市民が主体的に社会参加できる環境を整備するとともに、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

- ◇ 誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めてともに活動できる、支え合い、助け合いのあるまちです。
- ◇ すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活性化につながります。

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

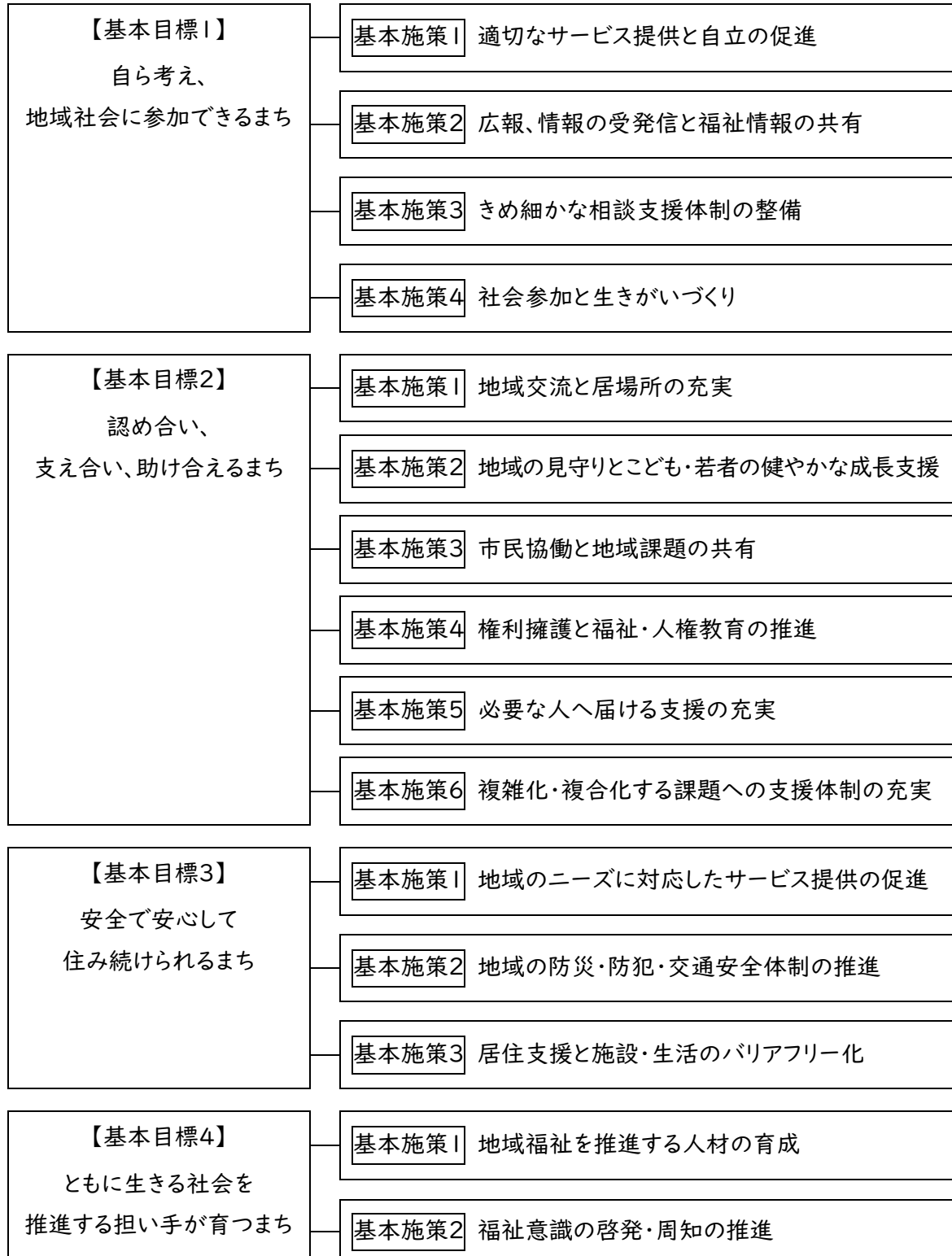
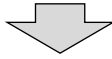
- ◇ 社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。
- ◇ バリアフリーなどのハード面としての生活環境の整備の他、地域のつながりや各団体の活動などのソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

- ◇ 地域福祉計画の目指す社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体などの連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。
- ◇ そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた住民一人ひとりが支え合う福祉の基盤づくりへとつなげます。

2. 施策の体系

すべての市民が、地域の一員として互いに支え合い、
助け合えるまち



3. 成果指標の設定

本計画を評価・管理するにあたり、必要となる進捗の目安となる参考指標を基本目標ごとに設定し、8年後の次期計画策定時に評価を行い、その結果を踏まえて必要に応じた見直しを行います。

【基本目標1】自ら考え、地域社会に参加できるまち		
評価指標	現状値(令和6年度)	目標値
地域活動に参加している市民の割合	13.4%	20.0%
市役所や地域に悩みごとや心配ごとを相談できる窓口があることを知っている市民の割合	新規取得	70.0%

【基本目標2】認め合い、支え合い、助け合えるまち		
評価指標	現状値(令和6年度)	目標値
居場所があると思う市民の割合	新規取得	60%
孤独である、孤立していると感じる市民の割合(時々ある+常にある)	6.1%	4.0%

※「居場所」とは、いつでも帰ることができる心の拠り所や、心の許せる人や自分を受け入れてくれる人がいる場所を指す。

【基本目標3】安全で安心して住み続けられるまち		
評価指標	現状値(令和6年度)	目標値
自主防災組織の組織率	59.8%	63.0%
今後も現在の場所に住み続けたいと思う市民の割合	64.5%	70.0%

【基本目標4】ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち		
評価指標	現状値(令和6年度)	目標値
地域のお祭り参加や公園清掃などの町会活動を支援できる市民の割合	26.7%	37.0%

第5章 目標別の施策の展開

基本目標Ⅰ 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策Ⅰ 適切なサービス提供と自立の促進

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への包括的な支援が求められており、包括的な支援として、個人に向けた支援の他に、地域ネットワークの強化・社会資源の開発などの環境づくりが求められています。
- 生活困窮者は、長期間の離職や多重債務、住まい、家族関係、障がい、傷病、ひきこもり、介護など、多様かつ複合的な問題を抱えていることも多く、地域で孤立している場合もあることから、支援の対象となる方の把握や包括的な支援が重要となっています。
- 子育て支援、障がい福祉、高齢者福祉の各分野において、医療ニーズは高い割合を占めるものであり、各分野と医療分野との連携が求められています。
- 社会福祉協議会では、市民の助け合い活動をもとに、制度の狭間をつなぐ取り組みを行っています。

□ 施策の考え方

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、保健医療、福祉などの支援を必要とする人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、これらの人が、地域で暮らすことができるよう施策を展開します。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会づくりが求められており、本市においても地域共生の理念に基づくサービスの実施を図ります。
- 医療・介護連携体制の充実、生活支援体制整備の構築など、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、誰もが安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。
- 生活困窮者の自立に向け、庁内外のさまざまな関係機関や地域ネットワークなどとの連携を深めながら、一人ひとりの課題や状況に応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援方策を計画的に推進します。
- 社会福祉協議会や各団体などとの連携をさらに深めるとともに、これまでの枠組みにとらわれず、福祉、保健、雇用、教育、住宅、産業など多方面にわたる分野および地域住民の協力を得ながら、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを行います。
- 教育・保育施設の整備にあたっては、将来的な就学前人口減少を見据えて、適切な確保方策を講じます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 障がいのある人の日常生活での不便や、改善要因などを発見した場合、関係機関や地域と連携し、その解消に努めます。 ● 生活困窮や法制度などへの理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。 ● 自分にあった福祉サービスを選べるよう、福祉サービスの知識を持つよう努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 福祉に関する講演や説明会などを積極的に企画・開催して、福祉に対する理解や学びの機会づくりを進めます。 ● 地域でサービスが必要な人を把握したら、サービスに結び付けることができる関係機関へつなげるように努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 状況に応じ、必要な機関へつなぎ、自立支援に努めます。 ● 福祉サービスが必要と思われる市民が適切なサービス利用によって、より快適な生活が送れるよう、行政などの関係機関と連携します。 ● 利用者のニーズにあったサービスを提供できるよう市と連携し、新しいサービスの導入や質の向上を目指します。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して暮らせるよう支援を行います。また、本事業を、より一層活用していただけるよう、周知に努めます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業や住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立促進に関する包括的な支援を実施します。あわせて、生活困窮者自立支援制度について周知・啓発を行うとともに、生活困窮者の実態や課題を把握・分析し、支援の充実を図りながら、市民や関係機関との連携による自立支援を推進します。	生活相談課
2	地域包括ケアシステムの深化・推進	住み慣れた地域において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携の下で提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されることにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。なお、具体的な内容は、個別計画の中で位置づけます。	高齢者支援課
3	地域移行の推進	施設や病院で生活する障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう、居住支援や福祉サービス提供体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
4	就業環境の整備	障がいのある人の就労支援を推進するためには、雇用主となる事業者の障がいに対する理解を深めることが重要となります。習志野商工会議所および習志野市商店会連合会などの協力を得ながら、障がいのある人の就労に関する啓発や理解の促進に取り組みます。併せて就労を支援する障害福祉サービスなどの利用を促進します。	障がい福祉課
5	ちば地域若者サポートステーションとの連携	働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援するため、NPO法人などが運営する「地域若者サポートステーション」などと連携して就労支援の情報を収集し、提供します。	産業振興課
6 (新規)	要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費	生活困窮家庭のこどもが安心して教育を受けられるよう学用品や給食費などを支援します。また、障がいのあるこどもの保護者に対し、経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部を援助します。	学務課

基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域には、子育てをしている人や単身高齢者などで悩みや不安を抱え、誰にも相談できず、また、必要な情報が入手できない人が増える傾向にあります。そのため、そうした人々に対し、気軽に相談できる環境の整備や、必要な情報を適切かつわかりやすく、より効果的に提供する体制の整備が求められています。
- さまざまな媒体を通じた情報提供体制の充実や、身近な相談窓口の整備・充実に取り組んでいますが、情報提供を効果的に行えているかが課題となります。
- 必要な情報が必要としている人に届き、気軽に困りごとを相談できるしくみをつくるためには、社会福祉協議会や関係機関、団体などと緊密に連携し、情報の共有化を図るとともに、安心して相談できる窓口づくりに努めることが重要となります。

□ 施策の考え方

- 地域に暮らす誰もが情報を得られる環境にあり、地域内で情報が共有されるなど、地域全体に情報が行き届く情報提供体制の構築を進めます。
- 福祉サービスを必要とする人に ICT を効果的に活用することで、わかりやすく情報提供を行い、サービス利用の拡充を図ります。また、福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を密にしていきます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 町会・自治会などが発行する地域の情報紙、社会福祉協議会の発行する「ふくし習志野」、社会福祉協議会支部が発行する支部広報紙を活用し、積極的に地域の情報を収集します。
- 身近な場所での集まりなどに参加し、情報の交換・共有を行います。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 地域の新聞、チラシや SNS などを活用し、地域の問題や課題を発信するなど、活動の輪の拡充・普及に努める他、市の出前講座などを活用するなど、最新の福祉情報やサービス内容の理解に努めます。
- 地域でサービスが必要な人を把握した際には、サービスや相談機関を伝える等して助け合います。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域のニーズを踏まえ、ICT の活用など幅広い手段により、地域福祉の推進に役立つ情報・知識を提供します。
- 広報習志野や地域の団体などから発信される情報を共有し、必要な人に速やかに伝えます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社会福祉協議会が相談窓口であることの周知に取り組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
7	市ホームページ等のアクセシビリティの推進	一人ひとりの状況とタイミングにあった情報提供の方法（広報習志野、市ホームページ、スマートフォン・タブレットなどのICTの利活用、他）を検討します。	広報課
8	民間事業者、NPO 法人、市民活動団体等との協力体制の推進	障害者総合支援法および障害者差別解消法などの法趣旨・理念に基づき各種事業を実施するとともに、市民や地域、団体、事業者などへ広く周知啓発に努めます。	障がい福祉課
9	障がい（者）理解のための取り組みの推進	図書館での録音図書や大活字図書の充実や、文字情報を音声化した「声の広報」、点字化した広報習志野の作成など、市民団体と連携を図りながら障がいのある人への合理的な配慮に努めます。また、障がいの理解に向けて、啓発講座の実施、障がい者団体や障害福祉サービス事業所の活動などの情報を、市ホームページなどで発信します。	障がい福祉課
10	さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	手話および要約筆記は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として重要な役割を果たしています。今後も手話通訳者および要約筆記者の計画的な養成に取り組み、聴覚障がいのある人の社会参加を支援します。	障がい福祉課
10	さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	災害発生などの緊急時の対応を含め、障がいのある人へ直接、迅速に映像や音声などによる情報が伝達できる仕組みおよび情報通信技術を活用した新たな伝達手法についての検討に取り組みます。	障がい福祉課
11	相談支援体制の整備	介護保険制度、障がい福祉制度に関する情報などについては、事業所からサービス利用者へ情報が確実に伝達されるよう、事業所に対する説明会を実施します。また、サービスが必要な利用者に必要な情報が届くよう、相談しやすい環境を整えます。	介護保険課・障がい福祉課
12	すこやか習志野っ子ファイル「子育てハンドブック」	妊娠中から子育てのそれぞれの時期に合わせた子育て情報を、「すこやか習志野っ子ファイル」「子育てハンドブック」などを用いて提供します。	健康支援課・子育てサービス課

基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 「相談」は、各サービスや団体との連携の第1段階であり、利用者にとっては「最初の窓口」となることから、相談体制の構築と機能の強化は、利便性の向上を図る上で常に求められる課題となります。
- 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれているものの、周知が不十分であることからどこに相談したらよいかわからないと感じる人がいます。このため、適切な窓口へ円滑に案内できる仕組みを整備していく必要があります。
- 特に福祉に関する相談はケースが多様化し多岐にわたるため、適切な対応とともに、迅速な関係機関との連携が必要となっています。
- 情報を取得する方法が多様化したとはいえ、いまだに行政情報の取得は広報習志野や市ホームページ、地域の回覧板などのニーズが高いため、適切な紙面構成や、情報発信の工夫が求められています。

□ 施策の考え方

- 相談体制の構築は、社会福祉協議会を中心とした各種団体や関係各課との連携が不可欠であり、窓口対応の迅速化や簡素化を図り、必要とされる適切なサービスへの案内に努めます。
- 適切な情報発信を図るため、市民や地域ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。
- 市と社会福祉協議会が連携をしながら、地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題などで対応が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。
- 地域共生社会の実現に向けて、育児、介護、障がい、生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制を構築し、市全体の課題解決力の強化を目指します。
- 市役所などの窓口来訪時や、公民館などの施設での活動の機会を活用し、効果的な情報発信に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 広報習志野や回覧板などを活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 隣近所との信頼関係を築き、地域ぐるみで困りごとなどの解決に取り組むとともに、関係機関へつなぐことに努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るように努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
13 (新規)	重層的支援体制整備	介護、障がい、生活困窮、子育てなど、さまざまな分野の相談に対応できる包括的な支援体制を整備し、対象者に寄り添った相談支援を進めます。各相談窓口では、専門分野ごとの情報を共有し、途切れのない支援につなげられるよう取り組みます。あわせて、社会福祉協議会やコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）と連携し、制度の狭間にある人への支援にも力を入れます。地域の見守りネットワークや相談機関とも協力し、支援を必要とする人を適切なサービスにつなげていきます。	健康福祉政策課
11	相談支援体制の整備	障がいのある人への相談窓口を充実することにより、個々の障がいに応じたきめ細かな相談を身近な地域で受けられるよう体制の整備を図るとともに、相談支援に関わる職員の資質の向上に取り組みます。また、障がい者相談員、民生委員・児童委員、障がい者団体などと連携し、相談支援に関する情報や課題の共有化を図るとともに、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、相談支援体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
14	総合教育センターにおける相談機能の充実	総合教育センターにおける相談機能の充実を図るため、ひまわり発達相談センターなどの関係機関との連携を図ります。また、発達障がい、不登校など多様化する相談業務に対応する専門職の配置に努め、総合教育センターの機能充実に取り組みます。	総合教育センター
15	成長又は発達に不安があることに関する相談・支援等	ひまわり発達相談センターでは、成長または発達に不安や心配があることもと保護者の相談支援の充実を図るとともに、ピアサポートのための保護者の仲間づくり、学習の機会の充実により、保護者間の繋がりをつくり、家族支援に取り組みます。	ひまわり発達相談センター
11	相談支援体制の整備	各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業者との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見および適切なケアマネジメントを提供できるように努めます。また、民生委員・児童委員や地域の協力のもと、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見に取り組みます。	障がい福祉課
16	子育て支援コンシェルジュの充実	安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や子育て相談を行う、こどもセンター・きらっ子ルームの周知を図ります。また、必要に応じて専門の相談機関と連携しながら個々の家庭に応じた支援に取り組みます。	子育てサービス課・こども保育課
17	母子保健活動事業	妊娠届出時の個別面接、健康相談、健康診査事業などにより、子育てなどに関する相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関との連携の下、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。	健康支援課

第5章 目標別の施策の展開

基本目標Ⅰ 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備

No	事業名	事業内容	担当
Ⅰ	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための全庁横断的支援体制を構築することを目的とした生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議を開催し、情報共有、連携に努めます。	生活相談課
18 (新規)	孤独・孤立対策	孤独・孤立の課題に対応する地域づくりのため、必要な支援につながる相談体制の充実を図ります。	健康福祉政策課
19	高齢者相談センター（地域包括支援センター）事業（相談機能の充実）	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、高齢者の総合相談窓口として、日常生活圏域5ヶ所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置し、専門職（社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員）を配置して対応しています。	高齢者支援課
20 (新規)	こども家庭センター運営事業	虐待などの予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。	こども家庭課

基本施策4 社会参加と生きがいづくり

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会など、雇用環境は厳しさを増しています。また、労働力の不足が深刻化する中で、高齢者や女性の労働力が求められており、多様な人材の活躍や多様な働き方の推進が重要となっています。しかし、働く意欲がありながら、身体的機能、年齢、家庭状況などによって就労が阻害されている人達にとっては、就労が困難な状況となっています。
- 障がいのある人の社会参加として、就労分野でのニーズが高まっており、企業や事業主への意識啓発や、就労の機会づくりが求められています。
- 市民が地域のつながりの重要性を意識し、積極的に交流をすることができるよう、地域の行事やイベントなどへの参加を促進し、ふれあいや交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。高齢者、こどもや若者、子育て世代、障がいがある人、外国籍市民など世代や国籍・障がいの有無を問わず、様々な市民が参加できるような場を設け、地域全体で支え合う関係の構築が求められます。

□ 施策の考え方

- 地域における日常的な交流を促進するきっかけづくりとして、交流場所や機会の充実に取り組み、市民が世代を超えた支え合い・助け合い活動に取り組むことができるよう、世代間交流の促進や身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。
- 障がいのある人となない人、地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日頃からのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。
- 若者や子育てをしている親が、身近な地域で福祉活動に関心を持てるきっかけづくりや気軽に活動を体験できる機会をつくれます。その他、生きがいづくり教室などを充実させ、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めていきます。
- 地域を基盤に活動する団体やボランティアなどが活動しやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を強化することで、地域活動・ボランティア活動を促進します。
- 多文化への理解促進と外国籍市民との交流の機会づくりを図るとともに、日頃からのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 地域の行事や活動に誰でも参加しやすい配慮を行い、地域で声をかけあって参加者を増やし、地域の活動を活発化させます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 地域の団体や福祉事業者などが連携し、活動成果の共有などを図り、ともに地域福祉の推進組織として、福祉活動への取り組みに努めます。
● 就労の機会づくりや、障がいのある人の就労支援に積極的に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内16か所で展開している社会福祉協議会支部活動や市民活動団体の取組例を示しながら、社会参加やいきがいづくりの支援をしていきます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
21	寿学級 幼児家庭教育学級 PTA 家庭教育学級 育児講座 親と子のふれあい講座	多様化する市民ニーズに応じた講座やカリキュラムの公民館講座を提供します。また、多くの人が参加できるよう日時・場所・保育などに配慮します。	中央公民館
22	習志野市民カレッジ	習志野市民カレッジでの講義の内容および進め方などについて、さらなる充実を図り、学びの成果を活用できる基盤整備の充実に取り組みます。	社会教育課
23	スポーツ奨励大会開催事業	年齢や障がいの有無に関係なく文化・スポーツ活動への参加が促進されるよう、コミュニケーション支援や社会参加促進の場の提供などに取り組みます。	生涯スポーツ課
24	高齢者福祉センターの支援	高齢者の持つ知識や技能を、さらに生かしつつ、生きがいやふれあいを楽しめるよう、「さくらの家」や「芙蓉園」でのサークル活動の促進と推進に取り組みます。	高齢者支援課
25	シルバー人材センターの支援	高齢者の就労だけでなく、社会奉仕活動の場の提供、高齢者の生きがいづくりや健康維持の役割を担うシルバー人材センターの活動を支援します。	高齢者支援課
26	“働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援、就業環境の整備、余暇活動充実のための支援	性別や障がいの有無を問わず社会参加や参画、職場訓練などの場の整備に取り組みます。また、一般就労経験のある障がいがある人と就労を目指す人の交流会を実施し、就労上の課題の抽出に取り組みます。	障がい福祉課
27	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、自立と社会参加を促進するため、個別の教育支援計画に基づき、長期的な視点をもって個々のニーズにあった支援を進めます。また、教職員などに対する研修により、特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。	指導課
28 (新規)	高齢者向け再就職支援セミナー 女性向け再就職支援セミナー	少子高齢化に伴う労働力不足への対応として、高齢者や女性の再就職を支援するためのセミナーを開催し、就職活動に必要な知識やスキルの習得を支援します。また、求職者に対して、職業情報の提供や就労相談を実施することで、個々の状況に応じた就労機会の確保を促進し、誰もが活躍できる環境の整備に取り組みます。	産業振興課
18 (新規)	孤独・孤立対策	孤独・孤立の課題に対応する地域づくりのため、必要な支援につながる相談体制の充実を図ります。	健康福祉政策課
29 (新規)	多文化共生への対応	外国人市民の住みやすさの向上や市民との交流を目指し、多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努めます。	協働政策課

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

基本施策1 地域交流と居場所の充実

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域共生社会の実現に向けては、市民や地域への意識啓発、理解促進が不可欠であり、交流の機会づくりや周知活動などの充実を図る必要があります。
- また、年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関係なく、誰でも自由に訪れ、時間を過ごす中で、人との交流が持てたり、ちょっとした共感や助け合いが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していく必要があります。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、子育て家庭が孤立することのないよう、支援の充実を図る必要があります。こどもを育てる過程での悩みや不安を気軽に共有できる場を設けるとともに、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりを推進し、安心して子育てができる環境を整えていきます。
- 本市では、社会福祉協議会を中心に、地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、安心して暮らし続けられるよう、交流やふれあいの場を提供する各種事業を実施しています。具体的には、社会福祉協議会各支部による「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」、地域住民が運営する「地域サロン」、障がいのある方への支援事業などを行ってきましたが、近年は地域とのつながりや近所付き合いの希薄化が進んでおり、ニーズの高い事業や拠点活動を通じた関係づくりの重要性が高まっています。

□ 施策の考え方

- 地域福祉活動は、地域内における世代を超えた市民同士の交流がその下地となるものです。こうした交流が活発に行われるように、その舞台となる地域に開かれた場所や拠点が、有意義に活用環境づくりに取り組みます。
- 地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日頃からのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。
- サロンや公民館活動などを通して、日頃の居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保を図ります。
- 町会加入率は減少傾向にあるものの、市民交流の場としての集会所整備のニーズは依然高く、地域のつながりを維持するための支援が求められています。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 誰もが参加しやすい環境づくりのため、集合場所や活動内容への配慮に努めます。
- 多様な活動で利用できるよう、施設の適正な利用に努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 地域でのつながり意識を高めるため、あいさつや声かけなどの他に、地域のまつりや行事に
取り組み、交流に努めます。
- 社会福祉施設の利用者との交流や、地域行事への参加の呼びかけなど、地域の一員として
社会福祉施設や施設入所者と交流します。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 社会福祉協議会支部による「ふれあい・いきいきサロン」「子育てサロン」「ひとり暮らし高齢
者食事サービス事業」などの活動と、地域住民が運営する「地域サロン」への支援を通じ
て、地域交流やふれあいの場の充実を図ります。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

基本施策1 地域交流と居場所の充実

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
30	公園維持管理事業	あらゆる世代の健康づくりやさまざまな活動、憩いの場となる公園や緑地を、安全・安心に利用できるよう整備の推進を図るとともに、市民参加による公園などの維持管理や花壇づくりなど、緑を支える市民活動の推進に取り組みます。	公園緑地課
31	社会福祉協議会事業	地域・世代間交流の場となっている町会・自治会などの行事、サロン活動など社会福祉協議会の支部活動の広報周知を強化し、より多くの地域の方々に参画していただけるよう取り組みます。	健康福祉政策課
32	高齢者ふれあい元気事業	地域で高齢者を敬愛するとともに、こどもから高齢者まで幅広い世代が参加することで多くの高齢者が地域の方々とふれあうことを目的とした「高齢者ふれあい元気事業」を町会・自治会などが広く実施できるよう支援していきます。	高齢者支援課
33	認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）	認知症本人やその家族、地域住民などの誰もが集まれる場であり、認知症に関するさまざまな困りごとを相談したり、情報交換できる場である認知症カフェ「ならしのオレンジテラス」の設置支援をします。	高齢者支援課
34	福祉ふれあいまつり事業	世代や障がいを超えてすべての人がふれあうイベントである「福祉ふれあいまつり」、障害福祉サービス事業所の開催イベント、物品などの販売、福祉交流スペース・ふれあいゾーンの活用などにより、地域における新たなふれあいやつながりの創出と周知に取り組みます。	健康福祉政策課
35	こどもセンター・きらっ子ルームの充実 子育てふれあい広場	幼稚園・保育所・こども園を地域に開放する、公民館で子育て世代向けのイベントを開催するなど、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図る他、こどもセンター・きらっ子ルームの充実などに取り組み、こども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場づくりに取り組みます。併せて育児サークルの育成・交流などの支援に取り組みます。	子育てサービス課 こども保育課
36	子育て応援ステーション	乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場である子育て応援ステーションとして、事業所などの協力を得て、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に取り組みます。	子育てサービス課
37 (新規)	公民館地区学習圏会議	各公民館地区では、地域・学校・公民館が連携し、地区学習圏会議を通じて、地域の歴史・文化、行事、コンサートなどに取り組みながら、地域に密着した生涯学習を推進します。	中央公民館
38 (新規)	公民館の施設提供	公民館講座の実施や施設提供を通じて、市民交流の場づくりを支援します。	中央公民館

基本施策2 地域の見守りとこども・若者の健やかな成長支援

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 普段から地域をよく知ることや、近所付き合いをし、お互いの顔の見える人間関係を築いておくことが「互助・共助」へとつながり、地域における支え合いの強化につながります。しかし、高齢化の状況は地域ごとに異なる他、一戸建ての多い地域やマンションなどの集合住宅が多い地域など、さまざまな地域特性があります
- 現に社会から孤立していたり、ともすれば孤立するおそれのある世帯については、行政機関における情報や地域における重層的な見守り体制を通じて把握し、適切な支援につなげていく必要があります。
- 子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して生み育てられるよう、子育て支援の充実が求められています。
- 育児の不安や悩みを抱える子育て家庭が増えていることから、普段の暮らしの中での地域や隣近所による支えあいや、相談体制、保護者同士の交流の機会づくりなど、不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりが求められています。
- 近年、「こどもの貧困」が顕在化しており、特に親の経済的格差に伴うこどもの教育格差が、「貧困の連鎖」を生む一因とされています。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。こうしたこどもたちを早期に把握し、必要に応じた支援を実施していくために、学校などを含めた関係機関、民間団体が連携・協力し対応することが重要です。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会支部や構成団体などと地域課題の収集、解消方策の検討、支援の体制づくりなど、包括的な支援のあり方を検討します。
- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設、その他の事業所などによる多様なサービスが求められており、本市においても利用者の利便性を考慮したサービス提供のあり方を検討します。
- 放課後や休日のこどもの「居場所」づくりや、「学びの場」づくりを支援し、こどもの健全な育成と併せて、保護者や地域の交流、世代間の交流などを図ります。
- 貧困の連鎖を断ち切り、こどもの教育機会の不平等などの解消を図るため、生活困窮世帯のこどもの学習支援などを行います。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 子どもや保護者への日頃からの見守り、日常生活の中での声掛けなど、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めます。
- 地域活動への子どもや保護者の参加を促進し、世代間の交流を深めるとともに、子どもたちが活動に興味を持つための機会づくりに努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 地域において、近所付き合いを深め、仲間づくりや情報交換を通して、あいさつや声かけなどの日常的な交流による見守りを行います。
- 「子ども110番の家」への登録や、登下校中の児童の見守りなど、地域のこどもの安全を守ります。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営、経営に努めます。
- 子どもや、その保護者の団体活動への積極的な参画を促し、地域活動への参加促進に努めます。
- こどもの様子や体調の変化などから、虐待や学校でのトラブルが心配される際、また、子育て世帯での異変を把握した際は、行政などの適切な機関との連絡・連携を行うように努めます。
- 生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取り組みを検討します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし高齢者食事サービス事業などの社会福祉協議会支部活動を通じて、地域交流とふれあいや見守り活動（ゆるやかな安否確認）などを行います。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
39	高齢者見守りネットワーク事業	民生委員や高齢者相談員が高齢者相談センター（地域包括支援センター）と連携し、見守り体制を強化するとともに、民間事業者や地域住民を含む高齢者見守りネットワークの継続的な活動に向けた周知啓発に取り組みます。	高齢者支援課
40	SOS ネットワーク事業	徘徊のおそれのある人には、介護保険の関係事業者、制度ボランティアと連携を図り、介護保険サービスや位置探索機の利用を勧めるなど、認知症などにより道に迷い行方不明となることを事前に防ぐよう取り組みます。また、警察とも連携を取りながら広報活動に努め、より速やかに発見できるようにします。	高齢者支援課
16	子育て支援コンシェルジュの充実	こどもセンター、きらっこルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、こどもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行うことで、より身近な場所での子育て支援を推進します。	子育てサービス課
41	ママ・パパになるための学級	ママ・パパになるための学級や乳幼児健康相談などでは、保護者同士の交流の機会を提供することで、身近な地域での仲間づくりを推進します。	健康支援課
42	ファミリー・サポート・センター運営事業	援助を行いたい人と受けたい人の相互による活動を通し、地域で支え合い、助け合えるまちを目指します。	子育てサービス課
43	「子ども110番の家」の推進	家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域やボランティアの支援を得ながら地域による子育て支援を推進し、地域全体で、こどもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また、児童生徒の登下校時の安全確保のため「子ども110番の家」の推進と制度の充実に努めます。	青少年センター
44	放課後児童健全育成事業	放課後児童会の運営の充実を図るため、施設環境の改善や支援員の資質向上を推進します。	児童育成課
45	地域の見守りとこどもの健全育成	青少年相談員連絡協議会など各育成団体の事業を援助し、青少年の健全育成の推進に取り組みます。	社会教育課
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法における、こどもの学習・生活支援事業を実施し、生活困窮者のこどもの学習支援のみならず、生活習慣・育成環境などの生活支援も行います。	生活相談課
16	子育て支援コンシェルジュの充実	こどもセンター、きらっこルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、こどもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行うことで、より身近な場所での子育て支援を推進します。	子育てサービス課
46 (新規)	保育所・幼稚園等に対する巡回相談の充実	こどもの成長または発達に不安や心配を抱える家庭への支援を充実させるため、特性に合わせた支援計画を作成し、幼稚園、保育園、こども園などと連携しながら、就学に向けた支援を行います。また、保護者への相談支援や関係機関との連携を強化し、こどもが安心して成長できる環	ひまわり発達相談センター

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

基本施策2 地域の見守りとこども・若者の健やかな成長支援

No	事業名	事業内容	担当
		境づくりを推進します。	
47 (新規)	放課後子供教室	こどもの安全で安心な居場所づくりを推進するため、放課後子供教室を全市立小学校にて実施します。	社会教育課
48 (新規)	ヤングケアラーへの支援	広報・啓発活動により関係機関と連携してヤングケアラーの把握を促進するとともに、必要に応じてその家庭を訪問して家事・育児などの支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施しながら他の福祉サービスなどにつなげ、対象世帯の不安や負担を軽減します。	こども家庭課
49 (新規)	こども・若者スペースの設置	(仮称)新総合教育センター再整備において、複合施設内に子育て世代が気軽に使え、安心して過ごせるこどもスペースを新たに設置するとともに、午後5時以降は若者スペースとして切り替え、学習やワーキングスペースとして利用できる安全・安心な居場所としての活用を検討します。	社会教育課
50 (新規)	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援	フューチャーセンターのメンバーシステムであるクリエイターズクラブで、市内に潜在するクリエイターを発掘し、地域を盛り上げる市民活動のプレーヤーとしての活躍を支援します。	社会教育課

基本施策3 市民協働と地域課題の共有

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動です。本計画はその一助として、活動方法や課題を取りまとめたものであり、事業の数値進捗だけではなく、さまざまな活動の結果を計画の推進成果と考えることが大切です。
- 本計画の策定を、活動の取り組みのきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体などに周知する必要があります。
- 元気な高齢者が増えている中、ニッポン一億総活躍プランに基づき、従来の支援される側から支援する側へ、高齢者の役割と意識の転換が求められます。
- 本計画の推進には、多様な主体の参画と協力が不可欠です。その一環として、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設などの活用を促進し、地域で支え合う仕組みをつくることが求められます。また、「障害者雇用促進法」による法定雇用率の引き上げを受け、障がいがある人が多様な分野で活躍できる環境整備が進められています。
- 高齢化の進展や核家族化により、高齢者のみの世帯が増加しております。令和22(2040年)には65歳以上の人口が35%に達する見込みです。この長寿命化時代において、高齢期をどう生きるかが課題となり、「終活」への関心が高まっています。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会と連携し、町会・自治会などの地域で活動する団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 事業所・団体などとの連携を強化し、立地する地域内への情報発信や、施設利用者や地域住民との交流を促進します。
- 高齢者の社会参加ニーズが増加していることから、地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の社会参加につなげます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 認知症への理解を深め、本人の意思を尊重した支援を行うことや、地域で見守り・支え合う意識を持つことが求められています。また、介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めます。
- 障がいのある人の日頃の生活などへの理解を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 関係団体などとの連携のもと、地域でできるボランティア活動を実施します。また、まちづくり会議などにおいて、地域の課題を解決する方法について話しあいます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 団体活動への高齢者の積極的な参加を図り、地域福祉の推進に努めます。
- 障がいを理由にした不当な差別をせず、それぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮に努めるとともに、障がいのある人の地域活動への参加促進に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 習志野市が提唱する「一市民、一ボランティア」を推進するため、地域福祉に関わるボランティア活動や市民活動の推進に取り組みます。また、社会福祉協議会支部活動は、さまざまな地域課題を市民の手で解決する仕組みとして、市民参加型家事援助などサービス事業や地域福祉フォーラム（地域福祉懇談会）を行ってきました。これらの活動をさらに発展的に継続していくため、担い手となるボランティアを募集していきます。
- 関係機関と連携をしながら、ボランティア活動に取り組みやすく、そのボランティアが継続的に活動できる環境づくりに努めます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
51	市民協働と地域福祉の充実	市民、市民活動団体、企業、学校などが協力・協調し、地域課題を解決するという「市民協働」の基本的な考え方の理解を深めるとともに、市民との協働を進めながら、地域福祉の充実に努めます。	協働政策課
52	市民団体・ボランティア団体等との連携	ボランティアなどの市民活動に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、情報交換・交流などの推進に取り組みます。	障がい福祉課
53	バリアフリー移動等円滑化基本構想及び特定事業計画の進捗管理	事業者を対象としてバリアフリーなどのハード面の整備や従業員のバリアフリー教育など障がいに対する理解と知識の普及に努めます。また、障がいのある人にやさしい事業活動のあり方について検討し、民間事業者、NPO法人などとの協力体制の推進に取り組みます。	都市計画課
54	男女共同参画推進団体等との連携・協働	男女共同参画推進登録団体などと男女共同参画の啓発、推進を図るため、各団体活動への支援及び情報交換を行うとともに、各団体間の連携を目的に連絡会議や研修会の開催などを実施します。	多様性社会推進課
55	ワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリアなど含む）に関する意識啓発	働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリアなどを含む）講座を開催し、いきいきと働く人を増やします。	多様性社会推進課
56 (新規)	障がい者就労支援施設等からの調達の拡充	庁内における物品・役務の調達において、障がい者就労施設や就労支援事業所からの優先的な調達を推進するとともに、民間事業者にも広く活用を促進するためのPRや周知活動を行います。これにより、障がいがある人がある人の就労機会を拡大し、地域社会全体で支える仕組みを構築します。	障がい福祉課
4 (新規)	就業環境の整備	障がい者雇用の促進に向け、民間事業者への周知・啓発を強化します。障がい者雇用に関する制度や意義を広く伝えるため、広報紙やパンフレットを作成・配布し、習志野商工会議所などを通じて情報提供を行います。また、市内の就労系障害福祉サービス事業所と定期的に意見交換を行い、雇用に関する課題を共有するとともに、職場実習奨励金の活用促進など受入れ支援策を充実させ、障がいがある人の就労機会の拡大を図ります。	障がい福祉課
57 (新規)	終活支援事業	終活の関心が高まるなか、元気なうちに終末期の医療や相続手続きなどに備えることで、本人や家族、周囲の人々が安心して暮らせるよう支援します。また、終活に関する情報発信や相談対応を行うとともに、「私と家族の終活べんり帳」や「私の歴史帳」エンディングノートを作成・配布し、必要な支援を提供します。	健康福祉政策課
58 (新規)	地域学校協働本部の充実	地域学校協働活動を充実させるために、地域学校協働活動推進員同士が交流・情報共有を図ることができる場を提供するとともに、教職員向けの研修会を実施します。	社会教育課

基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 社会の価値観が多様化する中で、性的指向や性自認・性別違和に関する理解と支援の重要性が高まっています。国においても、すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けて、LGBTQを含む多様な性の在り方への配慮が進められており、地方自治体にも対応が求められています。本市においても、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現に向け、多様性を尊重する取組を進めています。
- 障害者差別解消法の施行により、地域共生社会の実現を通じて障がいのある人の社会参加の機会を拡大するとともに、障害者虐待防止法に基づく権利擁護の充実が求められています。また、障がいの有無や性別などの違いを認め合い、差別のない地域社会を築くためには、一人ひとりの権利を尊重し、互いを認め合う人格の形成が重要となっています。
- 社会問題が多様化しており、個人の権利をめぐる課題も複雑であり、解決のためには、複数の専門機関や団体が効果的に連携していくとともに、相談窓口や緊急連絡などの初期対応の仕組みを整えていく必要があります。
- 現在の福祉制度は、支援を必要とする人が、自ら必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がいなどにより、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により、今後認知症高齢者の増加が予想される中、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実させていく必要があります。
- 本市では、認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を対象とした成年後見の市長申立てや成年後見制度利用に伴う費用の助成を行うなど、適切なサービス利用の促進を図っています。
- 虐待や暴力、いじめ、差別といった人権侵害は、家庭や学校、地域などあらゆる場面での課題となっています。本市では、令和4年6月に「大切な人を守る都市宣言」を行い、人権を尊重し支え合う地域社会の実現を目指しています。こうした社会の実現に向けては、権利擁護の視点に立った支援と、世代を問わない人権教育の推進が求められています。

□ 施 策 の 考 え 方

- 地域における支え合いは、お互いの人権を尊重することが基本であり、地域福祉の推進のため、多様性の観点を踏まえながら、人権意識の醸成に努めます。
- あらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。
- 判断能力が不十分な方に対する市民後見人の養成や本市が実施主体となる利用支援事業など、成年後見制度の利用促進に関わる施策を計画的に推進します。
- 単身高齢者世帯が増える中で、判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の活用には至らない方については、日常の見守りなどの生活支援に加えて、適切な金銭管理を支援することにより、その人らしい生活が送られるように取り組みます。
- 虐待や暴力、いじめ、差別を許さない地域社会を実現するため、すべての市民が人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。本市が掲げる「大切な人を守る都市宣言」の理念のもと、こどもから大人まで人権意識を育む啓発や教育の充実を図るとともに、権利侵害への早期対応や必要な支援につなぐ体制を整備します。
- 地域共生社会の実現に向けて、多様性を尊重する視点を大切にし、性別や年齢、障がいの有無、性的指向や性自認などにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。本市では、多様な生き方や家族の在り方を認め合う社会の実現に向け、「習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」をはじめとした人権尊重の取組を推進し、市民一人ひとりが尊重される地域社会を目指します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 権利侵害の可能性や、虐待などの事件性の高い状況について、関係機関への連絡・通報に努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 虐待や権利侵害が見受けられたときは、行政などの関係機関へ通報するなどして助け合う土壌のある地域にします。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 権利擁護の体制や仕組みづくりに取り組み、サービス等提供側の権利意識の向上に努めることで、利用者や参加者の権利を守ります。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 関係団体と連携を図りながらサービス利用に結び付いていない要支援者の把握に取り組みます。また、判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用方法について、地域住民や、民生委員・児童委員、福祉事業者などへの周知を図るとともに、利用促進に取り組みます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
59	DV に関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センターなどのDV相談窓口について、チラシなどの配布や広報誌の発行、ホームページなどの掲載により周知を行います。	多様性社会推進課
60 (新規)	性の多様性に関する理解促進	性の多様性に関する正しい理解を促進するための啓発活動を行います。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の理解促進に努めます。	多様性社会推進課
61	こどもを守る地域ネットワーク事業	さまざまな家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりのこどもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を強化し、すべてのこどもと子育て家庭が自立し、安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。	こども家庭課
62	権利擁護事業	さまざまな事業を通して、関係機関と連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めます。高齢者に対する虐待については高齢者相談センター（地域包括支援センター）が、障がいのある人に対する虐待については障がい者虐待防止センターが中心となって、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、適切に対応します。	高齢者支援課 障がい福祉課
63	家庭支援事業	こどもへの虐待については、家庭支援事業やこども家庭センターでの相談・支援をするとともに、児童相談所との連携を図り対応します。さらに、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」では関係機関との連携強化に努めるとともに、研修などを開催し、児童への虐待防止に取り組みます。	こども家庭課
64	学校における人権教育の推進	各学校において、人権教育担当者を中心として、学校経営やすべての教育活動に「大切な自分 大切なあなた」の視点で取り組みます。また、LGBTQやこどもの権利について理解を深めるため、具体的な内容を検討するとともに、学校内に人権を考えるコーナーを充実させていきます。	指導課
65	人権尊重についての広報と啓発	人権啓発パンフレットなどの配布や広報紙により人権週間などの周知を行います。また、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	多様性社会推進課
66 (新規)	いじめを許さない風土づくりの推進	道徳教育や体験活動を充実させ、心の教育を推進するとともに、いじめを許さない意識の育成と未然防止に取り組みます。	指導課、青少年センター

基本施策5 必要な人へ届ける支援の充実

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 現代社会では、家族や地域のつながりの希薄化が進み、支援が必要でありながらも自ら助けを求めることができない人が増えています。特に、経済的困窮、虐待、精神疾患、障がい、高齢による生活困難など、多様な理由により社会的に孤立するケースが深刻化しています。こうした人々に対し、適切な支援を届けるためには、支援を必要としている人を行政や支援者の側から積極的に見つけ出し、手を差し伸べる体制を強化することが求められています。
- 孤独・孤立の問題は、経済的困窮だけでなく、心身の健康や社会的関係の断絶といった多面的な課題を伴うことが多く、単独の支援では解決が難しい場合があります。そのため、医療・福祉就労支援などの分野を超えた包括的なアプローチが必要であり、行政や関係機関が連携し、継続的な支援を提供する仕組みを構築することが重要となります。
- 現在の福祉制度では、支援を受けるために本人の申請が必要なものが多く、制度の存在を知らなかったり、申請手続きが困難だったりすることで、適切な支援につながらない人がいます。特に、認知症高齢者や障がいのある人、生活困窮者、DV 被害者、ひきこもりの若者など、自ら支援を求めることが難しい人々に対しては、専門職が積極的に関わり、支援につなげていく仕組みが必要です。
- 福祉関係機関の連携を強化し、地域住民とも協力しながら、支援が必要な人を見守り、必要なサービスを確実に届けるための体制を充実させていく必要があります。
- 核家族化や地域社会の希薄化から子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する負担感や不安感から、ネグレクトを含むこどもへの虐待など、こどもの人権を阻害しかねない重大な状況も見受けられます。それぞれの家庭がその家庭にあった子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期において切れ目のない支援を行うことが必要です。

□ 施 策 の 考 え 方

- 支援が必要な人に適切な援助を届けるため、地域における支え合いの仕組みを強化します。特に、支援を求めることが難しい人々に対しては、地域住民や関係機関と連携し、アウトリーチを通じた支援の提供を推進します。
- 行政の窓口に来ることができない人や制度を知らない人に対して、支援の情報が適切に届くよう、相談体制を拡充するとともに、見守り活動や訪問支援の充実を図ります。また、支援が必要な人が安心して相談できる環境を整備し、生活困窮や社会的孤立に陥る前の早期支援につなげます。
- 地域の多様な主体が連携し、医療・福祉・就労支援などの分野を超えた包括的な支援を推進します。特に、複数の課題を抱える人に対しては、支援機関同士の情報共有や協働を進め、一人ひとりの状況に応じた継続的なサポートを行います。
- 単身高齢者や障がいのある人、ひきこもりの若者、DV 被害者など、社会的に孤立しやすい人々に対して、見守りや相談支援を充実させるとともに、地域のつながりを活かした支援活動を推進します。
- 自殺対策と各福祉分野に共通する必要な取り組みとして、状態が深刻化する前に早期発見ができる地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなどを推進します。また、悩みを一人で抱え込まず、必要な支援につながれるよう、相談しやすい環境の整備や、支援を届ける仕組みの強化に取り組みます。
- 母子保健と児童福祉を一体的に運営することで、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うための相談支援機関である「こども家庭センター」において、専門職がさまざまな相談に対応し、すべての妊産婦やこども、その家庭が地域で安心して生活ができるように支援しています。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 地域のつながりを意識し、支援を必要とする人に気を配り、適切な対応ができるよう努めます。 ● 支援制度や相談窓口に関する情報を把握し、必要としている人へ適切に伝えられるよう努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 地域内の関係者が連携し、支援を必要とする人が安心して相談できる環境を整備し、見守り活動の充実を図ります。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 支援を必要とする人への相談対応や支援活動を充実させ、地域の関係機関と協力し、継続的なサポートが行き届くよう取り組みます。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 関係機関と連携して、支援を必要とする人のニーズ把握や情報提供、必要とする支援につなげられるよう努めます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
13 (新規)	重層的支援体制整備	支援が必要な人に適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら積極的に働きかける体制を整備します。相談しやすい環境を構築し、地域全体で見守る仕組みを強化することで、誰一人取り残されることのない支援を推進します。	健康福祉政策課
67 (新規)	家庭訪問による健康相談	健診や医療・介護サービスを一定期間利用していない高齢者に対し、訪問などを通じて生活状況を把握し、必要な支援につなげる体制を整備します。聞き取りを行い、フレイル予防に向けた助言や支援を行うとともに、状況に応じて適切な福祉サービスの利用を促し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	健康支援課
11 (新規)	相談支援体制の整備	令和4年度から実施している、ひきこもり支援ステーション事業にて、ひきこもりの人の社会参加を促進するため、専門のコーディネーターが本人や家族からの相談や要望を受け付け、状況に応じてサポーターによる訪問支援を実施します。	障がい福祉課
68 (新規)	こども家庭センター運営事業	虐待などの予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。	こども家庭課
69 (新規)	健康相談・健康教育	支援を必要とする人が一人で問題を抱え込まないように、相談や適切な支援につなげる体制を整える。	健康支援課
18 (新規)	孤独・孤立対策	孤独・孤立の課題に対応する地域づくりのため、必要な支援につながる相談体制の充実を図ります。	健康福祉政策課

基本施策6 複雑化・複合化する課題への支援体制の充実

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 生活困窮、虐待、ひきこもり、精神疾患など、複数の課題が絡み合うケースが増加しており、単一の支援では解決が難しくなっています。多機関が連携し、包括的な支援を提供する体制の強化が求められています。
- 一つの課題が別の課題を引き起こす連鎖的な影響が見られます。例えば、経済的困窮が健康問題や家庭内の問題を悪化させ、さらなる社会的孤立を招くケースもあり、分野を超えた支援が必要です。
- 支援の窓口が分かれていることで、複数の課題を抱える人が適切な支援につながらない場合があります。関係機関が情報を共有し、相談者の状況に応じた柔軟な支援を提供できる仕組みが求められています。
- 本市では、すでに関係機関と連携した支援を進めていますが、さらなる多機関協働の促進が必要です。今後は、支援対象者の課題を総合的に把握し、関係機関が役割を分担しながら支援できる体制の整備を進めます。
- 誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、社会的な困難に陥りやすい女性への支援のため民間団体などとの協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。

□ 施策の考え方

- 生活困窮、障がい、精神疾患、ひきこもりなど、複数の課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、包括的な支援体制を整備します。
- 支援を必要とする人が、制度の狭間に取り残されることがないように、分野を超えた情報共有と協働を進め、切れ目のない支援につなげます。
- 支援の窓口を分野ごとに分けるのではなく、一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援ができるよう、相談体制の充実や支援拠点の整備を進めます。
- 地域の支え合いを活かし、福祉・医療・教育・司法など多様な機関が連携するネットワークを強化し、複合的な課題に対応できる仕組みを構築します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- | |
|---------------------------------------|
| ● 生活困窮やひきこもり、精神疾患などの複雑な課題に対する理解を深めます。 |
|---------------------------------------|

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- | |
|---|
| ● 関係機関と連携しながら、支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて相談や支援につなげる体制を整えます。 |
|---|

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- | |
|---|
| ● 多機関連携を強化し、生活困窮やひきこもりなど複雑な課題に対し、切れ目のない支援を行います。 |
|---|

社会福祉協議会 が取り組むこと

- | |
|--|
| ● 支援を必要とする人に対し、多機関連携を強化して適切な相談支援を行います。 |
|--|

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

基本施策6 複雑化・複合化する課題への支援体制の充実

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
69 (新規)	健康相談・健康教育	福祉サービスを受けていない人も含め、健康や生活に関する相談を受け付ける窓口を運用し、多機関と連携を図りながら支援します。	健康支援課
70 (新規)	障害福祉サービス等の提供体制の充実	精神障がいのある人が年齢を重ねても必要な支援を継続して受けられるよう、多機関と連携しながら移行支援会議を実施し、サービス利用者が安定してサービスを受け続けられるよう連携を図ります。	障がい福祉課
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への支援が途切れることなく提供されるよう、自立相談支援、家計改善支援、学習支援、住居確保給付金、就労準備支援など、関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図ります。	生活相談課
61	こどもを守る地域ネットワーク事業	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を推進するために要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図ります。	こども家庭課
13 (新規)	重層的支援体制整備	複雑化・複合化する課題に対応するため、関係機関が連携し、相談支援や生活支援などを包括的に提供できる体制を整備し、必要な支援が適切につながる仕組みを強化します。	健康福祉政策課

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

基本施策Ⅰ 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 自主的・実践的な地域福祉活動が展開されていくためには、地域における福祉活動に取り組む多様な団体や組織の連携、情報の交換・共有などが活発に行われることが大切です。
- また、そのような助け合いの輪を基盤として、近隣市民や関係団体・機関などの声かけや訪問などによる日常の見守りや家事援助などが行われるとともに、安否確認などを通じて、孤独死や虐待などに関する問題の早期発見・解決を図る必要があります。
- 今後ますます支援が必要な人の増加が見込まれるなか、助け合い、支え合いの輪を広げるためには、地域で多種多様な活動を行い、活躍する団体やボランティアなどの活動内容の周知を図るとともに、民生委員・児童委員や近隣住民、町会・自治会などが協力・連携し、情報を共有しあう見守りネットワークづくりが必要です。
- 本市では、分野別の各協議体などにおいて、ニーズや地域課題の調整、議論が行われており、関係団体との連携により、支援のネットワークづくりに取り組んでいます。
- 社会福祉協議会では、家事援助などのサービスを実施しており、高齢者を中心に家庭での生活支援や見守りを通して地域課題の把握に努めています。
- 社会経済情勢の変化に伴う保育需要の増加により、市内の認可保育施設の申込者数は年々増加していますが、就学前児童人口の減少により増加率は小幅となっています。また、仕事と育児の両立が求められる中で、こどもの発達について気軽に相談できる環境が十分でなく、利用しやすい時間帯に相談できる場が限られていることが課題となっています。
- 指定難病に罹患し、治療方法が確立されていない、治療が極めて難しく医療費が高いなど、精神的及び経済的に不安を感じる方への支援が求められています。
- 原子爆弾の傷害作用のために生活能力が劣っている、原爆に起因する病気やけがのために特別な出費を必要とする人に対しての支援が求められています。
- 人間の生命を維持するために欠くことのできない血液は、人工的に造ることができず、長期にわたって保存することもできないため、輸血に必要な血液をいつまでも十分に確保しておくため、絶えず誰かの献血が必要となっています。

□ 施策の考え方

第5章 目標別の施策の展開

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

- 地域で暮らす人が悩みを抱え込んで地域で孤立しないよう、各分野において見守りと支え合いのネットワークの充実を図ります。
- 支援を必要とする人の程度に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らずさまざまなサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。
- 事業者に対し研修の実施や指導を行うとともに、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れるなど、福祉サービスの質の向上を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと
● 相互援助活動に可能なかぎり協力し、地域のニーズを発信します。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと
● 地域における助け合いにより、お互いの在宅生活を支え合い、地域主導・市民主体の地域福祉の推進に努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと
● 地域のニーズを把握するとともに、自らが取り組める専門分野について、積極的に活動します。
● 地域のニーズに対して、不足している福祉サービスの拡充に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと
● 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、行政や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組んでいきます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
71 (新規)	住宅セーフティネット制度	年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう賃貸住宅に入居しやすい支援体制づくりに取り組みます。	健康福祉政策課
72	介護保険の適切な運用	介護保険の適切な運用のため、苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。また、サービス提供方法などについて、外部評価などの仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう努めます。	介護保険課
73	障害福祉サービス等の提供体制の充実、発達相談・支援、療育の充実	公的サービスを利用する際の入口となる障害福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画および障害児支援利用計画の作成体制の充実に努めます。	障がい福祉課
19	高齢者相談センター（地域包括支援センター）事業（相談機能の充実）	高齢者相談センターの担当圏域ごとに地域の関係者等と連携し地域ケア会議を開催し地域住民のニーズ、地域課題等の把握に努めます。	高齢者支援課
11	相談支援体制の整備	障がい者地域共生協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携および関係機関などとの連携を密接にし、課題の情報共有を図る他、個別事例の検討などにより抽出された地域における福祉的な課題についての情報共有や解決に向けた取り組みを行います。	障がい福祉課
61	こどもを守る地域ネットワーク事業	ならしのこどもを守る地域ネットワーク会議においては、地域の関係機関などが連携し、支援を要するこどもやその家庭に関する情報や課題を共有し、支援の内容に関する協議を行います。	こども家庭課
74	教育・保育施設等の整備	今後の市街地開発事業や少子化の進展などに伴い、地域間で異なる保育需要を適切に見極めながら、教育・保育施設のあり方を検討します。また、安全で安心な教育・保育環境を保持するため、教育・保育施設の改修や設備整備を計画的に実施します。	こども政策課
46 (新規)	保育所・幼稚園等に対する巡回相談の充実	保育所・幼稚園・こども園などに出向き、成長または発達に不安や心配のあるこどもを支える保育士や保護者の相談に応じ、助言を行います。また、センターへの来所が難しい家庭に対しては、保育所などとの連携を深め、こどもの発達を支援する体制の充実に努めます。	ひまわり発達相談センター
75	各種見舞金の支給	難病患者や原爆被害者に対し、精神的及び経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。	健康福祉政策課
76	献血推進事業	安定的な血液供給を確保する為、習志野市献血推進協議会などが行う献血や、啓発活動を支援するため、補助金を交付しています。	健康福祉政策課

基本施策2 地域の防災・防犯・交通安全体制の推進

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の意識もこれまでにないほど高まっています。また、地域において、高齢者や障がいのある人、乳幼児、外国人市民など、誰もが災害時に適切な支援を受けることができるよう、市と町会・自治会などが連携し、日頃からの見守り体制づくりが必要となります。
- 地域におけるコミュニティ意識の希薄化により、地域ごとに防災・防犯への取り組みや活動内容などに違いが出てくることから、改めて地域内での結びつきの再構築が求められています。
- 本市では、「地域防災計画」に基づき、自主防災組織の設立促進や活動支援を通して、防災に対する意識の向上に努めてきました。しかし、法制度に基づく情報収集・提供に制限があるため、支援が必要な世帯や個人の把握が困難となっており、任意による情報の収集、連絡手段の構築が求められています。
- 社会福祉協議会では、災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げや訓練、研修などを通して、災害発生時の迅速な支援体制の確立に努めています。

□ 施策の考え方

- 自助・共助・公助による支援体制のあり方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織などの共助による地域活動を促進します。
- 地域の防災力を高めるため、防災の啓発や災害時に支援が必要な人なども参加した防災訓練などを実施し、減災の対策を進めます。
- 避難行動要支援者の把握に努め、関係団体などと連携した、緊急時の支援体制を構築します。災害に備え、高齢者や障がいのある人、乳幼児、外国人市民などの災害時に特別な配慮が必要となる要配慮者の支援体制の充実に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 困っている人への声掛けや、登下校中の子どもたちへのあいさつを行い、地域の見守りに努めます。
- 防災・防犯組織へ積極的に参加し、地域の安全づくりに努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 隣近所の高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の災害時に配慮を要する人を把握し、災害時には避難の支援に努めます。
- 町会・自治会活動において、防災対策の必要性の周知に努めるとともに、防災訓練を通して、避難場所、避難経路などの確認を行い、災害時の協力体制を整備します。
- 地域による自主防犯パトロールの活動に取り組む他、地域での声かけ・あいさつ運動を広げ、犯罪の防止に心がけます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 支援が必要な世帯や個人については、緊急時の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災や防犯体制の構築にあたっては、地域や行政と連携・協力し、調整を図るように努めます。
- 交通不便の解消を図るため、ボランティアの立ち上げや、団体の活動内容への追加などを検討し、支援を必要とする市民の社会参加の促進に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 悪徳商法による消費生活問題や、身近な生活上の課題（高齢者の健康、地域のバリアフリー、終活問題など）を、社会福祉協議会支部で実施している地域福祉懇談会やふれあい・いきいきサロンなどで話題として取り上げ、地域で予防を図るきっかけづくりに取り組みます。
- 災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関などと連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営します。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

基本施策2 地域の防災・防犯・交通安全体制の推進

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
77	習志野市地域防災計画	「習志野市地域防災計画」に基づき、市域における防災・減災に努めます。併せて、防災活動の担い手の中心である自主防災組織の拡充と強化に取り組みます。	危機管理課
78	避難行動要支援者事業	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援など関係者に情報提供することで公助を促します。	健康福祉政策課
79 (新規)	防災・災害対策等の整備	災害時における市の発信する文書について、情報収集が難しい視覚および聴覚障がいのある人に対する情報発信を行います。	障がい福祉課
80 (新規)	要配慮者に対応した避難所環境の整備	要配慮者が安心して避難所生活が送れるよう、要配慮者に対応した避難所環境を整備するとともに、自主防災組織などの地域支援者や市職員が、要配慮者の特性について理解し、一人ひとりの特性に応じた支援を行えるよう実践的な訓練を行い、災害に備えます。	危機管理課
81	災害時の情報で役立つ手段の整備	災害発生時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式Xなど複数の情報伝達手段を整備しています。特に、防災行政無線の難聴地域や聴覚障がいのある人の対策として有効な緊急情報サービス「ならしの」の理解浸透を図り、登録者数の増加促進に努めます。	危機管理課
28 (新規)	多文化共生への対応	日頃から災害への備えができるよう、災害情報の交換や防災訓練の実施情報について、多言語での情報提供の充実を図ります。	協働政策課
82	防犯意識の向上	市民、事業者、警察、市などが情報を共有することで、町会・自治会や関係機関などと連携の強化を図り、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、犯罪防止のため、町会・自治会、警察などと連携し、地域の防犯パトロールの強化に取り組む他、自主防犯活動団体や青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の活動支援に取り組みます。	防犯安全課
83	こどもの防犯教育	児童・生徒の緊急避難場所を確保し、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の推進を図るとともに、子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育に取り組みます。	青少年センター
84	消費生活相談事業	悪徳商法および消費者トラブルに対し日常から注意を喚起し、消費生活相談につなげ、被害の未然防止や早期解決に取り組みます。	消費生活センター

基本施策3 居住支援と施設・生活のバリアフリー化

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、ユニバーサルデザインを標榜し、誰もがくらしやすいまちづくりを目指した都市計画を推進していく必要があり、地域によっては公共交通に頼らない方法での移動・外出手段により、社会参加を促進していく必要があります。
- 地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。本市では、障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、啓発活動を積極的に推進するとともに、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ってきました。
- 社会福祉協議会でも、福祉教育を推進し、さまざまな立場を理解する機会を提供するとともに、各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図りました。

□ 施策の考え方

- 高齢者や障がいのある人、こどもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。
- 外出や交流の機会づくりを図るため、移動交通手段の提供、サービスの実施を検討し、地域への社会参画を促進します。
- 市民生活や暮らしの中で、市民一人ひとりの心のバリアフリーを促進し、住みよい社会づくりに努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 「ハッピーバス」などの公共交通機関や移動に関する福祉サービスなどを利用し、外出に心がけます。
- 利用しづらい公共施設などがあった場合、行政などに対して改善のための意見・要望を伝えるなど、生活しやすい環境を求めています。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- バリアフリーという視点で地域の状況を確認し、課題についての対応、行政や関係機関へ申し入れを行うなど、生活環境のバリアフリー化に取り組みます。
- 違法駐輪や違法駐車、歩道をふさぐ障害物など、移動・交通を阻害するものに対し、地域で声をあげて防ぐ努力をします。
- 生活する上で便利な地域情報を提供し、困っている人がいたら声をかけるなどの心配りを行い、生活上の社会的障壁をなくし、お互いに助け合う地域をつくるための活動を行います。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 外出支援に取り組む団体は、外出支援のニーズを把握し、サービスが必要な利用者が必要な時にサービスが受けられるよう、他団体との連携した活動に取り組みます。
- 事業者は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「習志野市障がい者基本計画」、「習志野市障がい福祉計画」、「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」などに則して、やさしいまちづくりへの理解・協力を努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 当事者の生の声を届ける福祉の出前講座や疑似体験など、当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、すべての人々にバリアフリーに対する理解を広めていきます。また、公共交通機関で移動が困難な人の社会への参加を促進するため、福祉車両の貸出しなどを行います。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
53	バリアフリー移動等円滑化基本構想及び特定事業計画の進捗管理	習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の実現のため、公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化に努めます。	都市計画課
85	市営住宅維持管理事業	市営住宅長期的に活用していくための大規模改修や長寿命化改修など具体的方策を検討・計画し、住宅に困窮する高齢者などが安心して住むことができる住宅の供給を推進します。	住宅課
86	差別解消、合理的配慮の普及・啓発	行政機関において、障がいと理由とする差別の解消の推進のため、不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を提供する責務を果たせるように窓口対応します。	障がい福祉課
87	バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実	民間事業者に対しては、移動など円滑化基準、千葉県福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザインの取り組みなどを周知し、高齢者、障がいのある人、訪日外国人へ配慮した取り組みが一層促進されるよう普及啓発活動に取り組みます。	障がい福祉課
88	公共交通政策事業	「ハッピーバス」、「ナラシド♪バス」などを、今後も継続して運行できるよう、利用者の増加に向けた一層の周知や運転手不足対策などにバス事業者と連携を図りながら、取組み、サービスの維持に努めます。	都市政策課
89	放置自転車等対策事業	広報習志野、市ホームページなどを利用して自転車などの放置防止を推進する他、放置自転車などの定期的な撤去を実施し、効果的な対策を講ずることによって放置自転車などの台数削減に取り組みます。	防犯安全課
90 (新規)	居住サポート住宅認定業務	住宅確保要配慮者の居住に関する不安を解消し、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、居住サポート住宅認定制度の充実に努めます。	健康福祉政策課、住宅課
71 (新規)	住宅セーフティネット制度	年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難を抱える住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう賃貸住宅に入居しやすい支援体制づくりに取り組みます。	健康福祉政策課

基本目標4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

基本施策Ⅰ 地域福祉を推進する人材の育成

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 地域活動の後継者不足は慢性的な状況にあり、どのような団体でも課題を抱えています。そのため、よりバランスのよい組織運営になるよう、役割分担が偏らない運営体制や協議方法などを検討し、適宜見直していく必要があります。
- 元気な高齢者が増えてきたことで高齢者の社会参加は進んでいますが、その反面、若い世代の参加が少ない状況にあります。こどもの頃からの福祉への慣れ親しみや、その保護者の参加など、より若い世代に向けた参加の仕組みを検討する必要があります。
- 障がい福祉や高齢者福祉などの個別分野において、引き続きボランティアの確保が求められているとともに、保育や介護などに従事する福祉人材として、専門的な知見を有する人材の確保と育成が重要となっており、地域活動支援とともに、より高度な支援を可能とする担い手の育成が求められています。
- 家族や地域に住む人たちの繋がりが薄れてきている中で、犯罪や非行をした人たちを地域で支え、社会の中で更生させていくことが求められています。
- 社会福祉協議会は地域における福祉活動の中核的組織であり、活発な活動が期待されますが、活動する地域によっては活動内容や必要とする支援に違いがあります。そのため、関連団体と連携を密にし、より地域にあった活動を進める必要があります。
- 令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる共生社会の実現が求められています。そのため、地域での支え合いや認知症への理解を深める取り組みが、これまで以上に重要です。本市としても、地域福祉の観点から認知症の人や家族を支える仕組みを強化し、地域全体で支え合う体制づくりに取り組む必要があります。

□ 施 策 の 考 え 方

- 地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや役員負担の解消、効率的な活動・運営など、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりを進める必要があることから、各団体や社会福祉協議会と連携し、人材の発掘・育成などに努めます。
- 教育の場において、こどもへの福祉教育に取り組み、地域福祉を身近なものと感じてもらえるように努めます。
- 福祉に関わる各種講習会や講座などを通じて、地域に暮らすすべての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるよう、児童・生徒、学生を含む若年の世代にも焦点をあてて、地域福祉活動の担い手となる人材を育てていきます。
- 事業者や団体などへの情報収集・発信などに努め、不足する専門的な福祉人材の確保・育成を図ります。
- 認知症サポーターの養成など、地域との日頃からの連携や、市民の協力が不可欠な分野での福祉意識の啓発を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとなることができるように努めます。
- こどもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることができるよう努めます。
- 地域での活動は支え合いで行い、参加者全員で協力した活動に努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 各団体役員にそれぞれの活動趣旨を説明し、各組織の役割などを互いに理解することで、地域内での活動や連携をスムーズなものとするように努めます。
- 後継者や中核となる人材などの育成に中長期的に取り組む、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 諸活動の実施にあたっては市民・地域の意向を把握し、取り組みが地域福祉の向上に寄与するように努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加し、地域との交流や利用者と地域の接点づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- ボランティア・市民活動センターの運営により、ボランティア育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。
- ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。
- 社会福祉協議会支部をはじめとする地域福祉活動を推進する人材を育成するため、福祉教育の推進や各種イベント、講座を通じて、地域住民の福祉意識の向上に取り組みます。

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
91	ボランティア人材の育成	ボランティア人材の育成・支援などのため、習志野市民カレッジを中心に、福祉人材の地域への還元に取り組むとともに、社会福祉協議会と連携し、養成講座などの周知・啓発事業などに協力し、専門的ボランティアの育成を支援します。	健康福祉政策課
65	人権尊重についての広報と啓発	人権啓発パンフレットなどの配布や広報紙により人権週間などの周知を行います。また、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	多様性社会推進課
92	民生委員・児童委員事業	様々な福祉サービスの相談及び支援を地域住民の立場で行っている民生委員・児童委員に対して、活動の支援を行います。また、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修を実施します。	健康福祉政策課
93	成年後見制度利用促進事業	判断能力の不十分な成年被後見人などの財産管理とともに、さまざまな地域における福祉活動と連携しながら、身上面の充実に配慮できる市民後見人を育成します。	高齢者支援課 障がい福祉課
10	さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。	障がい福祉課
94	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、キャラバン・メイトによる、「認知症サポーター養成講座」を実施し認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課
95 (新規)	地域福祉に関わる団体の活動拠点に関する支援	福祉の担い手を地域で応援するため、点字の会、おはなし会(地域文庫)、手話サークルなどの福祉団体に対し、活動の拠点を継続的に提供し続けられるよう努めます。	中央公民館
61	子どもを守る地域ネットワーク事業	地域における子育て支援をさらに推進していくため、子育て支援に関わっている団体などと情報交換を行うとともに問題点・課題を共有し、連携を図りながら、地域における子育て支援をさらに推進します。	子ども家庭課

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

□ 第3期計画にあたって(社会的な背景)

- 本計画の策定を、活動の取り組みのきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体などに周知される必要があります。
- 地域でのつながりや助け合いを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していこうという「我が事」の意識を持つことが必要です。
- 障がいを理由とする差別を解消するための措置などが定められた、障害者差別解消法などの各分野の制度の施行や改正に伴い、市民に対し、制度の理解促進が重要となります。
- 発達障がいの診断数増加や啓発活動により発達障がいへの社会的関心が高まっているため、市民の発達障がいなどへの理解を深め、正しい知識の普及や適切な支援のあり方について周知を進めることで、誰もが安心して生活しやすい環境を整える必要がある。
- 市内にある事業所や団体、人材は、地域福祉の推進を図る上での貴重な社会資源であり、福祉分野への活用・連携を促すとともに、事業者および団体やその他の組織の活動や取り組みを周知する必要があります。
- 本市では「市民協働」を政策の重点として推進しており、社会福祉分野での市民や地域との連携・参画、社会福祉協議会を通じた地域活動の活性化や地域課題の収集など、地域意識を高めるとともに、地域における活動への積極的な参加を促進してきました。

□ 施策の考え方

- 社会福祉協議会を中心に、地域団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 講座や講演会、研修などを通し、各種制度の理解促進を図るとともに、障がいのある人や外国にルーツを持つ人々への理解を深め、また、人権についての意識を高めることができるよう、福祉意識の啓発に努めます。
- 市内事業所・団体などとの連携を強化し、地域内への情報発信や施設利用者や地域住民との交流を促進し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助》

市民 が取り組むこと

- 日頃から地域活動や外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《互助・共助》

地域 が取り組むこと

- 地域の問題を明らかにし、連帯・連携して解決方法を探すような活動を進めます。
- 地域活動が地域福祉の発展につながる、ということの理解が広まるよう、周知に努めます。

福祉団体・事業者など が取り組むこと

- 諸活動の実施にあたっては市民・地域の意向を把握し、取り組みが地域福祉の向上に寄与するように努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加し、地域との交流や利用者と地域の接点づくりに努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

- 地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、以下の通り福祉意識の啓発に取り組みます。
- 社会福祉協議会支部が実施しているさまざまな活動への参加・協力の促進
- 当事者の生の声を届ける福祉の出前講座の開催
- 疑似体験をきっかけとした、当事者に寄り添い、支えるための福祉体験の実施
- 市内各所で行われているボランティア活動の情報提供
- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを用いた地域福祉に関する取り組みや身近な活動事例の周知

第5章 目標別の施策の展開

基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

《公助》

市 が取り組むこと

No	事業名	事業内容	担当
96	社会福祉協議会への補助事業	社会福祉協議会と連携し、円滑な事業運営を図ります。また、補助金を交付し、住民福祉の向上を推進します。	健康福祉政策課
97	市民協働インフォメーションルームの運営	市民活動の拠点として活動してもらえるよう市民協働インフォメーションルームの運営を改善し、利用しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな施策の中で、ソーシャル・インクルージョンを意識した取り組みを推進します。	協働政策課
98	余暇活動充実のための支援	障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を提供するため、障がいのある人となない人が参加できる障がいの理解を深めるイベントを実施します。	障がい福祉課
99	地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	福祉教育を充実させ、高齢者や障がいのある人への理解を促進し、関係団体と連携して学習活動への参加を支援します。	指導課
94	認知症サポーター養成事業	市民が認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となるための「認知症サポーター養成講座」を広く実施します。	高齢者支援課
65	人権尊重についての広報と啓発	人権啓発パンフレットなどの配布や広報紙により人権週間などの周知を行います。また、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	多様性社会推進課
100	職員の研修	各種施策や窓口などの対応において、配慮が必要な人への適切な配慮ができるよう職員の研修に取り組みます。	人事課
101 (新規)	乳幼児個別支援計画並びに個別の教育支援計画に基づく継続的な支援体制の整備	発達支援や発達障がいに関する社会的関心は年々高まっている状況であることから、引き続き一般市民をはじめ、発達支援やこどもを取り巻く関係者（保育士、幼稚園・小中学校教諭、保健師、市内外の事業主など）を対象とし、発達障がいなどの理解・啓発を拡げるため発達支援研修公開講座を開催します。	ひまわり発達相談センター

第6章 習志野市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定にあたって

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神上の障がいによって判断能力が十分ではない人が、財産管理や福祉サービスの契約などの必要な手続きを行う場合に、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

国は成年後見制度が高齢者や障がいのある人を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念の尊重を図ることとされました。

また、国では平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年3月には成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化し、増大する見込みに適切に対応するため「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても権利擁護が必要な人が地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向けて習志野市地域福祉計画と一体のものとして、「習志野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第2節 習志野市を取り巻く環境

(1) 習志野市の取り組み

本市では成年後見制度の相談窓口として平成27年に「成年後見センター」を設置し、これまでも成年後見制度の利用促進を図るため支援してまいりましたが、より一層の制度周知を含めた利用促進の取り組みが求められます。

【成年後見制度利用促進のための取り組み】

平成25年5月1日	習志野市市民後見推進検討委員会設置 ・成年後見制度の現状やニーズ把握 ・市民後見人の活動内容や育成・支援の方法の検討
平成26年4月17日	習志野市成年後見センター設置検討委員会設置 ・成年後見センターの機能について検討 ・市民後見人養成講座について検討
平成26年10月～ 平成27年2月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・27名が講座修了
平成27年6月・7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成27年10月	習志野市成年後見センター開設 ・サンロード津田沼にて月2回開設
平成27年10月～ 平成28年2月	市民後見人養成講座開催 ・4日間の座学と2日間の実習 ・13名が講座修了
平成28年3月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成26年度市民後見人養成講座修了生を対象に 1日間の座学
平成28年7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成28年10月～ 平成29年2月	市民後見人養成講座開催 ・4日間の座学と2日間の実習 ・18名が講座修了
平成29年1月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成26年度、27年度市民後見人養成講座修了生を 対象に2日間の座学

平成29年7月・8月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成29年10月～ 平成30年2月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・14名が講座修了
平成29年11月～ 平成30年1月	市民後見人養成講座修了生勉強会開催 ・平成26年度～28年度市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
平成30年4月	習志野市成年後見センター常設設置 ・習志野市社会福祉協議会に委託
平成30年10月～ 平成31年1月	市民後見人養成講座開催 ・5日間の座学と2日間の実習 ・13名が講座修了
令和元年7月	市民後見人養成フォローアップ研修開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和2年	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和3年	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和4年	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和5年11月・12月	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学
令和6年11月・12月	市民後見人勉強会開催 ・市民後見人養成講座修了生を対象に2日間の座学

第6章 習志野市成年後見制度利用促進基本計画

第2節 習志野市を取り巻く環境

(2) 習志野市の成年後見制度の状況

ア 習志野市における成年後見制度利用者数

令和6年8月1日現在、163人となっています。

法定後見			任意後見
後見	保佐	補助	3人
116人	34人	10人	

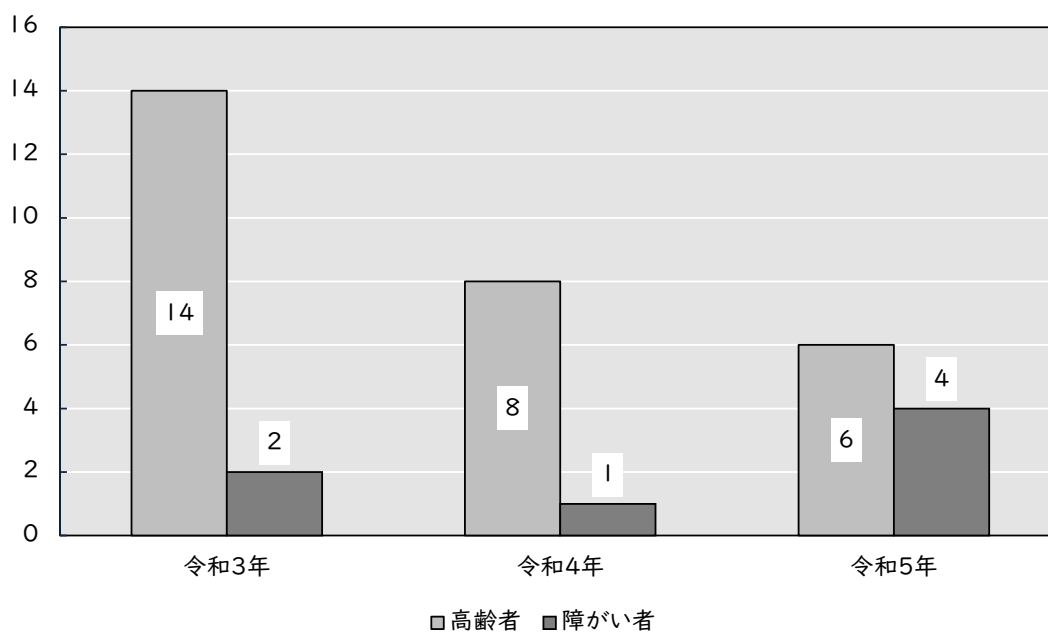
資料：高齢者支援課

イ 習志野市における市長申立て件数

成年後見制度の利用が必要な状態の人が、親族がいない、親族がいても支援が見込めない場合には、市長申立てを行い、本人の権利擁護支援を行っています。

<過去3年度の実績>

(単位：件)



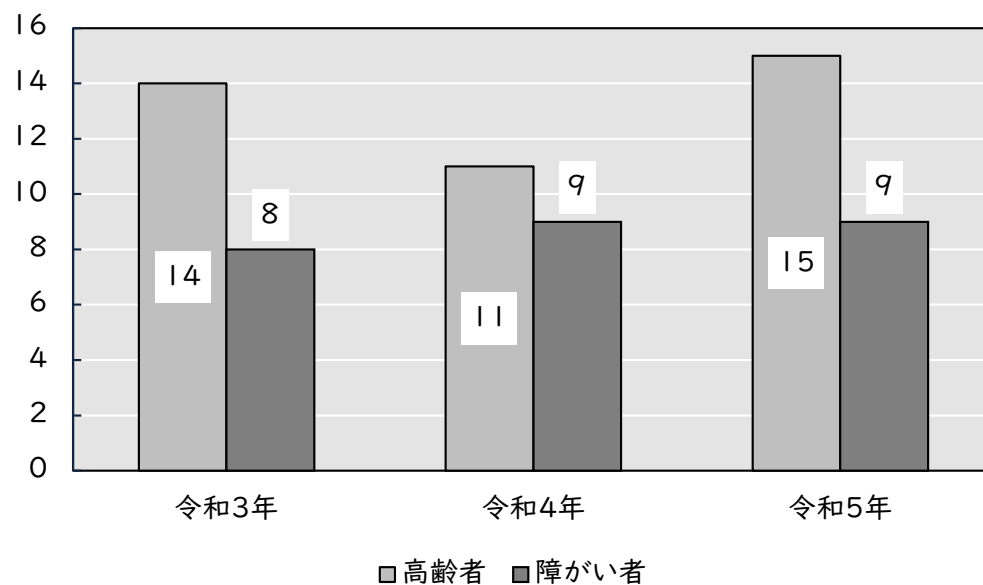
資料：高齢者支援課
障がい福祉課

ウ 習志野市における報酬付与助成件数

成年後見人へ支払う報酬について、生活保護を受けている人や、報酬を支払うことにより、生活が困難になる人に対し、成年後見人に対する報酬の助成を行っています。

<過去3年度の実績>

(単位:件)



資料:高齢者支援課

障がい福祉課

第6章 習志野市成年後見制度利用促進基本計画

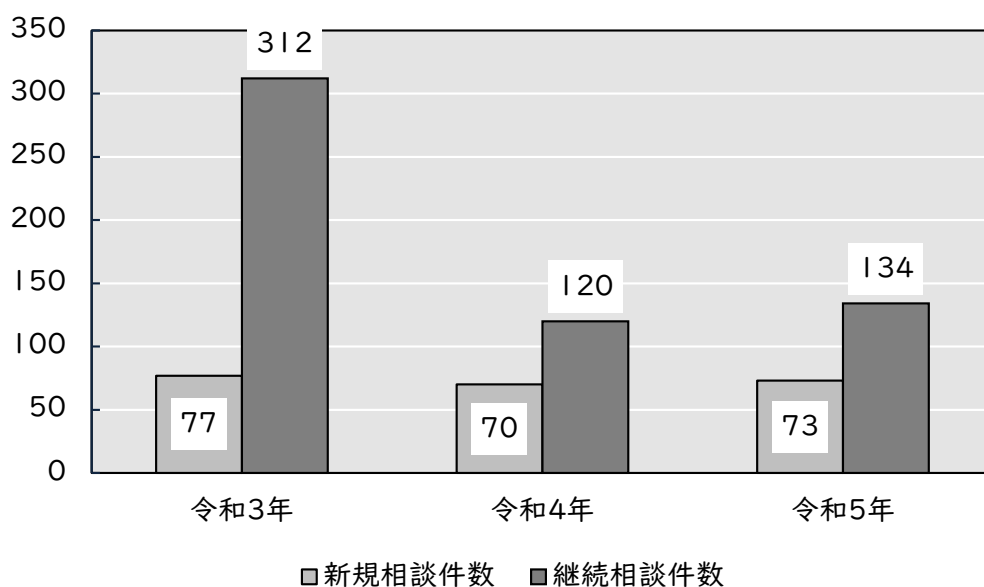
第2節 習志野市を取り巻く環境

エ 習志野市における成年後見制度に関する相談対応

成年後見制度全般に関する相談について、習志野市社会福祉協議会へ相談窓口を委託し、対応しています。

<過去3年度の実績>

(単位:件)



資料: 習志野市社会福祉協議会

オ 日常生活自立支援事業の利用者数

高齢や障がいのため、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理などを行い、権利擁護を図ります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
27人	27人	27人

資料: 習志野市社会福祉協議会

(3) 習志野市の現状と課題

ア 高齢者の状況

習志野市の人口は、175,162人で、そのうち65歳以上の高齢者は41,497人、高齢化率は23.69%となっています（令和6年9月末現在）。本市の高齢化の状況は国や千葉県と比較すると進み方は緩やかですが、小さなコミュニティ単位でみると国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、きめ細やかな対応が求められます。

高齢化に伴い、認知症高齢者も増加を続け、本市では令和12年度には9,955人、令和22年度には12,705人になると予測しており、判断能力の低下した人の権利を擁護するためのニーズは高まっていくと思われます。

「習志野市光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」のアンケート調査によると、「成年後見制度についてどの程度知っているか」という設問に対し、「名称のみ知っている」、「全く知らない」との回答が6割以上を占めており、成年後見制度の理解が不足していることが伺えます。

イ 障がい者がある人の状況

習志野市の障がい者手帳の所持者数（重複障がいの方を含む）は7,151人で、その内訳は、身体障がい4,046人、知的障がい1,196人、精神障がい2,987人となっています（令和6年3月末現在）。

「第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）― 令和6年度～ 令和11年度 ―」において過去の障がい者数の推移をもとにした将来の障がい者数の推計では、身体障がい者数は横ばいで推移する一方、知的障がい者数や精神障がい者数の増加が予想されています。

また、上述の第5期習志野市障がい者基本計画のアンケート調査における【利用したい相談制度】という設問に対し、「成年後見制度に関する相談」に47.4%が回答しており、障がいのある人の財産を守り、日常生活など等の支援に資するため、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図る必要があります。

第3節 基本方針

1. 基本方針

本市の取組状況や課題を踏まえ、「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあい、助け合えるまち」という習志野市地域福祉計画の理念に基づき、成年後見制度の利用を促進し、必要な人が制度を利用しながら地域で安心して暮らせるよう次の3点を施策目標とし、権利擁護を支える基盤を整備します。

施策の推進にあたっては、習志野市と習志野市社会福祉協議会（習志野市成年後見センター）、成年後見に係る職能団体、医療・介護・福祉などの関係機関と連携していきます。

第4節 施策目標

【施策目標Ⅰ】成年後見制度の利用促進

●主な施策

(1) 成年後見制度や相談窓口の普及・啓発

権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある人が、必要な時に成年後見制度が利用できるように、制度について、また、相談窓口についての広報や周知活動を行います。

事業内容	施策の方向性
広報・周知活動	・市及び社会福祉協議会の広報、ホームページなどで成年後見制度に関する情報を発信します。 ・市民や支援者に対し、成年後見制度に関する出前講座を開催し、幅広く理解を広めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症や障がいなどにより判断能力が十分ではない人で、親族の支援が受けられない場合など、市が本人、親族に代わり後見など開始の申立てを行い、制度利用の促進に取り組みます。また、申立て費用や後見人などへの報酬費の支払いが困難な人へ費用助成を行います。

事業内容	施策の方向性
成年後見制度利用支援事業	・「習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用助成に関する要綱」に基づき、支援が必要な人が成年後見制度の利用が可能となるよう、引き続き支援します。

【施策目標2】地域連携ネットワークの構築

●主な施策

(1) ネットワークの整備に関する検討

「権利擁護の地域連携ネットワーク」とは、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

権利擁護を必要とする人が安心して制度を利用することが出来るよう、仕組みづくりを行います。

事業内容	施策の方向性
中核機関の検討	・地域連携ネットワークを構築し、運営するためには、その中核となる機関の設置が必要になると考えられます。成年後見業務に関わる団体などと整備について検討します。

【施策目標3】市民後見人の育成

●主な施策

(1) 市民後見人養成講座修了生への支援

市民後見人は、成年後見制度を利用する人に対し、地域に根差した細やかで寄り添った対応を期待されており、養成講座を修了した人が地域の中で広く権利擁護の担い手として活躍できるよう支援を行います。

事業内容	施策の方向性
市民後見人養成講座修了生への支援 (社会福祉協議会へ委託)	・講座修了生に向けた後見実務などの勉強会を引き続き開催します。 ・社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の支援員として権利擁護支援を行えるよう支援します。 ・社会福祉協議会が行っている「法人後見業務」において支援員として権利擁護支援を行えるよう体制を整備します。

第7章 習志野市更生保護推進計画（習志野市再犯防止推進計画）

第1節 計画策定にあたって

（1）計画の背景及び趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年に285万3,739件と戦後最多となったものの、その後、徐々に減少し令和3年には56万8,104件と戦後最少となりました。

しかしコロナ禍を経て、増加傾向に転じ令和5年には、70万3,351件となっています。

一方で、刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は令和2年の50.6%をピークに減少傾向となっておりますが、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況です。犯罪をした人などの中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコールなどへの依存のある人、高齢で身寄りがいない人など、地域社会で生活する上で、様々な生きづらさや困難を抱えている人も少なくありません。

このような困難等を抱えた人などの再犯を防止するには、刑事司法機関の手続きにとどまらず、地域においても関係機関や民間団体などが協力、連携し社会復帰に向けた継続的な支援を続けていくことが大切です。

本市では、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があることから、「更生保護推進計画（習志野市再犯防止推進計画）」を策定します。

（2）計画の位置づけ

本計画は、平成28年12月に公布・施行された、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」とする。）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

また、本計画の策定においては、関係する福祉分野での「習志野市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本市の取り組みをより一層推進することとします。

（3）計画の対象者

本計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」を支援対象者とします。同条項において「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者」と規定されています。これには、矯正施設を退所した人だけでなく、警察で微罪処分になった人や検察で不起訴処分（起訴猶予）になった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人等も含まれます。

（4）計画期間

令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

第2節 習志野市を取り巻く環境

課題

昨今、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域との交流も少なくなり、地域社会を取り巻く環境の大きな変化が見られます。

そのような中、犯罪をした者等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻るものとなりますが、そうした人の中にも、社会復帰に向けて支援が必要とする人がいます。

一度犯罪をしてしまった人が再び犯罪を行わないようにするには、犯罪をした人が抱える様々な生きづらさを解消することが最も有効であると考えられます。

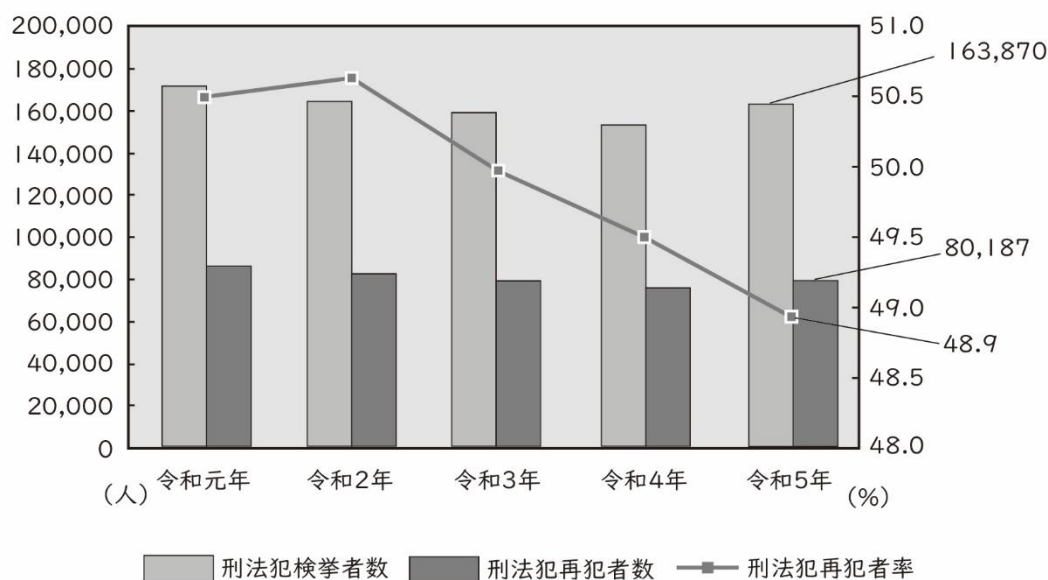
そのためには市と県・国、そして民間団体・市民が連携し、犯罪をした人が地域で孤立することなく生活を再建できるように、就労、住居、保健医療等、多岐にわたる支援することが重要となります。

1. 刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率の推移

◇国・千葉県及び習志野市の状況

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は、これまでは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向となっています。

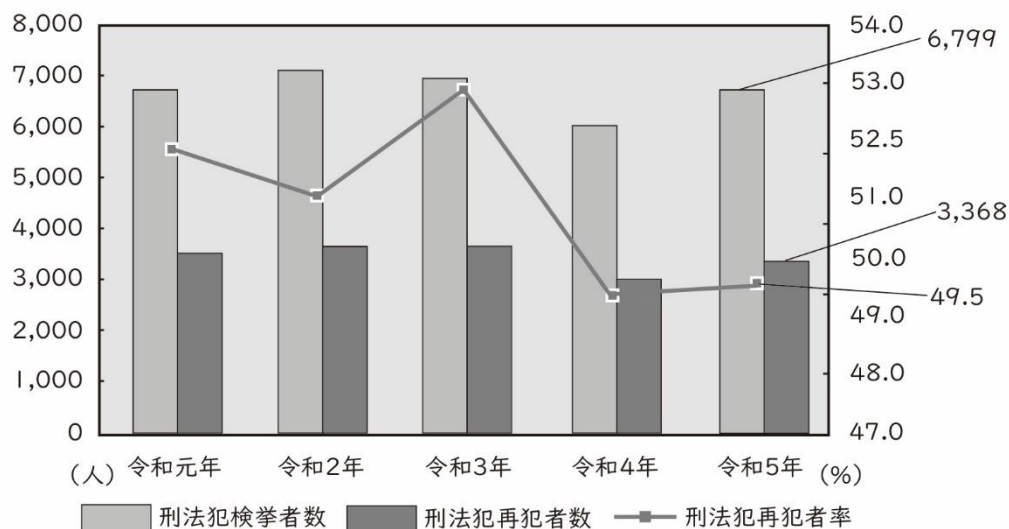
<刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移（全国）>



資料：法務省矯正局提供データ

千葉県の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は令和3年は52.9%でしたが、以降は49～50%程度で推移しています。

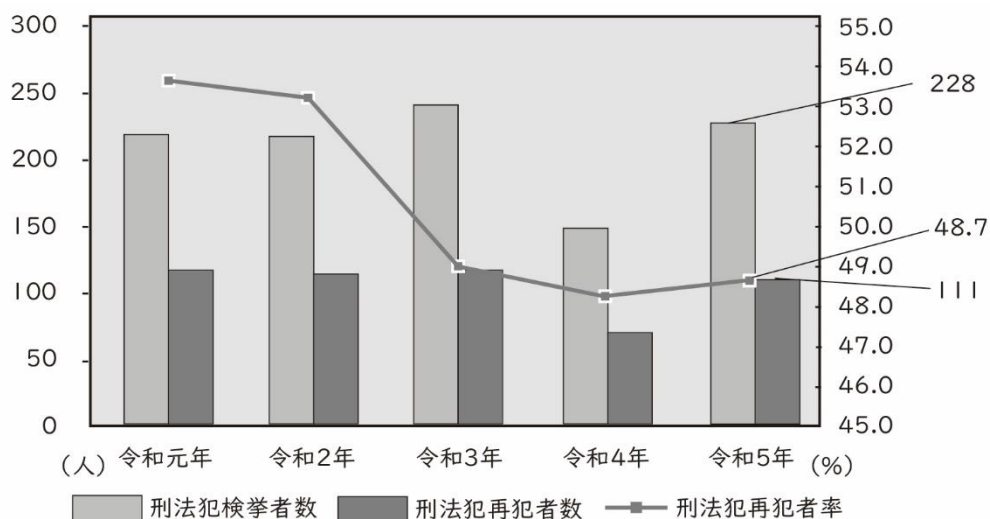
<刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移(千葉県)>



資料:法務省矯正局提供データ

習志野市内の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)の傾向としては、令和2年以降減少し、近年は48~49%程度で推移しており、全国平均とおおよそ等しくなっています。

<刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移(習志野市)>



資料:法務省矯正局提供データ

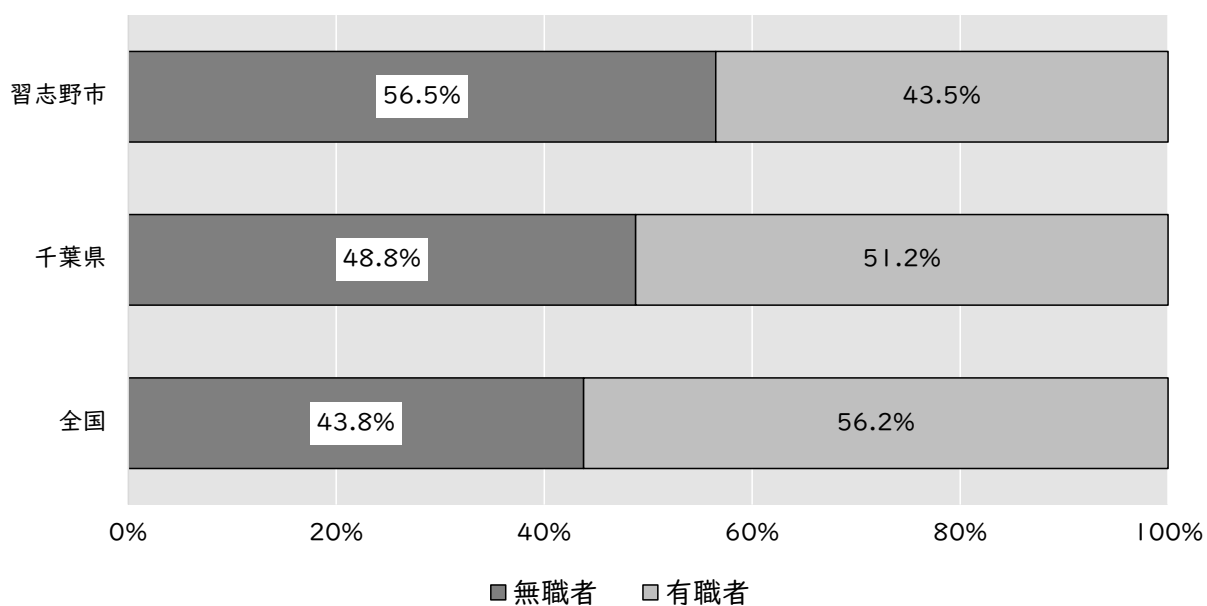
第7章 習志野市更生保護推進計画（習志野市再犯防止推進計画）

第2節 習志野市を取り巻く環境

（2）検挙者の就労状況

令和 5 年の検挙者のうち、犯行時の居住地が習志野市であった人について、無職者の割合は50%を超えています。これは全国の48.8%、千葉県の43.8%に比べ、無職者の割合が高くなっています。（初犯・再犯含む）

<令和 5 年検挙者の就労状況>

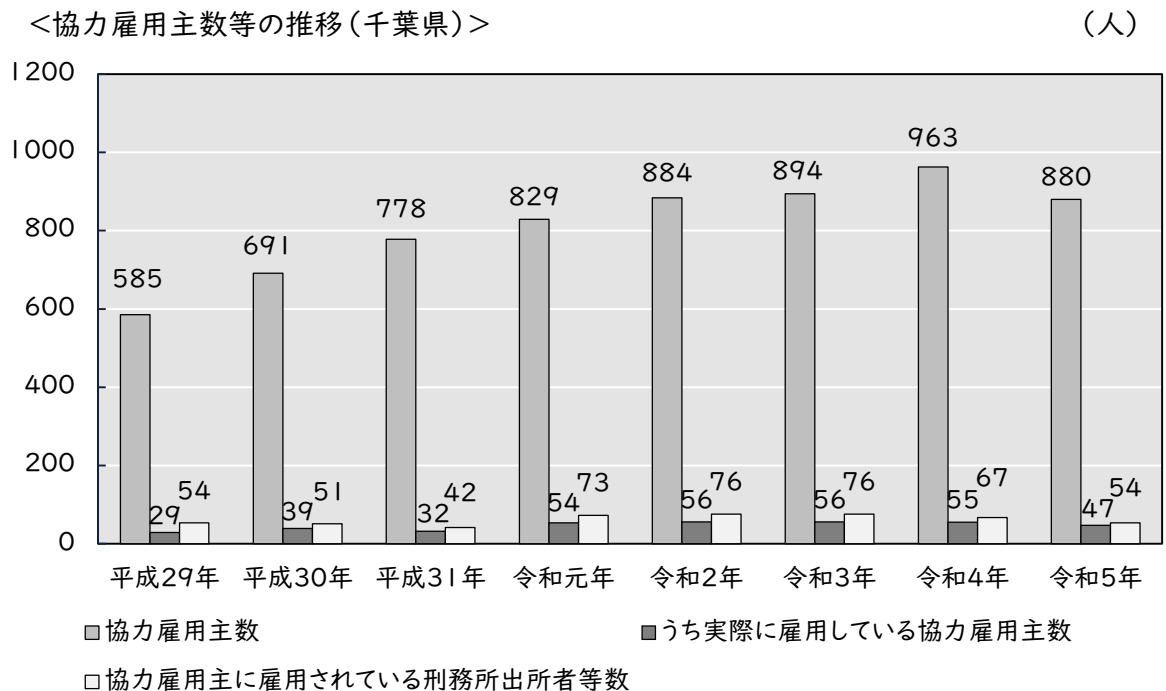


資料：法務省矯正局提供データ

(3) 協力雇用主の状況について

刑務所出所後、就職することが困難である一方で、それを支える雇用主も存在しています。千葉県における協力雇用主は年々増加傾向にあるものの、犯罪をした人等を実際に雇用している協力雇用主数は令和元年から横ばいで推移しています。

また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は、令和5年は54名であり、令和2年をピークに減少傾向にあります。



資料:千葉保護観察所提供データ

「協力雇用主」とは

犯罪や非行を起こした過去があるため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々を協力雇用主といいます。

無職者の再犯率は有職者と比べて約3倍高いといわれており、再犯率を下げるには就職していることが重要といえます。犯罪をした人等が再犯をしないようにするためには、協力雇用主の存在が不可欠です。千葉県では令和5年時点で、880の事業者が協力雇用主として登録をしています。

第2節 習志野市を取り巻く環境

犯罪をした人の処遇(手続きの流れ)

[illegible]

130

①警察など

警察などが犯人を検挙して必要な調査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

②検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、拘禁刑、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の拘禁刑などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。拘禁刑、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

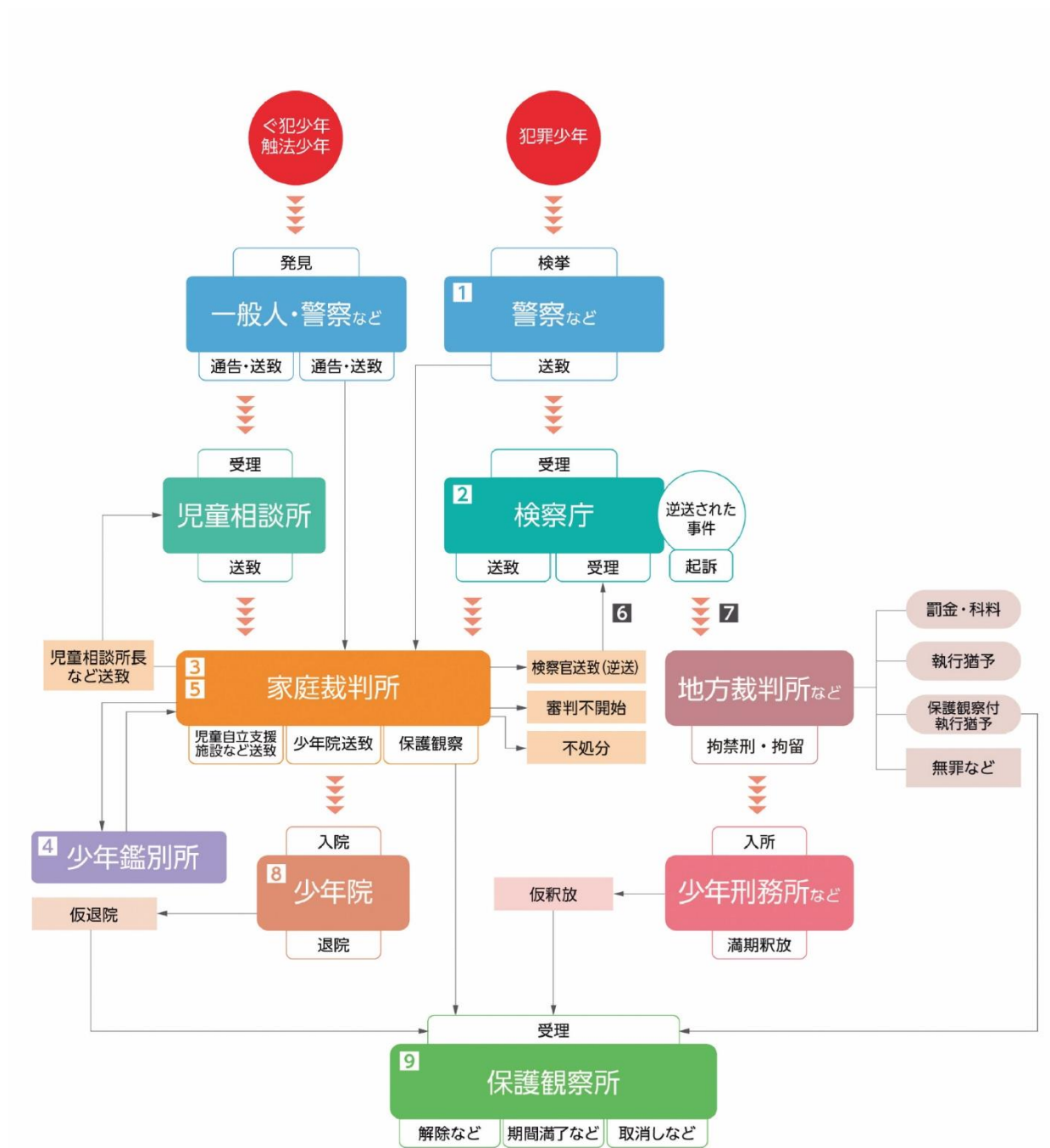
⑥婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

第7章 習志野市更生保護推進計画（習志野市再犯防止推進計画）

第2節 習志野市を取り巻く環境

イ 非行少年に関する手続きの流れ



出典：令和5年版再犯防止推進白書

①警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

②検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯(犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。)などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学などの専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録などの調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、拘禁刑、拘留に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援などを受けながら更生への道を歩みます。

⑨保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

第3節 基本方針

- 1 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員とすることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
- 2 犯罪をした人等が、その特性に応じ、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにし、地域住民の理解や協力を得ながら再犯防止に向けた活動を推進する。
- 3 国、県、民間団体、教育機関等、関係機関が連携して再犯防止に取り組み、情報共有や効果的な支援体制の構築を目指す。
- 4 再犯の防止等に関する取り組みは、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のための努力することの重要性を踏まえて行う。

第4節 施策目標

(1) 計画の推進体制

本計画の再犯の防止等に関する施策の推進にあたっては、保護観察所や警察などの公的機関、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主などの民間団体、また、学校などの地域とのつながりが必要不可欠です。

再犯防止推進法の趣旨などを踏まえ、国や民間団体などとの連携を強化し、犯罪をした者等が再び罪を犯さないよう、円滑に地域社会に復帰できるように支援に努め、安全で安心して生活していける社会の実現を目指します。

(2) 本市の取り組み

①就労・住居の確保等による自立支援の推進

概要	ふるさとハローワークならしの 犯罪をした人等を含む求職者に対して、「ふるさとハローワークならしの」の周知を行います。
担当課・関係機関	産業振興課・ふるさとハローワークならしの

概要	生活と仕事の総合相談窓口「らいふあっぷ習志野」 生活、仕事、健康、家族、家計、将来などのお悩みをうかがい、福祉サービスの案内や就労支援など、お悩みが解決するまで、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者が継続的に支援します。
担当課・関係機関	生活相談課・らいふあっぷ習志野

概要	市営住宅 住宅に困窮する低額所得者に対して、所得に応じて低廉な家賃で、借りられる市営住宅についての周知を行います。
担当課・関係機関	住宅課

第7章 習志野市更生保護推進計画（習志野市再犯防止推進計画）

第4節 施策目標

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

概要	生活保護制度による周知 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その人の自立を目指し支援を実施します。
担当課・関係機関	生活相談課

概要	成年後見制度利用支援 成年後見制度の手続きを行う親族がいない人が、制度利用の必要性を認めた場合は、市の法定後見開始の手続き及び費用の立替えを行います。 なお、習志野市社会福祉協議会では、成年後見センターとして、成年後見制度全般に関する相談窓口を設けています。
担当課・関係機関	高齢者支援課・習志野市社会福祉協議会

③非行の防止・学校等との連携した修学支援等の実施

概要	教育相談 総合教育センターの教育相談では、非行等を含む、家庭での子育てや保護者と子どもとの関係性等について保護者が相談できるよう、窓口を設置しています。 また、プレイセラピー等を通して、児童生徒が抱える悩みや生きづらさを受け止め、話し合う場ともしています。 学校や教育委員会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、様々な関係機関と情報共有しながら、児童生徒自身や保護者が孤立しないよう、相談を受けています。
担当課・関係機関	総合教育センター

概要	中学校長と保護司との意見交換会 習志野地区保護司会と習志野市中学校長会との意見交換会を実施し、連携強化を図ります。
担当課・関係機関	健康福祉政策課・教育委員会 指導課

④犯罪をした人等の特性に応じた支援等の実施

概要	こどもと家庭の相談窓口 犯罪や非行をした少年や若年者等の中には、保護者による適切な監護が得られないネグレクト等を抱えている背景があることも少なくありません。家庭環境や心身の状況等を適切に把握した上で、適切な支援につながるよう相談に応じます。
担当課・関係機関	こども家庭課

概要	高齢者・障がい者の相談窓口 犯罪や非行をした人等の中には、精神症状や発達上の課題を抱えている方が適切な支援につながっていなかったり、課題そのものが見逃されてきた場合も少なくありません。抱えている課題の整理等を行いながら、適切な支援につながるよう相談に応じます。
担当課・関係機関	(高齢者) 高齢者支援課・高齢者相談センター (障がい者) 障がい福祉課・基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所

概要	女性の生き方相談 犯罪や非行をした女性の中には、過去に虐待やDVの被害体験や性被害による精神的な課題を抱えている背景があることも少なくありません。これからの生き方、家庭問題、仕事等、女性が抱える様々な悩みについて、心理的なサポート等を行いながら、相談に応じます。
担当課・関係機関	多様性社会推進課

⑤再犯防止に向けた更生保護活動の促進

概要	更生保護活動の情報発信 保護司会や更生保護女性会など、地域において更生保護を支える民間ボランティアや団体の活動について、市の広報紙やホームページにおいて、活動の紹介など情報発信を行います。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

概要	保護司活動の支援 保護観察対象者との面談場所について、保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司の負担軽減を図る観点から、自宅以外で身近に面接できる場所として、サポートセンターのほか、公共施設の利用をできるように各施設に依頼します。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

概要	社会を明るくする運動の実施 社会を明るくする運動習志野地区大会にあわせて、幸福の黄色い羽根にちなんだ、黄色いものを市内全域で身に付ける統一活動を実施し、市内の小中学校に黄色いリボンを配布し着用してもらうなど、啓発活動を行います。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

資料

第1節 策定経過

日 時		会 議 など	内 容
令和 6年	12月26日	第1回地域福祉計画策 定委員会	(1) 習志野市第3期地域福祉計画の策定方針について
令和 7年	3月24日	第2回地域福祉計画策 定委員会	(1) 習志野市第3期地域福祉計画素案策定について
	4月21日	第1回福祉問題審議会	(1) 習志野市第3期地域福祉計画の策定について
	6月27日	第1回地域会議	(1) 地域福祉計画の概要について (2) 次期地域福祉計画素案について
	7月22日	第2回地域会議	(1) 地域福祉計画の施策について (2) 成年後見制度利用促進基本計画、習志野市再犯 防止推進計画について
	8月19日	第2回福祉問題審議会	(1) 地域福祉計画の概要について (2) 地域福祉計画の具体的な取組について (3) 成年後見制度利用促進基本計画、習志野市再犯 防止推進計画について
	9月17日	第3回福祉問題審議会	(1) 習志野市第3期地域福祉計画(案)について
		第3回地域福祉計画策 定委員会	
		第4回地域福祉計画策 定委員会	
令和 8年			

第2節 習志野市福祉問題審議会

1. 習志野市福祉問題審議会審議会設置条例

（設置）

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、習志野市福祉問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の福祉に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）市内の福祉関係団体等を代表する者

（2）知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、福祉を所管する部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和54年7月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第20号）抄

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2. 委員名簿

氏 名	選出区分	備 考	備 考
田久保 浩一	1号 福祉関係団体代表者	習志野市社会福祉協議会 会長	会長
鈴木 とし江	1号 福祉関係団体代表者	習志野市地域赤十字奉仕団 委員長	
川地 栄四郎	1号 福祉関係団体代表者	習志野市あじさいクラブ連合会 会長	
高橋 君枝	1号 福祉関係団体代表者	習志野市民生委員児童委員協議会 会長	
三束 武司	2号 知識経験者	習志野市医師会 代表理事	副会長
佃 和子	2号 知識経験者	習志野市高齢者相談員	
田村 光子	2号 知識経験者	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会委員	
高岡 明美	2号 知識経験者	習志野市青少年育成団体連絡協議会 委員	
菅野 道生	2号 知識経験者	淑徳大学看護栄養学部 看護学科 講師	

第3節 習志野市地域福祉計画策定地域会議

1. 習志野市地域福祉計画策定地域会議設置要領

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画を策定するため、習志野市地域福祉計画策定地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 地域会議は、習志野市地域福祉計画の策定に関することについて協議および検討する。

（組織等）

第3条 地域会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）地域支援者
- （2）地域住民
- （3）福祉の当事者団体の代表者又はその推薦を受けた者
- （4）福祉の支援機関の代表者又はその推薦を受けた者

（会長および副会長）

第4条 地域会議に会長および副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 地域会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 地域会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

（設置期間）

第6条 地域会議の設置期間は、習志野市地域福祉計画の策定完了までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、設置期間を延長することができる。

（庶務）

第7条 地域会議の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるものの他、地域会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2. 委員名簿

委嘱区分	氏名	所属・職名
第1号 地域支援者	高橋 君枝	習志野市民生委員児童委員協議会 会長
	小林 伸也	習志野市高齢者相談員
	廣瀬 佳都子	習志野地区保護司会 副会長
	石毛 啓	習志野市社会福祉協議会 事務局長
第2号 地域住民 (地域支援者)	長谷川 清次	習志野市連合町会連絡協議会
	三橋 美知緒	習志野市社会福祉協議会 津田沼支部 支部長
	野田 順子	習志野市社会福祉協議会 藤崎支部 支部長
第3号 福祉の当事者団体	小川 俊子	習志野障がい者ネットワーク 代表
	川地 栄四郎	習志野市あじさいクラブ連合会 会長
第4号 福祉の支援機関	松尾 公平	障がい者支援機関 習志野市障がい者地域共生協議会 会長
	中濱 大介	高齢者支援機関 習志野市介護保険事業者連絡協議会 会長
	菊地 謙	生活困窮者支援機関 中核地域生活支援センターまるっと 所長
	松尾 圭	らいふあっぷ習志野 センター長

第4節 習志野市地域福祉計画策定委員会

1. 習志野市地域福祉計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に基づく本市の習志野市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、習志野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は別表に定める者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は健康福祉部長、副委員長は健康福祉部次長とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の任務等)

第3条 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は計画の策定に関し、調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって計画の案を作成する。

(計画の総合調整)

第4条 計画の作成に関する総合的な調整は、健康福祉政策課で行う。

(資料の提出等)

第5条 委員長は、関係部課等に資料提出及び委員以外の者に会議出席をさせることができる。

(下部組織)

第6条 委員会の下部組織として、計画作成に必要な情報収集、資料作成等を行う作業部会を設置し、別表に定める者をもって組織する。

2 作業部会に会長及び副会長を置く。

3 会長は健康福祉政策課長、副会長は健康福祉政策課政策管理係長とする。

4 会長は作業部会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 作業部会は、必要の都度、会長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(委員会の解散)

第8条 委員会は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月23日から施行する。

別 表(第2条・第6条関係)

委員会および作業部会構成課

委員会			作業部会		
(委員長)	1	健康福祉部長	(会長)	1	健康福祉政策課長
(副委員長)	2	健康福祉部次長	(副会長)	2	健康福祉政策課 政策管理係長
	3	政策経営部次長		3	健康支援課員
	4	総務部次長		4	高齢者支援課員
	5	協働経済部次長		5	生活相談課員
	6	都市環境部次長		6	障がい福祉課員
	7	こども部次長		7	こども政策課員
	8	学校教育部次長		8	こども家庭課員
	9	生涯学習部次長		9	総合政策課員
				10	総務課員
				11	協働政策課員
				12	都市政策課員
				13	教育総務課員
				14	社会教育課員
			作業部会員は、 係長相当職をもって構成する。		

第5節 社会福祉法（抜粋）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第6節 用語一覧

あ 行

ICT

「Information and Communicaion Technology」の略。「情報通信技術」を指し、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。

インクルーシブ教育

こどもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

か 行

介護相談員

サービス利用者とサービス提供事業者や市役所との橋渡し役で、利用者の疑問や不満、不安の声を受け止め、トラブルを未然に防げるよう、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目的に活動しています。

ケースワーカー

身体上や精神上などの理由によって、日常生活を送るうえでさまざまな困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人のこと。

国勢調査

我が国の人口および世帯の実態を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得ることを目的に5年毎に実施しており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定や、地方交付税交付金の配分などに利用されている。もっとも基礎的な統計情報の一つ。最新調査年は令和2年で、次回調査は令和7年に実施を予定している。

心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

子育て支援コンシェルジュ

保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った保育サービス等について情報を提供し、選択肢を提案する専門の相談員。

コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活課題を抱える個々の相談支援をベースにしている（個別支援）、その人や家族の支援を地域の中で展開しつつ（地域生活支援）、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていく（地域支援）という、地域を基盤としたソーシャルワークを実践するワーカー。

さ 行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

自主防災組織

公的な消防組織（消防本部、消防団）ではなく、地域住民による任意の防災組織を指し、平時は減災、災害時は初期防災活動に従事することを目的とする。

市民活動団体

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のこと。

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態を指す。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人。高齢者、障がいのある人、子育て家庭など誰もが孤立することなく、安心して生活できるよう、地域にお住まいの皆さまや行政・福祉関係機関、企業など、多くの人と機関とが連携する「地域で支えあう」仕組みづくりを目指し、さまざまな地域福祉事業を行う。

住民基本台帳

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法の定義（第3条）では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

セーフティネット

制度の狭間、生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや、その体制を指す。

ソーシャル・インクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。社会的包容。

た 行

多様性（ダイバーシティ）

「幅広く性質の異なるもの（人種や国籍、性別、価値観など）が存在すること」を意味する。その状態を受け入れ、生み出すことで、新しい活躍（価値）を創り出すこと。

地域共生社会

「支え手」「受け手」が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会をともに創っていくという理念。

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力行為を指す。

特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園。

な 行

認知症サポーター

厚生労働省事業の一環として、認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として活動する。

ノーマライゼーション

障がいのある人が一般市民と同様の普通の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指す理念。

は 行

パブリックコメント

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がいがある人が、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」を指す。

放課後児童会

保護者が就労などにより日中家庭にいない小学生を対象に、家庭の代わりとなる放課後の居場所を提供し、遊びを主とする集団生活を通じ、児童の健全育成を図っている。

ま 行

まちづくり会議

地元町会・自治会、高齢者団体、NPO、公共施設の長など地域に関係する各種団体の代表者や市の地域担当職員などを構成員とし、地域毎に住民が主体となって地域の特性を活かしながら開催・運営される本市独自の制度。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を指す。



習志野市第3期地域福祉計画

発行年月：令和8年3月

発行・編集：習志野市健康福祉部 健康福祉政策課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151(代表)

ファックス：047-453-9309

メール：hofutyo@city.narashino.lg.jp ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp>



習志野市